



愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成28年4月1日金曜日 第2761号外1

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則.....（人事課）..... 1
 愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則.....（ " ）..... 5
 児童福祉法施行細則及び愛媛県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則.....（ " ）..... 6
 愛媛県母子及び寡婦福祉法施行細則等の一部を改正する規則.....（子育て支援課）..... 7
 愛媛県会計規則の一部を改正する規則.....（会計課）.....27

告 示

愛媛県個人情報保護条例第29条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報の一部改正.....（広報広聴課）.....36
 愛媛県がん対策推進委員会規程の一部改正.....（医療対策課）.....36

訓 令

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令.....（人事課）.....37
 愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令.....（ " ）.....38
 愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令.....（ " ）.....67
 愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令.....（ " ）.....74
 組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令.....（ " ）.....82

教育委員会規則

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則.....（教育総務課）.....89

教育委員会告示

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第19条第8項の規定による教育行政に関する相談に関する事務を行う職員の指定の一部改正
（教育総務課）.....90

人事委員会規則

職員の採用及び昇任に関する規則及び公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則.....（人事委員会事務局）.....91
 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則.....（ " ）.....92

公営企業管理規程

愛媛県公営企業組織規程等の一部を改正する管理規程.....（公営企業管理局総務課）.....96

公営企業訓令

愛媛県企業臨時職員の給与に関する規則等の一部を改正する訓令.....（公営企業管理局総務課）... 100

規 則

○愛媛県規則第20号

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則

愛媛県行政組織規則（昭和55年愛媛県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
（局及び課）		（局及び課）	
第4条 次の表の左欄に掲げる部に、それぞれ当該中欄に掲げる局及び当該右欄に掲げる課を置く。		第4条 次の表の左欄に掲げる部に、それぞれ当該中欄に掲げる局及び当該右欄に掲げる課を置く。	
省略		省略	
保健 省略		保健 省略	

福祉 部	生きがい 推進局	子育て支援課、障がい福祉課、長寿介護課
省略		

2 えひめ国体推進局に国体総務企画課、障がい者スポーツ大会課、国体運営・施設課、国体競技式典課 _____ 及び国体競技力向上対策課を置く。

(室)

第4条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ当該右欄に掲げる室を置く。

省略	
建築住宅課	省略
国体総務企画課	行幸啓室

(総務部各課の所掌事務)

第7条 省略

2 人事課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第7号、第8号、第10号及び第11号の事務は、職員厚生室が所掌する。

(1)～(12) 省略

(13) 職員の退職管理に関すること。

(14) 省略

3～7 省略

(企画振興部各課の所掌事務)

第8条 省略

2～4 省略

5 情報政策課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(8) 省略

(9) 小規模施設特定有線一般放送に関すること。

6～8 省略

(県民環境部各課の所掌事務)

第9条 省略

2～6 省略

7 環境政策課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(11) 省略

(12) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づくエネルギー管理に関すること。

(13)～(16) 省略

8・9 省略

(保健福祉部各課の所掌事務)

第10条 省略

2～5 省略

6 障がい福祉課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) 省略

7 省略

(農林水産部各課の所掌事務)

第13条 省略

2・3 省略

4 農地整備課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(10) 省略

(11) 中山間地域等の直接支払に関すること。

(12) 省略

5 農産園芸課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において

福祉 部	生きがい 推進局	子育て支援課、障害福祉課、長寿介護課
省略		

2 えひめ国体推進局に国体総務企画課 _____、国体運営・施設課、国体競技式典課、障害者スポーツ大会課及び国体競技力向上対策課を置く。

(室)

第4条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ当該右欄に掲げる室を置く。

省略	
建築住宅課	省略

(総務部各課の所掌事務)

第7条 省略

2 人事課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第7号、第8号、第10号及び第11号の事務は、職員厚生室が所掌する。

(1)～(12) 省略

(13) 省略

3～7 省略

(企画振興部各課の所掌事務)

第8条 省略

2～4 省略

5 情報政策課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(8) 省略

6～8 省略

(県民環境部各課の所掌事務)

第9条 省略

2～6 省略

7 環境政策課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(11) 省略

(12) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づくエネルギー管理に関すること。

(13)～(16) 省略

8・9 省略

(保健福祉部各課の所掌事務)

第10条 省略

2～5 省略

6 障害福祉課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) 省略

7 省略

(農林水産部各課の所掌事務)

第13条 省略

2・3 省略

4 農地整備課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(10) 省略

(11) 省略

5 農産園芸課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において

て、第4号及び第16号から第18号までの事務は、担い手・農地保全対策室が所掌する。

(1)～(18) 省略

(19) 省略

6～11 省略

(土木部各課の所掌事務)

第14条 省略

2 省略

3 河川課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) 省略

(4) 水防に関すること(他の主管に属するものを除く。)。

(5)・(6) 省略

4～11 省略

(えひめ国体推進局各課の所掌事務)

第14条の2 国体総務企画課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。この場合において、第6号の事務は、行幸啓室が所掌する。

(1)～(5) 省略

(6) 行幸啓、行啓及びお成りに関すること。

2 障がい者スポーツ大会課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会実行委員会の全国障害者スポーツ大会推進委員会に関すること。

(2) 第17回全国障害者スポーツ大会の開催準備の企画及び総合調整に関すること。

(3) 第17回全国障害者スポーツ大会の関係機関等との連絡調整に関すること。

(4) その他第17回全国障害者スポーツ大会の開催準備に関すること(他の主管に属するものを除く。)。

3 省略

4 省略

5 省略

(知事に直属して置く職員)

第15条の2 知事に直属して特命理事、営業本部長、防災安全統括部長、営業本部マネージャー、営業主幹、すご味係長及びすごモノ係長を置く。

(部等に置く職員)

第16条 省略

2 省略

3 県民環境部に環境技術専門監を置く。

4 省略

5 えひめ国体推進局に局長、総務担当次長、運営・式典担当次長及び競技力向上担当次長を置く。

(局に置く職員)

て、第4号及び第16号から第19号までの事務は、担い手・農地保全対策室が所掌する。

(1)～(18) 省略

(19) 中山間地域等の直接支払に関すること。

(20) 省略

6～11 省略

(土木部各課の所掌事務)

第14条 省略

2 省略

3 河川課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) 省略

(4) 水防に関すること_____。

(5)・(6) 省略

4～11 省略

(えひめ国体推進局各課の所掌事務)

第14条の2 国体総務企画課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1)～(5) 省略

2 省略

3 省略

4 障害者スポーツ大会課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会実行委員会の全国障害者スポーツ大会推進委員会に関すること。

(2) 第17回全国障害者スポーツ大会の開催準備の企画及び総合調整に関すること。

(3) 第17回全国障害者スポーツ大会の関係機関等との連絡調整に関すること。

(4) その他第17回全国障害者スポーツ大会の開催準備に関すること(他の主管に属するものを除く。)。

5 省略

(知事に直属して置く職員)

第15条の2 知事に直属して_____営業本部長、防災安全統括部長、営業副本部長、営業本部マネージャー、営業主幹、すご味係長及びすごモノ係長を置く。

(部等に置く職員)

第16条 省略

2 省略

3 省略

4 えひめ国体推進局に局長、総務担当次長_____及び競技力向上担当次長を置く。

(局に置く職員)

第16条の2 省略

2 省略

3 省略

4 省略

(課及び室に置く職員)

第17条 省略

2～5 省略

6 国体運営・施設課に交通警備調整監を置く。

(出納局に置く職員)

第20条 省略

2 出納局に、必要に応じ、次の職員を置く。

(1)～(3) 省略

(4) 担当係長

(5) 省略

第3節の2 愛媛県福祉総合支援センター

第74条 省略

2 福祉総合支援センターに、次の表の左欄に掲げる課及び当該右欄に掲げる係を置く。

省略	
障がい者支援課	

3・4 省略

別表第1 (第5条関係)

課	係
省略	
障がい福祉課	障がい政策係、在宅福祉係、障がい施設係、障がい支援係
省略	
観光物産課	観光企画係、物産振興係
省略	
農地整備課	事業管理係、用地管理係、技術管理係、ほ場整備係、農業水利係、農村整備係、農地防災係
農産園芸課	省略
担い手・農地保全対策室	農地活用係、鳥獣害対策係、担い手育成係
省略	
森林整備課	造林係、保護緑化係、林地保全係、治山係
省略	

別表第3 (第23条の2関係)

地方局の部	課	係
省略		
南予地方局	総務企画部	省略
		税務課
	省略	
	省略	

第16条の2 省略

2 省略

3 環境局に環境技術専門監を置く。

4 省略

5 省略

(課及び室に置く職員)

第17条 省略

2～5 省略

(出納局に置く職員)

第20条 省略

2 出納局に、必要に応じ、次の職員を置く。

(1)～(3) 省略

(4) 省略

第3節の2 愛媛県福祉総合支援センター

第74条 省略

2 福祉総合支援センターに、次の表の左欄に掲げる課及び当該右欄に掲げる係を置く。

省略	
障害者支援課	

3・4 省略

別表第1 (第5条関係)

課	係
省略	
障害福祉課	障害政策係、在宅福祉係、障害施設係、障害支援係
省略	
観光物産課	観光企画係、観光まちづくり係、物産振興係
省略	
農地整備課	事業管理係、用地管理係、計画係、技術管理係、ほ場整備係、農業水利係、農村整備係、農地防災係
農産園芸課	省略
担い手・農地保全対策室	農地活用係、鳥獣害対策係、担い手育成係、直接支払係
省略	
森林整備課	造林係、保護緑化係、林地保全係、治山係、水源林整備係、公有林整備係
省略	

別表第3 (第23条の2関係)

地方局の部	課	係
省略		
南予地方局	総務企画部	省略
		税務課
	省略	
	省略	

建設部	省略	
	道路課	_____
	省略	
	省略	

別表第5（第23条の3関係）

土木事務所	課	係
省略		
東予地方局今治土木事務所	省略	
	建設企画課	企画調査係 _____
	省略	
	道路課	
	上島架橋建設課	上島架橋係
省略		
南予地方局八幡浜土木事務所	省略	
	道路課	_____
	大洲・八幡浜自動車道建設課	
省略		

建設部	省略	
	道路課	九島架橋係
	省略	
	省略	

別表第5（第23条の3関係）

土木事務所	課	係
省略		
東予地方局今治土木事務所	省略	
	建設企画課	企画調査係、上島架橋係
	省略	
	道路課	_____
省略		
南予地方局八幡浜土木事務所	省略	
	道路課	高規格道路係

省略		

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、次の表の左欄に掲げる職を命ぜられ、又は課に勤務若しくは兼務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ当該右欄に掲げる職を命ぜられ、又は課に勤務若しくは兼務を命ぜられたものとする。

保健福祉部生きがい推進局障害福祉課長	保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課長
保健福祉部生きがい推進局障害福祉課障害政策係長	保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課障がい政策係長
保健福祉部生きがい推進局障害福祉課障害政策係担当係長	保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課障がい政策係担当係長
保健福祉部生きがい推進局障害福祉課在宅福祉係長	保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課在宅福祉係長
保健福祉部生きがい推進局障害福祉課	保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課
えひめ国体推進局障害者スポーツ大会課総務グループ担当係長	えひめ国体推進局障がい者スポーツ大会課総務グループ担当係長
えひめ国体推進局障害者スポーツ大会課運営グループ担当係長	えひめ国体推進局障がい者スポーツ大会課運営グループ担当係長
えひめ国体推進局障害者スポーツ大会課	えひめ国体推進局障がい者スポーツ大会課
福祉総合支援センター障害者支援課身体障害者支援グループ担当係長	福祉総合支援センター障がい者支援課身体障がい者支援グループ担当係長
子ども療育センター発達障害者支援センター担当係長	子ども療育センター発達障がい者支援センター担当係長

○愛媛県規則第21号

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則

愛媛県職員の職の設置規則（昭和48年愛媛県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（職の設置）	（職の設置）
第2条 知事の事務部局及び労働委員会事務局に置く職員の職は、	第2条 知事の事務部局及び労働委員会事務局に置く職員の職は、

次の表のとおりとする。

区 分	職
知事の 事務部 局	本庁 特命理事、部長、営業本部長、防災安全統括部長、局長、部付、環境技術専門監、医療政策監、技術監、総務担当次長、運営・式典担当次長、競技力向上担当次長、参事、課長、室長、営業本部マネージャー、副参事、技幹、医監、危機管理監、原子力安全対策推進監、高速道路推進監、主席工事検査専門員、学校連携推進監、交通警備調整監、課長補佐、所長、秘書、医幹、主幹、営業主幹、廃棄物監視指導官、検査班長、工事検査専門員、換地指導専門員、用地補償審査専門員、課付、室付、専門員、隊長、船長、機関長、係長、担当係長、すご味係長、すごモノ係長、主計係長、スゴ技係長、副隊長、隊員、主任、主任主事、主任技師、主事、技師、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員
	省略
省略	

次の表のとおりとする。

区 分	職
知事の 事務部 局	本庁 _____ 部長、営業本部長、防災安全統括部長、局長、部付、営業副本部長、医療政策監、技術監、総務担当次長 _____、競技力向上担当次長、参事、課長、室長、営業本部マネージャー、副参事、技幹、医監、危機管理監、環境技術専門監、原子力安全対策推進監、高速道路推進監、主席工事検査専門員、学校連携推進監 _____、課長補佐、所長、秘書、医幹、主幹、営業主幹、廃棄物監視指導官、検査班長、工事検査専門員、換地指導専門員、用地補償審査専門員、課付、室付、専門員、隊長、船長、機関長、係長、担当係長、すご味係長、すごモノ係長、主計係長、スゴ技係長、副隊長、隊員、主任、主任主事 _____、主事、技師、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員
	省略
省略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第22号

児童福祉法施行細則及び愛媛県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

児童福祉法施行細則及び愛媛県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 児童福祉法施行細則(昭和35年愛媛県規則第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(委任)</p> <p>第1条 省略</p> <p>2 法第32条第2項及び地方自治法第153条第2項の規定により、次に掲げる知事の権限は、地方局長に委任する。</p> <p>(1)～(6)の20 省略</p> <p>(7) 法第46条第1項の規定による児童福祉施設の最低基準の実施の監督に関すること(県及び2以上の社会福祉施設(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する社会福祉施設(養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く。))並びに保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設及び児童家庭支援センターに限る。以下この項において同じ。)を設置する者(市町を除く。)に係るものを除く。)</p> <p>(7)の2～(25) 省略</p> <p>3 省略</p>	<p>(委任)</p> <p>第1条 省略</p> <p>2 法第32条第2項及び地方自治法第153条第2項の規定により、次に掲げる知事の権限は、地方局長に委任する。</p> <p>(1)～(6)の20 省略</p> <p>(7) 法第46条第1項の規定による児童福祉施設の最低基準の実施の監督に関すること(県及び2以上の社会福祉施設(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する社会福祉施設(養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く。))並びに保育所 _____、児童厚生施設及び児童家庭支援センターに限る。以下この項において同じ。)を設置する者(市町を除く。)に係るものを除く。)</p> <p>(7)の2～(25) 省略</p> <p>3 省略</p>

第8条 母子福祉資金のうち、母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金、母子生活資金又は特例児童扶養資金の貸付けを受けている者は、その貸付金の額が令第7条第3号から第5号まで若しくは第8号又は改正令附則第4条第2項の規定による限度額に満たない場合において、特別の理由により増額を必要とするときは、その限度額の範囲内において貸付金の増額を知事に申請することができる。

2・3 省略

(母子福祉資金のうち、母子修学資金又は母子修業資金の貸付けの継続)

第9条 法第13条第3項の規定による母子修学資金又は母子修業資金の継続貸付けを受けようとする者は、母子福祉資金貸付継続申請書(様式第9号)に令第5条第2項各号のいずれかに該当する事実を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 省略

(母子福祉資金貸付金の辞退又は減額の申出等)

第10条 母子福祉資金のうち、母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金、母子生活資金又は特例児童扶養資金の貸付けを受けている者は、母子福祉資金貸付辞退申出書(様式第12号)又は母子福祉資金貸付金減額申出書(様式第13号)により、将来に向かつてそれぞれ貸付けを辞退し、又は減額することを知事に申し出ることができる。

(母子福祉資金のうち、母子修学資金の交付の停止及び減額)

第13条 知事は、令第11条の規定により、母子修学資金の貸付金の交付を停止し、又はその額を減額したときは、母子修学資金交付停止決定通知書(様式第16号)又は母子修学資金貸付減額決定通知書(様式第17号)によりその旨を当該貸付金の貸付を受けている者に通知するものとする。

(母子福祉資金貸付金に係る届出)

第18条 母子福祉資金貸付金の貸付けを受けている者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を当該各号に定める届書により知事に届け出なければならない。ただし、第2号の規定による届出は、連帯借主若しくは同居の親族又は保証人が行わなければならない。

(1)・(2) 省略

(3) 母子福祉資金のうち、母子修学資金の貸付けにより就学している者が休学し、又は復学したとき。休学届(様式第28号)又は復学届(様式第29号)

(4)・(5) 省略

(6) 母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた母子・父子福祉団体の役員又はその貸付けの対象となつた事業に使用されている者に異動があつたとき。母子・父子福祉団体の役員等の異動届(様式第31号)

(母子福祉資金の貸付台帳の備付け)

第19条 省略

2 知事は、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けている母子・父子福祉団体について母子福祉資金貸付台帳(団体貸付用)(様式第33号)を備えるものとする。

(母子家庭日常生活支援事業の開始の届出)

第20条 法第20条の規定による届出は、母子家庭(父子家庭・寡婦)日常生活支援事業開始届出書(様式第34号)を提出することによつて行わなければならない。

(母子家庭日常生活支援事業等の変更の届出)

第8条 母子福祉資金のうち、修学資金、技能習得資金、修業資金、生活資金又は特例児童扶養資金の貸付けを受けている者は、その貸付金の額が令第7条第3号から第5号まで若しくは第8号又は改正令附則第4条第2項の規定による限度額に満たない場合において、特別の理由により増額を必要とするときは、その限度額の範囲内において貸付金の増額を知事に申請することができる。

2・3 省略

(母子福祉資金のうち、修学資金又は修業資金の貸付けの継続)

第9条 法第13条第3項の規定による修学資金又は修業資金の継続貸付けを受けようとする者は、母子福祉資金貸付継続申請書(様式第9号)に令第5条第2項各号のいずれかに該当する事実を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 省略

(母子福祉資金貸付金の辞退又は減額の申出等)

第10条 母子福祉資金のうち、修学資金、技能習得資金、修業資金、生活資金又は特例児童扶養資金の貸付けを受けている者は、母子福祉資金貸付辞退申出書(様式第12号)又は母子福祉資金貸付金減額申出書(様式第13号)により、将来に向かつてそれぞれ貸付けを辞退し、又は減額することを知事に申し出ることができる。

(母子福祉資金のうち、修学資金の交付の停止及び減額)

第13条 知事は、令第11条の規定により、修学資金の貸付金の交付を停止し、又はその額を減額したときは、修学資金交付停止決定通知書(様式第16号)又は修学資金貸付減額決定通知書(様式第17号)によりその旨を当該貸付金の貸付を受けている者に通知するものとする。

(母子福祉資金貸付金に係る届出)

第18条 母子福祉資金貸付金の貸付けを受けている者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を当該各号に定める届書により知事に届け出なければならない。ただし、第2号の規定による届出は、連帯借主若しくは同居の親族又は保証人が行わなければならない。

(1)・(2) 省略

(3) 母子福祉資金のうち、修学資金の貸付けにより就学している者が休学し、又は復学したとき。休学届(様式第28号)又は復学届(様式第29号)

(4)・(5) 省略

(6) 母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた母子福祉団体の理事又はその貸付けの対象となつた事業に使用されている者に異動があつたとき。母子福祉団体の理事等の異動届(様式第31号)

(母子福祉資金の貸付台帳の備付け)

第19条 省略

2 知事は、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けている母子福祉団体について母子福祉資金貸付台帳(団体貸付用)(様式第33号)を備えるものとする。

(母子家庭等日常生活支援事業の開始の届出)

第20条 法第20条の規定による届出は、母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業開始届出書(様式第34号)を提出することによつて行わなければならない。

(母子家庭等日常生活支援事業等の変更の届出)

第21条 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和39年厚生省令第32号）第4条（同省令第6条の17の4及び第7条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、母子家庭（父子家庭・寡婦）日常生活支援事業変更届出書（様式第35号）を提出することによつて行わなければならない。

（母子家庭日常生活支援事業等の廃止の届出等）

第22条 法第21条（法第31条の7第4項及び第33条第5項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、母子家庭（父子家庭・寡婦）日常生活支援事業廃止（休止）届出書（様式第36号）を提出することによつて行わなければならない。

（父子福祉資金の貸付けの申請）

第22条の2 法第31条の6第1項の規定による資金の貸付けを受けようとする者は、父子福祉資金貸付申請書（様式第36号の2）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 配偶者のない男子であること又はその扶養している児童（配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものが同時に民法第877条の規定により20歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその20歳以上である子その他これに準ずる者を含む。以下この項において同じ。）であることを証する書類
- (2) 前号の配偶者のない男子が現に児童を扶養していることを証する書類
- (3) 第3条第1項第1号及び第14号に掲げる書類
- (4) 第3条第1項第4号から第12号までに掲げる書類に準じた書類として知事が必要と認めるもの

2 法第31条の6第4項において準用する法第14条（各号を除く。）の規定による資金の貸付けを受けようとする母子・父子福祉団体は、父子福祉資金貸付申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 法人の役員のうち配偶者のない男子及び貸付けを受けようとする事業（令第31条の4において準用する令第6条第1項に規定するものに限る。）に使用される者のうち配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものに係るその事実を証する書類
- (2) 第3条第2項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる書類
（準用規定）

第22条の3 第4条から第19条までの規定（特例児童扶養資金に係るものを除く。）は、父子福祉資金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条、第6条第1項	第3条第1項	第22条の2第1項
第5条	第3条	第22条の2
第6条第2項	第3条第2項	第22条の2第2項
第7条第1項、第8条第1項、第10条	母子福祉資金のうち、母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金、母子生活資金	父子福祉資金のうち、父子修学資金、父子技能習得資金、父子修業資金、父子生活資金

第21条 母子及び寡婦福祉法施行規則（昭和39年厚生省令第32号）第4条（同省令第9条第2項 _____ において準用する場合を含む。）の規定による届出は、母子家庭等（寡婦）日常生活支援事業変更届出書 _____（様式第35号）を提出することによつて行わなければならない。

（母子家庭等日常生活支援事業等の廃止の届出等）

第22条 法第21条（法第33条第4項 _____ において準用する場合を含む。）の規定による届出は、母子家庭等（寡婦）日常生活支援事業廃止（休止）届出書 _____（様式第36号）を提出することによつて行わなければならない。

第 8 条 第 1 項	令第 7 条 第 3 号から第 5 号まで若しくは第 8 号	令第 31 条 の 5 第 3 号 から第 5 号 まで 若 しくは 第 8 号
第 8 条 第 2 項	前項	第 22 条 の 3 に お いて 準 用 す る 第 8 条 第 1 項
第 8 条 第 3 項	第 4 条、第 5 条 及び 第 6 条 第 1 項	第 22 条 の 3 に お いて 準 用 す る 第 4 条、第 5 条 及 び 第 6 条 第 1 項
	前項	第 22 条 の 3 に お いて 準 用 す る 第 8 条 第 2 項
第 9 条 第 1 項	法 第 13 条 第 3 項 の 規 定 に よ る 母 子 修 学 資 金 又 は 母 子 修 業 資 金	法 第 31 条 の 6 第 3 項 の 規 定 に よ る 父 子 修 学 資 金 又 は 父 子 修 業 資 金
	令 第 5 条 第 2 項 各 号	令 第 31 条 の 3 第 2 項 各 号
第 9 条 第 2 項	前項	第 22 条 の 3 に お いて 準 用 す る 第 9 条 第 1 項
第 11 条	令 第 8 条 第 3 項 だ だ し 書	令 第 31 条 の 6 第 3 項 だ だ し 書
第 12 条 第 1 項	令 第 8 条 第 5 項	令 第 31 条 の 6 第 5 項
第 12 条 第 3 項	第 5 条	第 22 条 の 3 に お いて 準 用 す る 第 5 条
	前 2 項	第 22 条 の 3 に お いて 準 用 す る 第 12 条 第 1 項
第 13 条	令 第 11 条	令 第 31 条 の 7 に お いて 準 用 す る 令 第 11 条
	母 子 修 学 資 金	父 子 修 学 資 金
第 14 条	令 第 12 条 若 しくは 第 13 条	令 第 31 条 の 7 に お いて 準 用 す る 令 第 12 条 若 しくは 第 13 条
第 15 条	令 第 16 条	令 第 31 条 の 7 に お いて 準 用 す る 令 第 16 条
第 16 条 第 1 項	令 第 17 条 だ だ し 書	令 第 31 条 の 7 に お いて 準 用 す る 令 第 17 条 だ だ し 書
第 16 条 第 2 項	前項	第 22 条 の 3 に お いて 準 用 す る 第 16 条 第 1 項
第 17 条 第 1 項	令 第 19 条	令 第 31 条 の 7 に お いて 準 用 す る 令 第 19 条
	法 第 15 条 第 1 項	法 第 31 条 の 6 第 5 項 に お いて 準 用 す る 法 第 15 条 第 1 項
第 17 条 第 2 項	前項	第 22 条 の 3 に お いて 準 用 す る 第 17 条 第 1 項
第 17 条 第 3 項から第 5 項まで	第 1 項	

第18条第3号	母子福祉資金のうち、母子修学資金	父子福祉資金のうち、父子修学資金
第18条第4号	令第12条	令第31条の7において準用する令第12条

2 第20条の規定は、法第31条の7第4項において準用する法第20条の規定による届出について準用する。

(寡婦福祉資金の貸付けの申請)

第23条 法第32条第1項(法附則第6条第1項の規定により法第32条の規定の例による場合を含む。)

____の規定による資金の貸付けを受けようとする者は、寡婦福祉資金貸付申請書(様式第37号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 第3条第1項第4号から第12号まで _____ に掲げる書類に準じた書類として知事が必要と認めるもの
- (3) 第3条第1項第14号に掲げる書類

2 法第32条第4項において準用する法第14条(各号を除く。)の規定による資金の貸付けを受けようとする母子・父子福祉団体は、寡婦福祉資金貸付申請書に次 _____ に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 法人の役員 _____ のうち配偶者のない女子及び貸付けを受けようとする事業(令第6条第1項に規定するものに限る。)に使用される者のうち配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は寡婦に係るその事実を証する書類
 - (2) 省略
- (準用規定)

第24条 第4条から第19条までの規定(特例児童扶養資金に係るものを除く。)は、寡婦福祉資金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
第6条第2項	省略	
第7条第1項、第8条第1項、第10条	母子福祉資金のうち、母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金、母子生活資金	寡婦福祉資金のうち、寡婦修学資金、寡婦技能習得資金、寡婦修業資金、寡婦生活資金
省略		
第9条第1項	法第13条第3項の規定による母子修学資金又は母子修業資金	法第32条第2項の規定による寡婦修学資金又は寡婦修業資金
	令第5条第2項各号	令第33条第2項各号 _____
省略		

(寡婦福祉資金の貸付けの申請)

第23条 法第32条第1項(法附則第6条第1項の規定により法第32条の規定の例による場合を含む。)

____において準用する法第13条第1項の規定による資金の貸付けを受けようとする者は、寡婦福祉資金貸付申請書(様式第37号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 第3条第1項第4号から第12号まで及び第14号に掲げる書類 _____

2 法第32条第3項において準用する法第14条 _____ の規定による資金の貸付けを受けようとする母子福祉団体は、寡婦福祉資金貸付申請書に次 _____ の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 母子福祉団体の理事のうち配偶者のない女子及び貸付けを受けようとする事業(令第6条第1項に規定するものに限る。)に使用される者のうち配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は寡婦に係るその事実を証する書類
 - (2) 省略
- (準用規定)

第24条 第4条から第19条までの規定(特例児童扶養資金に係るものを除く。)は、寡婦福祉資金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
第6条第2項	省略	
省略		
第9条第1項	法第13条第3項 _____	法第32条第1項において準用する法第13条第3項 _____
	令第5条第2項各号	令第33条第2項において準用する令第5条第2項各号 _____
省略		

第11条	令第8条第3項 ただし書	令第37条第3項ただし書 _____
第12条第1項	令第8条第5項	令第37条第5項 _____
省略		
第13条	令第11条	省略
	母子修学資金	寡婦修学資金
省略		
第17条第1項	省略	
	法第15条第1項	法第32条第5項において準用する法第15条第1項
省略		
第17条第3項から第5項まで	省略	
第18条第3号	母子福祉資金のうち、母子修学資金	寡婦福祉資金のうち、寡婦修学資金
省略		

2 第20条の規定は、法第33条第4項の規定による届出について準用する。

様式第1号（第3条関係） 母子福祉資金貸付申請書

様式第1号（その1） 個人用

母子福祉資金貸付申請書		省略
省略		
申請者	ふりがな 氏名	省略
	個人番号	
	省略	
省略		

（様式第1号（その1）の裏面）

記載上の注意

1・2 省略

3 貸付期間欄には、母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金、母子生活資金又は特例児童扶養資金を借り受けようとする場合にのみ記入すること。

4 省略

5 児童欄には、母子修学資金、母子修業資金、母子就職支度資金又は母子就学支度資金を借り受けようとする場合にのみ記入すること。

6～8 省略

9 この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 省略

(2) 申請者が母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」であること又はその扶養している児童（配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが同時に民法（明治29年法律第89

第11条	令第8条第3項 ただし書	令第37条第2項において準用する令第8条第3項ただし書
第12条第1項	令第8条第5項	令第37条第2項において準用する令第8条第5項
省略		
第13条	令第11条	省略
省略		
第17条第1項	省略	
	法第15条第1項	法第32条第4項において準用する法第15条第1項
省略		
第17条第3項から第5項まで	省略	
省略		
省略		

2 第20条の規定は、法第33条第3項の規定による届出について準用する。

様式第1号（第3条関係） 母子福祉資金貸付申請書

様式第1号（その1） 個人用

母子福祉資金貸付申請書		省略
省略		
申請者	ふりがな 氏名	省略
	個人番号	
	省略	
省略		

（様式第1号（その1）の裏面）

記載上の注意

1・2 省略

3 貸付期間欄には、修学資金、技能習得資金、修業資金、生活資金又は特例児童扶養資金を借り受けようとする場合にのみ記入すること。

4 省略

5 児童欄には、修学資金、修業資金、就職支度資金又は就学支度資金を借り受けようとする場合にのみ記入すること。

6～8 省略

9 この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 省略

(2) 申請者が母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」であること又はその扶養している児童_____

様式第3号(その1) 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対する貸付用

省略	
母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条該当の事実	
省略	

様式第3号(その2) 児童に対する貸付用

省略	
母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条該当の事実	
省略	

様式第7号(第6条関係) 母子福祉資金借用書

様式第7号(その1) 個人用

母子福祉資金借用書 省略

省略

については、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)及びこれに基づく政令等の定めるところに従い償還します。

省略	
利子	年 分
省略	

(注)

- 1・2 省略
- 3 無利子の場合は、「利子」欄の「年 分」の文字を抹消してください。

様式第7号(その2) 団体用

母子福祉資金借用書 省略

省略

については、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)及びこれに基づく政令等の定めるところに従い、償還します。

省略

(注) 省略

様式第16号(第13条関係) 母子修学資金交付停止決定通知書

省略

母子修学資金交付停止決定通知書

省略

様式第17号(第13条関係) 母子修学資金貸付減額決定通知書

省略

母子修学資金貸付減額決定通知書

省略

様式第19号(第15条関係) 母子福祉資金貸付金一時償還請求書

省略

年 月 日付けであなたに母子福祉資金 資金を貸付けましたが、次の事実は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第16条第 号の規定に該当するので次により貸付金を償還してください。

様式第3号(その1) 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対する貸付用

省略	
母子及び寡婦福祉法 第6条該当の事実	
省略	

様式第3号(その2) 児童に対する貸付用

省略	
母子及び寡婦福祉法 第6条該当の事実	
省略	

様式第7号(第6条関係) 母子福祉資金借用書

様式第7号(その1) 個人用

母子福祉資金借用書 省略

省略

については、母子及び寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)及びこれに基づく政令等の定めるところに従い償還します。

省略	
利子	年 3 分
省略	

(注)

- 1・2 省略
- 3 無利子の場合は、「利子」欄の「年 3 分」の文字を抹消してください。

様式第7号(その2) 団体用

母子福祉資金借用書 省略

省略

については、母子及び寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)及びこれに基づく政令等の定めるところに従い、償還します。

省略

(注) 省略

様式第16号 _____

省略

修学資金交付停止決定通知書

省略

様式第17号 _____

省略

修学資金貸付減額決定通知書

省略

様式第19号(第15条関係) 母子福祉資金貸付金一時償還請求書

省略

年 月 日付けであなたに母子福祉資金 資金を貸付けましたが、次の事実は、母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第16条第 号の規定に該当するので次により貸付金を償還してください。

省略

様式第20号 (第16条関係) 母子福祉資金違約金不徴収願

省略

母子福祉資金違約金不徴収願

年 月 日付で 資金を借り受けましたが次の理由によつて償還金を支払期日までに支払うことができなかつたので違約金を徴収しないようお願いします。

省略

(注) 省略

様式第27号 (第18条関係) 母子福祉資金借主の死亡届

省略

(注)

- 1 母子修学資金又は母子修業資金の借主が死亡した場合は、母子修学資金又は母子修業資金によつて現に修学又は修業している者が届け出ること。

2・3 省略

様式第31号 (第18条関係) 母子・父子福祉団体の役員等の異動届

省略

母子・父子福祉団体の役員等の異動届

省略

様式第34号 (第20条関係) 母子家庭(父子家庭・寡婦)日常生活支援事業開始届出書

母子家庭(父子家庭・寡婦)日常生活支援事業開始届出書

省略

省略

注 省略

様式第35号 (第21条関係) 母子家庭(父子家庭・寡婦)日常生活支援事業変更届出書

母子家庭(父子家庭・寡婦)日常生活支援事業変更届出書

省略

省略

注 省略

様式第36号 (第22条関係) 母子家庭(父子家庭・寡婦)日常生活支援事業廃止(休止)届出書

母子家庭(父子家庭・寡婦)日常生活支援事業廃止(休止)届出書

省略

省略

注 省略

様式第37号 (第23条関係) 寡婦福祉資金貸付申請書

様式第37号(その1) 個人用

(表面)

省略			
申請者	ふりがな		省略
	氏名		
	個人番号		
	省略		
省略			

(裏面)

省略

様式第20号

省略

母子福祉資金違約金不徴収願

年 月 日付で 資金を借り受けましたが次の理由によつて償還金を支払期日までに支払うことができないので違約金を徴収しないようお願いします。

省略

(注) 省略

様式第27号 (第18条関係) 母子福祉資金借主の死亡届

省略

(注)

- 1 修学資金又は修業資金の借主が死亡した場合は、修学資金又は修業資金によつて現に修学又は修業している者が届け出ること。

2・3 省略

様式第31号

省略

母子福祉団体の理事等の異動届

省略

様式第34号 (第20条関係) 母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業開始届出書

母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業開始届出書

省略

省略

注 省略

様式第35号 (第21条関係) 母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業変更届出書

母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業変更届出書

省略

省略

注 省略

様式第36号 (第22条関係) 母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業廃止(休止)届出書

母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業廃止(休止)届出書

省略

省略

注 省略

様式第37号 (第23条関係) 寡婦福祉資金貸付申請書

様式第37号(その1) 個人用

(表面)

省略			
申請者	ふりがな		省略
	氏名		
	個人番号		
	省略		
省略			

(裏面)

省略

1～3 省略

4 貸付期間欄には、寡婦修学資金、寡婦技能習得資金、寡婦修業資金又は寡婦生活資金を借り受けようとする場合にのみ記入すること。

5 省略

6 子欄には、寡婦修学資金、寡婦修業資金又は寡婦就学支度資金を借り受けようとする場合のみ記入すること。

7～9 省略

10 この申請書には、次_____に掲げる書類を添付すること。

- (1) 寡婦又は母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）附則第6条第1項に規定する女子であることを証する書類
- (2) 寡婦事業開始資金にあつては、事業計画書及びその事業が免許、許可等を必要とするものについては免許、許可等を証する書類
- (3) 寡婦事業継続資金にあつては、事業実績書及び借入後の事業計画書
- (4) 寡婦技能習得資金又は寡婦修業資金にあつては、知識技能の習得を証する書類
- (5) 寡婦就職支度資金にあつては、就職を証する書類
- (6) 寡婦住宅資金にあつては、住宅を補修し、改築し、又は増築する箇所の図面及び経費見積書
- (7) 寡婦転宅資金にあつては、賃貸借契約による敷金その他の一時金を必要とする事実を証する書類
- (8) 寡婦医療介護資金の貸付申請の場合には、医療に係る資金にあつては医師の証する書類、介護に係る資金にあつては介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する保険給付に係る利用者負担額、償還払額等を証する書類
- (9) 寡婦修学資金にあつては、修学を証する書類
- (10) 寡婦就学支度資金にあつては、入学を証する書類
- (11) 省略

様式第37号（その2） 団体用

（表面）

省略	
母子・父子福祉団体の名称等	省略
省略	
役員 の氏 名、 住所 等	省略
省略	
（母 子 年・ 父 月子 福 日社	省略

省略

1～3 省略

4 貸付期間欄には、修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金を借り受けようとする場合にのみ記入すること。

5 省略

6 子欄には、修学資金、修業資金又は就学支度資金を借り受けようとする場合のみ記入すること。

7～9 省略

10 この申請書には、次の各号に掲げる書類を添付すること。

- (1) 寡婦又は母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）附則第6条第1項に規定する女子であることを証する書類
- (2) 事業開始資金_____にあつては、事業計画書及びその事業が免許、許可等を必要とするものについては免許、許可等を証する書類
- (3) 事業継続資金_____にあつては、事業実績書及び借入後の事業計画書
- (4) 技能習得資金又は修業資金_____にあつては、知識技能の習得を証する書類
- (5) 就職支度資金_____にあつては、就職を証する書類
- (6) 住宅資金_____にあつては、住宅を補修し、改築し、又は増築する箇所の図面及び経費見積書
- (7) 転宅資金_____にあつては、賃貸借契約による敷金その他の一時金を必要とする事実を証する書類
- (8) 医療介護資金_____の貸付申請の場合には、医療に係る資金にあつては医師の証する書類、介護に係る資金にあつては介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する保険給付に係る利用者負担額、償還払額等を証する書類
- (9) 修学資金_____にあつては、修学を証する書類
- (10) 就学支度資金_____にあつては、入学を証する書類
- (11) 省略

様式第37号（その2） 団体用

（表面）

省略	
母子福祉団体_____の名称等	省略
省略	
理事 の氏 名、 住所 等	省略
省略	
（母 子 年福 祉 月団 体 日	省略

現団
在体
の
資
産
の
状
況

省略

(裏面)

記 載 上 の 注 意

- 1 この申請書は、母子・父子福祉団体が申請する場合に使用すること。
- 2～5 省略
- 6 母子・父子福祉団体の資産の状況欄については、
 - (1)～(3) 省略
- 7・8 省略
- 9 この申請書には、次の書類を添付すること。
 - (1)～(3) 省略
 - (4) 法人の役員のうち配偶者のない女子及び貸付けを受けようとする事業（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第6条第1項に規定するものに限る。）に使用される者のうち配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は寡婦に係るその事実を証する書類
 - (5)・(6) 省略

現
在
の
資
産
の
状
況

省略

(裏面)

記 載 上 の 注 意

- 1 この申請書は、母子福祉団体が申請する場合に使用すること。
- 2～5 省略
- 6 母子福祉団体の資産の状況欄については、
 - (1)～(3) 省略
- 7・8 省略
- 9 この申請書には、次の書類を添付すること。
 - (1)～(3) 省略
 - (4) 母子福祉団体の理事のうち配偶者のない女子及び貸付けを受けようとする事業（母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第6条第1項に規定するものに限る。）に使用される者のうち配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は寡婦に係るその事実を証する書類
 - (5)・(6) 省略

第2条 愛媛県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第36号の次に次の1様式を加える

様式第36号の2（第22条の2関係） 父子福祉資金貸付申請書

様式第36号の2（その1） 個人用

父子福祉資金貸付申請書						決定番号	第	号
貸付金の種類	資金					資金の種類		
申込金額	¥ 円 (月額 円)					金額	¥ 円 (月額 円)	
貸付期間	年 月 から 年 月 まで 年 月					貸付期間	年 月 から 年 月 まで 年 月	
償還方法及び期間	年賦、半年賦、 月賦	年償還			償還方法及び期間	年賦、半年賦、 月賦	年償還	
据置期間	年 月					備考	据置期間 1回償還額 円	
申請者	ふりがな 氏名				児童	氏名		
	個人番号					生年月日	年 月 日生	
	生年月日	年 月 日生			修学修業 就職先の 所在地	所在地 名称 学部		
	住 所				所在地 名称	科 全日制定時制		
配偶者 (妻又は) 父母の状況	(氏名)	(職業)			父子家庭となつた理由 及びその 年 月 日	法律婚 事実婚		
	(氏名)	(職業)				死亡、離婚、生死不明、遺棄 障害、拘禁、海外在留、未婚 年 月 日		
家庭 の 状 況	続柄	氏 名	年 齢	健康状態	職業又は学校名 (学 年)	収 入 月 額		
		申 請 者				円		
資 産	資 産			負 債				
	種 類		金 額	種 類		金 額		
	田畑 () アール		円			円		
	山林 () アール							
負 債	家 () m ² 宅地 () m ²							
保 証 人	(氏名) (歳) 続柄			主な資産				

	(住所)	円
	主な負債	
	(職業) (年収 円)	円
	(氏名) (歳) 続柄	主な資産
	(住所)	円
	主な負債	
	(職業) (年収 円)	円
貸 付 け を 受 け よ う と す る 理 由		
償 還 計 画 及 び 財 源		
<p>上記のとおり 資金を借入れいたしたく関係書類を添付の上、申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>貸付申請者 住所 氏名 ⑩</p> <p>法定代理人 { 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) } ⑩</p> <p>上記の借入れについて連帯して債務を負担することを約します。</p> <p>年 月 日</p> <p>連帯保証人 住所 氏名 ⑩</p> <p>住所 氏名 ⑩</p> <p>愛媛県知事 様</p>		
※ 受付年月日	年 月 日	※ 取扱者氏名印 ⑩

(様式第36号の2(その1)の裏面)

記 載 上 の 注 意

- 1 ※印欄には、記入する必要はないこと。
- 2 貸付金の種別欄には、借り受けようとする資金の名称を記入すること。
- 3 貸付期間欄には、父子修学資金、父子技能習得資金、父子修業資金又は父子生活資金を借り受けようとする場合にのみ記入すること。
- 4 償還方法及び期間欄には、年賦、半年賦、月賦のうち、希望するものを○印で囲み償還期間を記入すること。
- 5 児童欄には、父子修学資金、父子修業資金、父子就職支度資金又は父子就学支度資金を借り受けようとする場合にのみ記入すること。
- 6 家庭の状況欄には、申請者及び申請者が生計を共にしている家族全員について記入すること。
- 7 貸付けを受けようとする理由欄には、現在の計画に従い資金の貸付けを受けようとする理由を具体的に、かつ、詳細に記入すること。
- 8 償還計画及び財源欄には、父子福祉資金及び他の借入金の償還計画及びその財源を記入すること。
- 9 この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 申請者の戸籍謄本
 - (2) 申請者が母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第2項に規定する「配偶者のない男子」であること又はその扶養している児童(配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものが同時に民法(明治29年法律第89号)第877条の規定により20歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその20歳以上である子その他これに準ずる者を含む。以下この項において同じ。)であることを証する書類
 - (3) (2)の「配偶者のない男子」が現に児童を扶養していることを証する書類
 - (4) 父子事業開始資金の貸付申請の場合には、事業計画書及びその事業が、免許、許可等を必要とするものについては、免許、許可等を証する書類
 - (5) 父子事業継続資金の貸付申請の場合には、事業実績書及び借入後の事業計画書
 - (6) 父子修学資金の貸付申請の場合には、修学、実地修練を証する書類
 - (7) 父子技能習得資金及び父子修業資金の貸付申請の場合には、知識技能の習得を証する書類
 - (8) 父子就職支度資金の貸付申請の場合には、就職を証する書類
 - (9) 父子住宅資金の貸付申請の場合には、住宅を補修し、保全し、改築し、又は増築する個所の図面及び経費見積書
 - (10) 父子転宅資金の貸付申請の場合には、賃貸借契約による敷金、前家賃等一時金を必要とする事実を証する書類
 - (11) 父子就学支度資金の貸付申請の場合には、就学を証する書類
 - (12) 父子医療介護資金の貸付申請の場合には、医療に係る資金にあつては医師の証する書類、介護に係る資金にあつては介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する保険給付に係る利用者負担額、償還払額等を証する書類
 - (13) その他知事が特に必要と認める書類

様式第36号の2（その2） 団体用

父子福祉資金貸付申請書

申請	貸付金の種別	資金		※ 決 定	決定番号	第	号		
	申請金額	¥	円		金額	¥	円		
	償還方法	年賦、半年賦、月賦			償還方法	年賦、半年賦、月賦			
	償還期間	年			償還期間	年			
	据置期間	年	月		据置期間	年	月		
法人の名称等		法人の名称 代表者氏名 主たる事務所の所在地							
法人設立許可年月日等		設立許可 年 月 日 設立登記 年 月 日							
貸付事業場の所在地等	所在地								
	事業の種類								
	使用人員	父子家庭の父	その他	計					
上欄中「その他」の者を使用するときは、その理由									
役員の氏名、住所等	氏名	性別	生年月日	配偶者の有無	父子家庭になつた理由	住所	職業収入月額	主な資産負債	
貸付事業場に使用する父子家庭の状況	氏名	生年月日	配偶者の有無	生別、死別の別	住所	家庭の状況			
						氏名	年齢	続柄	扶養有無

法人の資産の状況（年月日現在）	物件別 資産別		土地	建物	付帯設備	じゅう器備品	有価証券	預金現金	その他	計	
	基本財産	数 量	m ²	m ²		品名	種類				
		評価額	円	円	円	円	円	円	円	円	
	運用財産	数 量	m ²	m ²		品名	種類				
		評価額	円	円	円	円	円	円	円	円	
	負債	内 訳	父子福祉資金借入金		その他の借入金		未払金その他		計		
		金額	円		円		円		円		
	資産総額		円		正味資産額（資産総額－負債）				円		
	事業概要及び資金の使用計画										
	償還計画										
上記のとおり		資金を借入れいたしたく関係書類を添付の上申請します。									
		年 月 日									
		主たる事務所の所在地									
		法人の名称									
		代表者職氏名 ⑩									
愛媛県知事 様											
※ 受付年月日		年 月 日				※ 取扱者氏名印		⑩			

(様式第36号の2(その2)の裏面)

記 載 上 の 注 意

- 1 ※印欄には記入しないこと。
- 2 「貸付金の種別」欄には、借り受けようとする資金の名称を記入のこと。
- 3 「償還方法」欄には、年賦、半年賦、月賦のうち、希望するものに○印をすること。
- 4 「貸付事業場に使用する父子家庭の状況」欄には、現に扶養している児童及び生計を共にしている家族について記入のこと。
- 5 「法人の資産の状況」欄の記入については、
 - (1) 基本財産、運用財産の評価額は時価を記入のこと。
 - (2) 「負債」欄の「その他の借入金」については、借受先、償還方法を明らかにした書面を別途添付のこと。
 - (3) 「資産総額」の欄には、基本財産及び運用財産の評価額の合計額を記入すること。
- 6 「事業概要及び資金の使用計画」欄には、事業場の構造面積、事業内容、事業費総額、貸付金の使用目的等について具体的に記載のこと。
- 7 「償還計画」欄には、貸付金の償還財源について記入のこと。
- 8 この申請書には、次の書類を添付のこと。
 - (1) 法人の定款
 - (2) 法人の登記事項証明書
 - (3) 不動産その他の重要な財産の権利の所属についての登記所、銀行等の証明書類
 - (4) 法人の役員のうち配偶者のない男子及び貸付けを受けようとする事業（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第31条の4において準用する同令第6条第1項に規定するものに限る。）に使用される者のうち「配偶者のない男子」で「現に児童を扶養しているもの」に係るその事実を証する書類
 - (5) 法人の当該年度の収支予算書及び前年度における収支決算書
 - (6) その他知事が特に必要と認める書類

(児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部改正)

第3条 児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則(昭和41年愛媛県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表(第4条関係) 徴 収 金 基 準 額 表	別表(第4条関係) 徴 収 金 基 準 額 表
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>備考</p> <p>1 ~ 5 省略</p> <p>6 世帯の階層がB階層と認定された措置児童等の属する世帯であつても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は、零円とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 母子世帯等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条第1項又は第31条の7第1項の配偶者のない女子又は男子で現に児童を扶養しているものの世帯をいう。)</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>7 ~ 10 省略</p> </div> <p>注 省略</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>備考</p> <p>1 ~ 5 省略</p> <p>6 世帯の階層がB階層と認定された措置児童等の属する世帯であつても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は、零円とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 母子世帯等(母子及び寡婦福祉法 _____ (昭和39年法律第129号) 第17条に規定する _____ 配偶者のない者 _____ で現に児童を扶養しているものの世帯をいう。)</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>7 ~ 10 省略</p> </div> <p>注 省略</p>

(愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

第4条 愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年愛媛県規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 ~ 13 省略</p> <p>14 特例条例 別表45の項第11号に規定する母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)の施行のための規則に基づく事務であつて規則で定めるもの</p> <p>愛媛県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(昭和40年愛媛県規則第19号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 規則第5条(規則第8条第3項及び第12条第3項(これらの規定を規則第22条の3第1項及び第24条第1項において準用する場合を含む。) 並びに規則第22条の3第1項及び第24条第1項において準用する場合を含む。) の規定に基づく母子福祉資金、父子福祉資金又は寡婦福祉資金の貸付け等の決定又は不承認の決定の通知に係る通知書の交付に関する事務</p> <p>(2) 規則第6条第1項(規則第8条第3項(規則第22条の3第1項及び第24条第1項において準用する場合を含む。)、第22条の3第1項及び規則第24条第1項において準用する場合を含む。) の規定に基づく母子福祉資金、父子福祉資金又は寡婦福祉資金の借用書等の提出の受付及び知事への送付に関する事務</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 ~ 13 省略</p> <p>14 特例条例 別表45の項第11号に規定する母子及び寡婦福祉法 _____ (昭和40年愛媛県規則第19号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 規則第5条(規則第8条第3項及び第12条第3項(これらの規定を規則 _____ 第24条第1項において準用する場合を含む。) 並びに規則 _____ 第24条第1項において準用する場合を含む。) の規定に基づく母子福祉資金 _____ 又は寡婦福祉資金の貸付け等の決定又は不承認の決定の通知に係る通知書の交付に関する事務</p> <p>(2) 規則第6条第1項(規則第8条第3項(規則 _____ 第24条第1項において準用する場合を含む。) _____ 及び規則第24条第1項において準用する場合を含む。) の規定に基づく母子福祉資金 _____ 又は寡婦福祉資金の借用書等の提出の受付及び知事への送付に関する事務</p> </div>

- (3) 規則第8条第1項（規則第22条の3第1項及び第24条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金又は寡婦福祉資金貸付金の増額の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務
- (4) 規則第9条第2項（規則第22条の3第1項及び第24条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく母子福祉資金、父子福祉資金又は寡婦福祉資金の継続貸付けの決定又は不承認の決定の通知に係る通知書の交付に関する事務
- (5) 規則第10条（規則第22条の3第1項及び第24条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく母子福祉資金、父子福祉資金又は寡婦福祉資金の貸付けの辞退又は減額の申出の受付及び当該申出に係る申出書の知事への送付に関する事務
- (6) 規則第16条第2項（規則第22条の3第1項及び第24条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金又は寡婦福祉資金貸付金の違約金の不徴収の承認の決定又は不承認の決定の通知に係る通知書の交付に関する事務
- (7) 規則第17条第5項（規則第22条の3第1項及び第24条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金又は寡婦福祉資金貸付金の償還金の支払猶予又は償還免除（愛媛県特例児童扶養資金貸付金の償還の一部免除に関する条例（平成17年愛媛県条例第28号）第1条の規定による特例児童扶養資金貸付金の償還免除を除く。）の決定又は不承認の決定の通知に係る通知書の交付に関する事務
- (8) 規則第18条（規則第22条の3第1項及び第24条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金又は寡婦福祉資金貸付金に係る届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務

15～20 省略

- (3) 規則第8条第1項（規則_____第24条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく母子福祉資金貸付金_____又は寡婦福祉資金貸付金の増額の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務
- (4) 規則第9条第2項（規則_____第24条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく母子福祉資金_____又は寡婦福祉資金の継続貸付けの決定又は不承認の決定の通知に係る通知書の交付に関する事務
- (5) 規則第10条（規則_____第24条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく母子福祉資金_____又は寡婦福祉資金の貸付けの辞退又は減額の申出の受付及び当該申出に係る申出書の知事への送付に関する事務
- (6) 規則第16条第2項（規則_____第24条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく母子福祉資金貸付金_____又は寡婦福祉資金貸付金の違約金の不徴収の承認の決定又は不承認の決定の通知に係る通知書の交付に関する事務
- (7) 規則第17条第5項（規則_____第24条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく母子福祉資金貸付金_____又は寡婦福祉資金貸付金の償還金の支払猶予又は償還免除（愛媛県特例児童扶養資金貸付金の償還の一部免除に関する条例（平成17年愛媛県条例第28号）第1条の規定による特例児童扶養資金貸付金の償還免除を除く。）の決定又は不承認の決定の通知に係る通知書の交付に関する事務
- (8) 規則第18条（規則_____第24条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく母子福祉資金貸付金_____又は寡婦福祉資金貸付金に係る届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務

15～20 省略

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際現に提出されている第1条の規定による改正前の愛媛県母子及び寡婦福祉法施行細則（以下「旧規則」という。）様式第1号、様式第7号、様式第20号及び様式第37号の規定による書類は、同条の規定による改正後の愛媛県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則様式第1号、様式第7号、様式第20号及び様式第37号の規定による書類とみなす。

3 この規則施行の際現にある旧規則様式第1号、様式第7号、様式第19号、様式第20号、様式第31号及び様式第34号から様式第37号まで

の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

○愛媛県規則第24号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県会計規則の一部を改正する規則

第1条 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																												
<p>（出納員）</p> <p>第4条 出納員は、別に辞令を用いるもののほか、第1号から第10号までに掲げる職にある者をもつて充て、第11号から第18号までに掲げる職にある者については、法第172条第1項に規定する職員（以下「職員」という。）に任命されていない場合にあつては、これらの号に掲げる職にある間に限り、職員に任命されているものとして、これらの職にある者をもつてこれに充てる。</p> <p>(1)～(17) 省略</p> <p>(18) 警察本部の会計課長、<u>広報県民課県民課長補佐</u>、交通指導課取締課長補佐及び運転免許課庶務課長補佐</p> <p>（出納員以外の会計職員）</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 別に辞令を用いるもののほか、次表の左欄に掲げる職員は、これらの者が職員に任命されていない場合にあつては、その職にある間に限り、職員に任命されているものとして、その職にある間同表右欄の職に充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">省略</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">省略</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">一～五 省略</td> <td style="padding: 2px;">省略</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">六 警察署の交通課交通係長（松山東警察署にあつては、<u>交通第一課交通係長</u>）</td> <td style="padding: 2px;">省略</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">省略</td> <td style="padding: 2px;">省略</td> </tr> </table> <p>（会計管理者等の事務の一部委任）</p> <p>第7条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(13) 省略</p> <p>(14) 次の表の左欄に掲げる出納員に委任させる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる会計事務のうち、公文書の写しの交付に要する費用を負担させるために徴収する現金（土木部土木管理局用地課収用係長にあつては、収用委員会の公文書の写しの交付に係るものに限る。）の収納及び保管に関すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">出 納 員</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">会計事務</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">省略</td> <td style="padding: 2px;">省略</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">省略 警察本部の<u>広報県民課県民課長補佐</u></td> <td style="padding: 2px;">省略</td> </tr> </table> <p>2 省略</p> <p>（物品の分類）</p> <p>第166条 物品管理者は、物品を、次に掲げる分類基準により分類し、別に定める物品分類表により細分類しなければならない。</p>	省略	省略	一～五 省略	省略	六 警察署の交通課交通係長（松山東警察署にあつては、 <u>交通第一課交通係長</u> ）	省略	省略	省略	出 納 員	会計事務	省略	省略	省略 警察本部の <u>広報県民課県民課長補佐</u>	省略	<p>（出納員）</p> <p>第4条 出納員は、別に辞令を用いるもののほか、第1号から第10号までに掲げる職にある者をもつて充て、第11号から第18号までに掲げる職にある者については、法第172条第1項に規定する職員（以下「職員」という。）に任命されていない場合にあつては、これらの号に掲げる職にある間に限り、職員に任命されているものとして、これらの職にある者をもつてこれに充てる。</p> <p>(1)～(17) 省略</p> <p>(18) 警察本部の会計課長、<u>広報県民課情報公開課長補佐</u>、交通指導課取締課長補佐及び運転免許課庶務課長補佐</p> <p>（出納員以外の会計職員）</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 別に辞令を用いるもののほか、次表の左欄に掲げる職員は、これらの者が職員に任命されていない場合にあつては、その職にある間に限り、職員に任命されているものとして、その職にある間同表右欄の職に充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">省略</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">省略</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">一～五 省略</td> <td style="padding: 2px;">省略</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">六 警察署の交通課交通係長（松山東警察署にあつては、<u>交通第二課指導取締係長</u>）</td> <td style="padding: 2px;">省略</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">省略</td> <td style="padding: 2px;">省略</td> </tr> </table> <p>（会計管理者等の事務の一部委任）</p> <p>第7条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(13) 省略</p> <p>(14) 次の表の左欄に掲げる出納員に委任させる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる会計事務のうち、公文書の写しの交付に要する費用を負担させるために徴収する現金（土木部土木管理局用地課収用係長にあつては、収用委員会の公文書の写しの交付に係るものに限る。）の収納及び保管に関すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">出 納 員</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">会計事務</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">省略</td> <td style="padding: 2px;">省略</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">省略 警察本部の<u>広報県民課情報公開課長補佐</u></td> <td style="padding: 2px;">省略</td> </tr> </table> <p>2 省略</p> <p>（物品の分類）</p> <p>第166条 物品管理者は、物品を、次に掲げる分類基準により分類し、別に定める物品分類表により細分類しなければならない。</p>	省略	省略	一～五 省略	省略	六 警察署の交通課交通係長（松山東警察署にあつては、 <u>交通第二課指導取締係長</u> ）	省略	省略	省略	出 納 員	会計事務	省略	省略	省略 警察本部の <u>広報県民課情報公開課長補佐</u>	省略
省略	省略																												
一～五 省略	省略																												
六 警察署の交通課交通係長（松山東警察署にあつては、 <u>交通第一課交通係長</u> ）	省略																												
省略	省略																												
出 納 員	会計事務																												
省略	省略																												
省略 警察本部の <u>広報県民課県民課長補佐</u>	省略																												
省略	省略																												
一～五 省略	省略																												
六 警察署の交通課交通係長（松山東警察署にあつては、 <u>交通第二課指導取締係長</u> ）	省略																												
省略	省略																												
出 納 員	会計事務																												
省略	省略																												
省略 警察本部の <u>広報県民課情報公開課長補佐</u>	省略																												

分 類	分 類 基 準
一 備品	<p>性質及び形状を変えることなく、長期間使用できる物品であつて、取得価格（取得価格がないとき、又は明らかでないときは、評価額）が<u>5万円</u>以上のもの。</p> <p>ただし、次に掲げる物品については、取得価格を問わないものとする。</p> <p>1 省略</p> <p>2 <u>標本、美術品等であつて長期間の保存を要するもの</u></p> <p>3 省略</p>
二 動物	<p><u>牛、豚、鶏、魚等の動物のうち個体ごとに管理するもの。ただし、生産品並びに試験、研究、教育実習等に用いられる動物及び生後6箇月未満の動物を除く。</u></p>
三 省略	
四 郵便切手類	<p><u>郵便切手、郵便はがき、収入印紙その他金券類</u></p>
五 原材料	<p><u>工事、生産若しくは工作のため消耗され、又は建造物の構成部分となる物品</u></p>
六 消耗品	<p><u>一から五までに掲げる物品以外の物品</u></p>

（物品の受入れ又は払出しの通知）

第168条 省略

2 本庁各課（警察本部を除く。）及び地方機関における物品管理者は、前項の規定にかかわらず、物品管理簿若しくは動物管理簿（以下「物品管理簿等」という。）若しくは消耗品受払簿、郵便切手類受払簿、生産品受払簿若しくは原材料受払簿（以下「消耗品受払簿等」という。）又は第179条第2項に規定する適宜の様式（以下「適宜の様式」という。）により物品の受入れ又は払出しの通知をすることができる。

3～5 省略

6 前渡資金により物品を取得した資金前渡担任者は、物品取得調書（様式第73号）を物品管理者に提出し、物品があるときは、これを引継がなければならない。ただし、第179条第4項の規定により帳簿の記録を省略する物品については、この限りでない。

（物品の使用）

第172条 物品管理者は、職員に専用して使用させることが適当と認められる備品については、職員を指定してこれを使用させることができる。この場合においては、物品管理簿等又は適宜の様式に記帳して当該職員の受領印を徴さなければならない。

2 物品管理者は、消耗品、郵便切手類及び原材料（以下「消耗品等」という。）を職員に使用させるときは、消耗品受払簿等に記

分 類	分 類 基 準
一 備品	<p>性質及び形状を変えることなく、長期間使用できる物品であつて、取得価格（取得価格がないとき、又は明らかでないときは、評価額）が<u>1万円</u>（図書にあつては、<u>5千円</u>）以上のもの。</p> <p>ただし、次に掲げる物品については、取得価格を問わないものとする。</p> <p>1 省略</p> <p>2 <u>机、いす及び保管庫</u></p> <p>3 <u>加除式の法規集、判例集、実例集等</u></p> <p>4 <u>閲覧又は貸出しのための図書</u></p> <p>5 <u>動物</u></p> <p>6 <u>展示を目的とする物品</u></p> <p>7 <u>他の法令等の定めにより備品として管理しなければならない物品</u></p> <p>8 省略</p>
二 省略	
三 省略	
三 消耗品	<p><u>一及び二に掲げる物品以外の物品</u></p>

（物品の受入れ又は払出しの通知）

第168条 省略

2 本庁各課（警察本部を除く。）及び地方機関における物品管理者は、前項の規定にかかわらず、備品管理簿、動物管理簿、図書管理簿若しくは標本・模型類管理簿（以下「備品管理簿等」という。）若しくは消耗品受払簿、郵便切手・郵便はがき・収入印紙受払簿、生産品受払簿若しくは原材料受払簿（以下「消耗品受払簿等」という。）又は第179条第2項に規定する適宜の様式（以下「適宜の様式」という。）により物品の受入れ又は払出しの通知をすることができる。

3～5 省略

6 前渡資金により物品を取得した資金前渡担任者は、物品取得調書（様式第73号）を物品管理者に提出し、物品があるときは、これを引継がなければならない。

（物品の使用）

第172条 物品管理者は、職員に専用して使用させることが適当と認められる備品については、職員を指定してこれを使用させることができる。この場合においては、備品管理簿等又は適宜の様式に記帳して当該職員の受領印を徴さなければならない。ただし、別に定める備品については、記帳の一部及び受領印を省略することができる。

2 物品管理者は、消耗品を職員に使用させるときは、消耗品受払簿等に記

帳して当該消耗品等を交付し、当該職員の受領印を徴さなければ
ならない。ただし、文具、料紙及び紙製品類については、消耗品
受払簿に記載して庶務を担当する係長等に各月使用見込数量を一
括して交付し、当該庶務を担当する係長等の受領印を徴すること
ができる。

3 前項の規定により消耗品等を職員に使用させる場合において、
第179条第4項の規定により帳簿の記帳を省略したときは、第164
条に規定する検査調書に当該職員の受領印を徴するものとする。

4～6 省略

(物品の分類変更)

第173条 省略

2 本庁各課(警察本部を除く。)及び地方機関における物品管理
者は、前項の規定にかかわらず、物品管理簿等若しくは消耗品受
払簿等又は適宜の様式により物品の分類変更の通知をすることが
できる。

(物品の管理換え等)

第174条 省略

2 省略

3 物品管理者は、前項の規定による物品の送付を受けたときは、
直ちに物品管理簿等又は消耗品受払簿等に記帳し、物品出納者の
確認を受けなければならない。

4・5 省略

(帳簿の記帳等)

第179条 物品管理者は、物品の受入れ、払出し、分類変更又は管
理換えをしたときは、物品管理簿等又は消耗品受払簿等に記帳し
なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、物品管理者は、生産品又は消耗品に
分類される動物_____につ
いては、適宜の様式を定めて記帳することができる。

3 物品出納者は、物品の受入れ、払出し、分類変更又は管理換え
の通知を受けたときは、物品出納簿、動物出納簿又は消耗品等・
生産品出納簿_____に記帳しなければ
ならない。

4 物品管理者及び物品出納者は、第1項及び前項の規定にかかわ
らず、取得後直ちに一括して払出しをする消耗品_____
_____については、帳簿の記録を省略することができる。

(指定金融機関等の帳簿の保存年限)

第227条 指定金融機関等は、前条に規定する帳簿のうち、当該指
定金融機関等が記帳するものを、年度経過後5年保存しなければ
ならない。

別表第4(第78条、第226条関係)

帳簿の種類及び様式	記帳の原因、時期等	記帳者
省略		
物品管理簿(様式第128号)	備品及び消耗品のうち別に定 めるもの_____の受入れ、 払出し、分類変更、使用、返 還、管理換え等をしたとき。	省略

帳して当該消耗品_____を交付し、当該職員の受領印を徴さなければ
ならない。ただし、文具、料紙及び紙製品類については、消耗品
受払簿に記載して庶務を担当する係長等に各月使用見込数量を一
括して交付し、当該庶務を担当する係長等の受領印を徴すること
ができる。

3 前項の規定により消耗品_____を職員に使用させる場合において、
第179条第4項の規定により帳簿の記帳を省略したときは、第164
条に規定する検査調書に当該職員の受領印を徴するものとする。

4～6 省略

(物品の分類変更)

第173条 省略

2 本庁各課(警察本部を除く。)及び地方機関における物品管理
者は、前項の規定にかかわらず、備品管理簿等若しくは消耗品受
払簿等又は適宜の様式により物品の分類変更の通知をすることが
できる。

(物品の管理換え等)

第174条 省略

2 省略

3 物品管理者は、前項の規定による物品の送付を受けたときは、
直ちに備品管理簿等又は消耗品受払簿等に記帳し、物品出納者の
確認を受けなければならない。

4・5 省略

(帳簿の記帳等)

第179条 物品管理者は、物品の受入れ、払出し、分類変更又は管
理換えをしたときは、備品管理簿等又は消耗品受払簿等に記帳し
なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、物品管理者は、生産品_____に
分類される動物又は次に掲げる動物で備品に分類されるものにつ
いては、適宜の様式を定めて記帳することができる。ただし、第
2号に掲げる動物で備品に分類されるものが生後6箇月を経過し
たときは、この限りでない。

(1) 水産動物及び小鳥

(2) 前号に定めるもののほか、生後6箇月未満の動物

3 物品出納者は、物品の受入れ、払出し、分類変更又は管理換え
の通知を受けたときは、備品出納簿、動物出納簿、図書出納簿、
標本・模型類出納簿又は消耗品・生産品出納簿に記帳しなければ
ならない。

4 物品管理者及び物品出納者は、第1項及び前項の規定にかかわ
らず、取得後直ちに一括して払出しをする消耗品(原材料を除
く。)_____については、帳簿の記録を省略することができる。

(指定金融機関等の帳簿の保存年限)

第227条 指定金融機関等は、前条に規定する帳簿のうち、当該指
定金融機関等が記帳するものを、年度経過後10年保存しなければ
ならない。

別表第4(第78条、第226条関係)

帳簿の種類及び様式	記帳の原因、時期等	記帳者
省略		
備品管理簿(様式第128号)	備品(動物、図書、標本及び 模型類を除く。)の受入れ、 払出し、分類変更、使用、返 還、管理換え等をしたとき。	省略

動物管理簿（様式第129号）	_____動物の受入れ、 払出し、分類変更、使用、返還、管理換え等をしたとき。	省略
消耗品受払簿（様式第132号）	消耗品_____の受入れ、払出し、管理換え等をしたとき。	省略
郵便切手類受払簿（様式第133号）	郵便切手類_____の受入れ、払出し、管理換え等をしたとき。	省略
原材料受払簿（様式第134号）	_____原材料の受入れ、払出し等をしたとき。	省略
省略		
物品出納簿（様式第136号）	備品及び消耗品のうち別に定めるもの_____の受入れ、払出し等をしたとき及び分類変更、管理換え等の通知を受けたとき。	省略
動物出納簿（様式第137号）	_____動物の受入れ、払出し等をしたとき及び分類変更、管理換え等の通知を受けたとき。	省略
消耗品等・生産品出納簿（様式第140号）	消耗品等及び生産品の受入れ、払出し、管理換え等をしたとき。	省略
省略		

様式第7号（第17条 第20条、第22条、第28条 第30条、第202条、第225条、別表第4関係） 納入通知書

様式第7号（その1） 省略
様式第7号（その2）

省略

省略

動物管理簿（様式第129号）	備品のうち、動物の受入れ、払出し、分類変更、使用、返還、管理換え等をしたとき。	省略
図書管理簿（様式第130号）	備品のうち、図書の受入れ、払出し、分類変更、使用、返還、管理換え等をしたとき。	物品管理者
標本・模型類管理簿（様式第131号）	備品のうち、標本及び模型類の受入れ、払出し、分類変更、使用、返還、管理換え等をしたとき。	物品管理者
消耗品受払簿（様式第132号）	消耗品（郵便切手、郵便はがき、収入印紙及び原材料を除く。）の受入れ、払出し、管理換え等をしたとき。	省略
郵便切手・郵便はがき・収入印紙受払簿（様式第133号）	消耗品のうち、郵便切手、郵便はがき及び収入印紙の受入れ、払出し、管理換え等をしたとき。	省略
原材料受払簿（様式第134号）	消耗品のうち、原材料の受入れ、払出し等をしたとき。	省略
省略		
備品出納簿（様式第136号）	物品（動物、図書、標本及び模型類を除く。）の受入れ、払出し等をしたとき及び分類変更、管理換え等の通知を受けたとき。	省略
動物出納簿（様式第137号）	備品のうち、動物の受入れ、払出し等をしたとき及び分類変更、管理換え等の通知を受けたとき。	省略
図書出納簿（様式第138号）	備品のうち、図書の受入れ、払出し等をしたとき及び分類変更、管理換え等の通知を受けたとき。	物品出納者 会計員
標本・模型類出納簿（様式第139号）	備品のうち、標本及び模型類の受入れ、払出し等をしたとき及び分類変更、管理換え等の通知を受けたとき。	物品出納者 会計員
消耗品・生産品出納簿（様式第140号）	消耗品 及び生産品の受入れ、払出し、管理換え等をしたとき。	省略
省略		

様式第7号（第17条 第20条、第22条、第28条 第30条、第202条、第225条、別表第4関係） 納入通知書

様式第7号（その1） 省略
様式第7号（その2）

省略

省略

注 1 _____ 納付の回数と同じ枚数を納入通知書に添付して一括つづりとして納入義務者に送付すること。

2・3 省略

様式第7号(その3) 省略

様式第33号の2(第66条、第198条、第207条、第211条、第220条関係) 支払通知書

省略

注 1 _____ 2部複写とすること。

2・3 省略

様式第65号(第117条、第120条、第125条関係) 入札保証金保管書

省略

様式第66号(第118条、第121条、第125条関係) 有価証券保管書

省略

注 1 省略

2 省略

様式第67号(第118条、第223条関係) 有価証券預入書

省略

様式第68号(第121条、第223条関係) 有価証券払出通知書

省略

様式第92号(第200条関係) 国庫金等振込通知書

省略

注 用紙寸法は、日本工業規格A4とすること。

様式第129号(第168条、第172条、第173条、第179条、別表第4関係) 動物管理簿

省略

注 1～3 省略

4 鶏、豚等で、たびたび受入れ又は払出しをするものについては、物品管理簿を動物管理簿として使用することができる。

様式第133号(第168条、第172条、第173条、第179条、別表第4関係) 郵便切手類受払簿

省略

注 1 種別 _____ ごとに別紙とすること。

2～4 省略

様式第137号(第179条、別表第4関係) 動物出納簿

省略

注 1・2 省略

3 鶏、豚等で、たびたび受入れ又は払出しをするものについては、物品出納簿を動物出納簿として使用することができる。

様式第140号(第179条、別表第4関係) 消耗品等・生産品出納簿

注 1 用紙寸法は、各片とも日本工業規格A6とし、納付の回数と同じ枚数を納入通知書に添付して一括つづりとして納入義務者に送付すること。

2・3 省略

様式第7号(その3) 省略

様式第33号の2(第66条、第198条、第207条、第211条、第220条関係) 支払通知書

省略

注 1 用紙寸法は、日本工業規格A6とし、2部複写とすること。

2・3 省略

様式第65号(第117条、第120条、第125条関係) 入札保証金保管書

省略

注 用紙寸法は、日本工業規格A6とすること。

様式第66号(第118条、第121条、第125条関係) 有価証券保管書

省略

注 1 用紙寸法は、各片とも日本工業規格A6とすること。

2 省略

3 省略

様式第67号(第118条、第223条関係) 有価証券預入書

省略

注 用紙寸法は、各片とも日本工業規格A6とすること。

様式第68号(第121条、第223条関係) 有価証券払出通知書

省略

注 用紙寸法は、日本工業規格A6とすること。

様式第92号(第200条関係) 国庫金等振込通知書

省略

注 用紙寸法は、日本工業規格A6とすること。

様式第129号(第168条、第172条、第173条、第179条、別表第4関係) 動物管理簿

省略

注 1～3 省略

4 鶏、豚等で、たびたび受入れ又は払出しをするものについては、備品管理簿を動物管理簿として使用することができる。

様式第133号(第168条、第172条、第173条、第179条、別表第4関係) 郵便切手・郵便はがき・収入印紙受払簿

省略

注 1 郵便切手、郵便はがき、収入印紙ごとに別紙とすること。

2～4 省略

様式第137号(第179条、別表第4関係) 動物出納簿

省略

注 1・2 省略

3 鶏、豚等で、たびたび受入れ又は払出しをするものについては、備品出納簿を動物出納簿として使用することができる。

様式第140号(第179条、別表第4関係) 消耗品・生産品出納簿

省略

注1・2 省略

3 郵便切手類 _____ については、金額による種別ごとに別紙とすること。

4 省略

省略

注1・2 省略

3 郵便切手、郵便はがき及び収入印紙については、金額による種別ごとに別紙とすること。

4 省略

第2条 愛媛県会計規則の一部を次のように改正する。

様式第128号を次のように改める。

分類番号																
大	小	品名						単位								
受入			整理番号	品質形状 規格寸法	金額	払出			管理内容							
物品出納者印	年月日	理由 及び 相手方				年月日	理由 及び 相手方	物品出納者印	使用 年月日	整理 番号	使用者 氏名	受領印	返還 年月日	管理 者印		

- 注 1 一品ごとに項を改めて記入すること。
 2 物品出納者印欄は、帳簿により物品の受入れ又は払出しの通知を受けた物品出納者又は会計員が押印すること。
 3 品質形状規格寸法欄は、その物品の製造所（者）、形式、番号等を詳細に記入すること。
 4 管理者印欄は、使用者から物品の返還を受けた物品管理者が押印すること。

様式第130号及び様式第131号を次のように改める。

様式第130号及び様式第131号 削除

様式第136号を次のように改める。

様式第138号及び様式第139号を次のように改める。

様式第138号及び様式第139号 削除

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 物品管理者は、この規則の施行に伴い物品の分類変更をする場合は、第 1 条の規定による改正後の愛媛県会計規則（以下「新規則」という。）第173条の規定にかかわらず、第 1 条の規定による改正前の愛媛県会計規則第168条第 2 項に規定する備品管理簿等又は消耗品受払簿等（以下「旧管理簿等」という。）により物品の分類変更の通知をすることができる。

3 前項の規定により通知を受けた物品出納者は、新規則第179条第 3 項の規定にかかわらず、旧管理簿等に職氏名を記載し、押印して帳簿の記帳に代えることができる。

告 示

○愛媛県告示第398号

愛媛県個人情報保護条例第29条第 1 項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報（平成14年 3 月愛媛県告示第701号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成28年 4 月 1 日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭による開示請求をすることができる期間	口頭による開示請求をすることができる場所	口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭による開示請求をすることができる期間	口頭による開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容			試験等の名称	開示する内容		
省略				省略			
				歯科技工士国家試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から 1 月間	保健福祉部社会福祉医療局医療対策課
省略				省略			
愛媛県立子ども療育センター臨時職員採用試験及び発達障がい者支援センター臨時職員採用試験	得点及び順位	合格発表の日から 1 月間	保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課	愛媛県立子ども療育センター臨時職員採用試験及び発達障害者支援センター臨時職員採用試験	得点及び順位	合格発表の日から 1 月間	保健福祉部生きがい推進局障害福祉課
省略				省略			

○愛媛県告示第399号

愛媛県がん対策推進委員会規程（平成22年 3 月愛媛県告示第422号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成28年 4 月 1 日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(庶 務) 第 6 条 委員会の庶務は、 <u>保健福祉部健康衛生局健康増進課</u> において処理する。	(庶 務) 第 6 条 委員会の庶務は、 <u>保健福祉部社会福祉医療局医療対策課</u> において処理する。

訓 令

○愛媛県訓令第 2 号

庁中一般

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令

愛媛県処務細則（昭和29年愛媛県訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第 1 章・第 2 章 省略 第 3 章 職務及び係の事務分掌（ <u>第 2 条の 2</u> 第34条） 第 4 章～第 7 章 省略 附則 第 3 章 職務及び係の事務分掌 （特命理事） <u>第 2 条の 2</u> 特命理事は、知事の命を受け、首都圏における特命事項を処理する。 第 3 条 省略 （環境技術専門監） <u>第 4 条の 2</u> 環境技術専門監は、上司の命を受け、特命事項を処理するとともに、防災局及び環境局の分掌事務に係る技術に関して、専門的な指導及び助言を行う。 （次長） <u>第 6 条の 2</u> 総務担当次長は、えひめ国体推進局長を補佐し、えひめ国体推進局内の調整を行うとともに、上司の命を受け、 <u>国体総務企画課及び障がい者スポーツ大会課</u> の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。 <u>2</u> 運営・式典担当次長は、上司の命を受け、 <u>国体運営・施設課及び国体競技式典課</u> の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。 <u>3</u> 省略 （課長等） 第10条 省略 2・3 省略 <u>4</u> 省略 第13条の 2 省略 （交通警備調整監） <u>第13条の 3</u> 交通警備調整監は、上司の命を受け、総合開会式、総合閉会式等における輸送交通業務、警備業務及び消防防災業務の安全かつ円滑な運営に向け、警察本部等関係機関との調整及び輸送実施計画の策定等に係る事務を処理する。	目次 第 1 章・第 2 章 省略 第 3 章 職務及び係の事務分掌（ <u>第 3 条</u> 第34条） 第 4 章～第 7 章 省略 附則 第 3 章 職務及び係の事務分掌 （営業副本部長） <u>第 4 条の 2</u> 営業副本部長は、営業本部長を補佐し、営業本部内の調整を行うとともに、上司の命を受け、 <u>県産品の流通・販売対策、企業立地、誘客促進等の営業に関する業務</u> を行う。 （次長） <u>第 6 条の 2</u> 総務担当次長は、えひめ国体推進局長を補佐し、えひめ国体推進局内の調整を行うとともに、上司の命を受け、 <u>えひめ国体推進局（国体競技力向上対策課を除く。）</u> の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。 <u>2</u> 省略 （課長等） 第10条 省略 2・3 省略 <u>4</u> 環境技術専門監は、 <u>上司の命を受け、特命事項を処理するとともに、環境局の分掌事務に係る技術に関して、専門的な指導及び助言</u> を行う。 <u>5</u> 省略 第13条の 2 省略

別表第1(第4条関係)

省略

備考 1 えひめ国体推進局におけるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは「局長」とし、総務担当次長、運営・式典担当次長又は競技力向上担当次長の担任事務に係る同表の規定の適用については、同欄中「局長」とあるのはそれぞれ「総務担当次長」、「運営・式典担当次長」又は「競技力向上担当次長」とする。

2 省略

3 営業本部マネージャー、営業主幹、すぐ味係長又はすぐモノ係長の職にある者の服務に関する事務に係るこの表6の部5の項(2)及び6の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「営業本部長」とする。

4 省略

5 営業本部マネージャー、営業主幹、すぐ味係長又はすぐモノ係長の職にある者の営利企業等の従事許可等に関する事務に係るこの表6の部8の項及び非常勤の消防団員との兼職の承認に関する事務に係る同部9の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「経済労働部長」とする。

6 営業本部長、営業本部マネージャー、営業主幹、すぐ味係長又はすぐモノ係長の職にある者の通勤手当等の決定に関する事務に係るこの表6の部18の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「産業政策課長」とする。

7~9 省略

10 省略

11 10の規定にかかわらず、営業本部長、営業本部マネージャー、営業主幹、すぐ味係長又はすぐモノ係長の職にある者の手当の認定等に関する事務に係るこの表6の部16の項、17の項及び19の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「産業政策課長」とする。

12・13 省略

別表第2(第4条関係)

知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項

Table with columns: 組織名, 事務の種類, 事項, 決裁区分 (知事, 専決者: 部長, 局長, 課長). Rows include 人事課 1~9 省略 and 10 職員 1 再就職者による依頼等の承認, 2 違反行為の疑いに係る報告.

別表第1(第4条関係)

省略

備考 1 えひめ国体推進局におけるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは「局長」とし、総務担当次長 又は競技力向上担当次長の担任事務に係る同表の規定の適用については、同欄中「局長」とあるのはそれぞれ「総務担当次長」 又は「競技力向上担当次長」とする。

2 省略

3 営業副本部長、営業本部マネージャー、営業主幹、すぐ味係長又はすぐモノ係長の職にある者の服務に関する事務に係るこの表6の部5の項(2)及び6の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「営業本部長」とする。

4 省略

5 営業副本部長、営業本部マネージャー、営業主幹、すぐ味係長又はすぐモノ係長の職にある者の営利企業等の従事許可等に関する事務に係るこの表6の部8の項及び非常勤の消防団員との兼職の承認に関する事務に係る同部9の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「経済労働部長」とする。

6 営業本部長、営業副本部長、営業本部マネージャー、営業主幹、すぐ味係長又はすぐモノ係長の職にある者の通勤手当等の決定に関する事務に係るこの表6の部18の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「産業政策課長」とする。

7~9 省略

10 省略

11 10の規定にかかわらず、営業本部長、営業副本部長、営業本部マネージャー、営業主幹、すぐ味係長又はすぐモノ係長の職にある者の手当の認定等に関する事務に係るこの表6の部16の項、17の項及び19の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「産業政策課長」とする。

12・13 省略

別表第2(第4条関係)

知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項

Table with columns: 組織名, 事務の種類, 事項, 決裁区分 (知事, 専決者: 部長, 局長, 課長). Rows include 人事課 1~9 省略.

3	規制違反行為に係る調査に関すること。				
(1)	実施及び通知（地公法第38条の4第1項）				—
(2)	調査経過の報告（地公法第38条の4第2項、第38条の5第2項）				—
(3)	調査結果の報告（地公法第38条の4第3項、第38条の5第2項）				—
4	届出の受理（職員の退職管理に関する条例第3条）				—

別表第3（第4条関係）

知事の権限に属する企画振興部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部 長	局 長	室 長
自転車新文化推進室	1 自転車施策の総合企画、総合調整及び推進に関する事務	1 自転車施策の総合企画、総合調整及び推進に関すること。				
		(1) 特に重要なもの	—			
		(2) 重要なもの		—		
		(3) 軽易なもの				—
	2 自転車新文化の普及及び拡大に関する事務	1 自転車新文化の普及及び拡大に関すること。				
		(1) 特に重要なもの	—			
(2) 重要なもの			—			
	(3) 軽易なもの				—	

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
情報政策課	1～9 省略					
		10 放送法の施行に関する事	1 小規模施設特定有線一般放送に関すること。			
		(1) 業務の届出の受理（第133条第1項）				—

別表第3（第4条関係）

知事の権限に属する企画振興部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部 長	局 長	室 長
自転車新文化推進室	1 自転車施策の総合企画、総合調整及び推進に関する事務	1 自転車施策の総合企画、総合調整及び推進	—			
自転車新文化の普及及び拡大に関する事務	2 自転車新文化の普及及び拡大に関する事務	1 自転車新文化の普及及び拡大	—			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
情報政策課	1～9 省略					

務	(2) 変更の届出の受理(第133条第2項)				—
	(3) 小規模施設特定有線一般放送事業者の地位の承継の届出の受理(第134条第2項)				—
	(4) 業務の廃止等の届出の受理(第135条)				—
	(5) 関係行政機関等に対する協力要請(第145条第2項)				—
	(6) 業務の停止命令に係る国土交通大臣への通知(第145条第3項)				—
	(7) 報告の徴収及び立入検査(第145条第4項)			—	
	(8) 業務の停止命令(第174条)	—			
	(9) 資料の提出の要求(第175条)				—

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
地域政策課	1～6 省略				
	7 地域再生法の施行に関する事務	1 新たな措置の提案(第4条の3第1項)		—	
		2 地域再生計画に関すること。			
		(1) 認定申請及び変更の認定申請(第5条第1項、第7条第1項)	—		
		(2) 意見聴取(第5条第5項、第7条第2項)			—
		(3) 提案に対する処理(第5条第8項、第7条第2項)	—		
		(4) 内閣総理大臣に対する確認の要求(第5条第12項、第7条第2項)	—		
		(5) 実施状況の報告(第8条)		—	
		(6) 関係行政機関の事務の調整の要請(第10条の2第1項)		—	
(7) 地域再生に関する施策の改善の提案(第11条第1項)	—				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
地域政策課	1～6 省略				

3	地域再生協議会に関する こと。			
(1)	組織（第12条第1項）	—		
(2)	組織要請への対応（第12 条第6項）	—		
(3)	構成員に係る申出への対 応（第12条第9項）		—	
4	地方活力向上地域特定業務 施設整備計画に関すること。			
(1)	認定及び変更の認定（第 17条の2第3項、第5項）		—	
(2)	認定の取消し（第17条の 2第6項）		—	
5	地域再生土地利用計画に関 すること。			
(1)	農地転用に係る記載につ いての同意（第17条の7第 5項）		—	
(2)	開発行為及び建築行為等 に係る記載についての同意 （第17条の7第6項）		—	
6	地域再生推進法人に関する こと。			
(1)	指定（第19条第1項、第 2項）	—		
(2)	変更の届出の処理（第19 条第3項、第4項）			—
(3)	報告の徴収（第22条第1 項）			—
(4)	業務運営改善命令（第22 条第2項）	—		
(5)	指定の取消し（第22条第 3項、第4項）	—		
(6)	情報の提供等（第23条）			—
7	職員の派遣の要請及びあっ せんの求め（第34条）	—		
8	省略			
9	省略			
10	省略			
11	省略			
12	省略			

別表第4（第4条関係）

知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長 主 幹

7	省略			
8	省略			
9	省略			
10	省略			
11	省略			

別表第4（第4条関係）

知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長 主 幹

県 民 生 活 課	1 ~ 4 省略						
	5 不当 景品類 及び不 当表示 防止法 の施行 に關す る事務	1 <u>資料提出要求（第7条第2項、第33条第11項、不当景品類及び不当表示防止法施行令</u> <u>（以下この部において「政令」という。）第23条第1項</u> ）					
		2 <u>措置命令（第7条第1項、第33条第11項、政令第23条第1項）</u>					
		3 <u>報告の徴収及び立入検査（第29条第1項、第33条第11項、政令第23条第1項）</u>					
		4 <u>消費者庁長官への報告（政令第23条第2項）</u>					
6 ~ 9 省略							
10 農業 協同組 合法の 施行に 關する 事務	1 <u>消費生活協同組合への組織 変更の認可（第84条第1項）</u>						
11 省略							
12 省略							
13 省略							
14 消費 者安全 法の施 行に關 する事 務	1 ~ 6 省略						
	7 <u>権限の委任に係る同意及び 変更等の同意（消費者安全法 施行令（次項において「政 令」という。）第10条第2 項、第3項、第7項）</u>						
	8 <u>消費者庁長官への報告（政 令第10条第5項）</u>						
15 省略							

県 民 生 活 課	1 ~ 4 省略						
	5 不当 景品類 及び不 当表示 防止法 の施行 に關す る事務	1 <u>資料提出要求（第4条第2項、第12条第11項、不当景品類及び不当表示防止法第12条の規定による権限の委任等に關する政令（以下この部において「政令」という。）第10条第1項）</u>					
		2 <u>措置命令（第6条、第12条第11項、政令第10条第1項</u> <u>）</u>					
		3 <u>報告の徴収及び立入検査（第9条第1項、第12条第11項、政令第10条第1項）</u>					
		4 <u>消費者庁長官への報告（政令第10条第2項）</u>					
6 ~ 9 省略							
10 省略							
11 省略							
12 省略							
13 消費 者安全 法の施 行に關 する事 務	1 ~ 6 省略						
	7 <u>権限の委任に係る同意及び 変更等の同意（消費者安全法 施行令（次項において「政 令」という。）第9条第2 項、第3項、第7項）</u>						
	8 <u>消費者庁長官への報告（政 令第9条第5項）</u>						
14 省略							

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				防 災 安 全 統 括 部 長	局 長
防	1 災害	1 ~ 66 省略			

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				防 災 安 全 統 括 部 長	局 長
防	1 災害	1 ~ 66 省略			

災 危 機 管 理 課	対策基 本法の 施行に 関する 事務（ 他の主 管に属 するも のを除 く。）	67 指定行政機関の長等による 応急措置の代行を終了した旨 等の通知の受理（政令第33条 の6第3項）				
		68 省略				
	2～4 省略					

災 危 機 管 理 課	対策基 本法の 施行に 関する 事務（ 他の主 管に属 するも のを除 く。）	67 指定行政機関の長等による 応急措置の代行を終了した旨 等の通知の受理（政令第33条 の3第3項）				
		68 省略				
	2～4 省略					

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分			
			知 事	専 決 者		
				部 長	局 長	課 長 主 幹
環 境 政 策 課	1～29 省略					
	30 <u>エネ ルギー の使用 の合理 化等に 関する 法律に 基づく エネル ギー管 理に関 する事 務</u>	1 エネルギーの使用状況の届 出（ <u>エネルギーの使用の合理 化に関する法律</u> （以下この 部において「法」という。） 第7条第3項）				
		2～6 省略				
	31 省略					

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分			
			知 事	専 決 者		
				部 長	局 長	課 長 主 幹
環 境 政 策 課	1～29 省略					
	30 <u>エネ ルギー の使用 の合理 化に関 する法 律に 基づく エネル ギー管 理に関 する事 務</u>	1 エネルギーの使用状況の届 出（ <u>エネルギーの使用の合理 化に関する法律</u> （以下この 部において「法」という。） 第7条第3項）				
		2～6 省略				
	31 省略					

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分			
			知 事	専 決 者		
				部 長	局 長	課 長 主 幹
循 環 型 社 会 推 進 課	1・2 省略					
	3 廃棄 物の処 理及び 清掃に 関する 法律の 施行に 関する 事務	1～4 省略				
		5 <u>非常災害に係る一般廃棄物 処理施設の設置に関するこ と。</u>				
		(1) <u>一般廃棄物処理計画の変 更等の同意（第9条の3の 2第1項）</u>		—		
		(2) <u>計画変更命令等（第9条 の3第3項、第9条の3の 3第3項）</u>		—		

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分			
			知 事	専 決 者		
				部 長	局 長	課 長 主 幹
循 環 型 社 会 推 進 課	1・2 省略					
	3 廃棄 物の処 理及び 清掃に 関する 法律の 施行に 関する 事務	1～4 省略				

	(3) 改善命令等(第9条の3第10項、第9条の3の3第3項)								
	6 省略								
	7 省略								
	8 省略								
	9 省略								
	10 省略								
	11 省略								
4 ~ 8 省略									

別表第5(第4条関係)

知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
保健福祉課	1 ~ 18 省略					
	19 介護保険法の施行に関する事務	1 省略				
		2 介護サービス事業者(社会福祉法人である介護サービス事業者に限る。)に係る業務管理体制の整備に関すること。				
		(1)・(2) 省略				
		(3) 報告の徴収及び立入検査の結果に係る他の都道府県知事又は市町村長への通知及び厚生労働大臣又は他の都道府県知事からの通知の受理(第115条の33第4項)				
	(4)~(7) 省略					
	(8) 措置命令に違反した内容に係る他の都道府県知事又は市町村長への通知及び厚生労働大臣又は他の都道府県知事からの通知の受理(第115条の34第5項)					
20 省略						

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	室長
医	1 国民	1 ~ 4 省略				

	5 省略								
	6 省略								
	7 省略								
	8 省略								
	9 省略								
	10 省略								
4 ~ 8 省略									

別表第5(第4条関係)

知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
保健福祉課	1 ~ 18 省略					
	19 介護保険法の施行に関する事務	1 省略				
		2 介護サービス事業者(社会福祉法人である介護サービス事業者に限る。)に係る業務管理体制の整備に関すること。				
		(1)・(2) 省略				
		(3) 報告の徴収及び立入検査の結果に係る市町長 _____ への通知及び厚生労働大臣 _____ からの通知の受理(第115条の33第4項)				
	(4)~(7) 省略					
	(8) 措置命令に違反した内容に係る市町長 _____ への通知及び厚生労働大臣 _____ からの通知の受理(第115条の34第5項)					
20 省略						

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	室長
医	1 国民	1 ~ 4 省略				

療 保 険 室	健康保 険法の 施行に 関する 事務	5 国民健康保険診療報酬審査 委員会及び国民健康保険審査 会の委員に関すること。				
		(1)・(2) 省略				
		(3) 国民健康保険審査会委員 の任免(第93条第1項)				
		6 省略				
	2 高齢 者の医 療の確 保に関 する法 律の施 行に関 する事 務	1 県医療費適正化計画に関す ること。				
		(1) 省略				
		(2) 市町等との協議(第9条 第7項)				
		(3) 計画の厚生労働大臣への 提出及び公表(第9条第8 項)				
		(4) 保険者等に対する協力の 要請(第9条第9項、第10 項)				
		(5) 計画の進捗状況に関する 公表及び厚生労働大臣への 報告(第11条第1項から第 3項まで)				
(6)~(10) 省略						
2~4 省略						

療 保 険 室	健康保 険法の 施行に 関する 事務	5 国民健康保険診療報酬審査 委員会及び国民健康保険審査 会の委員に関すること。				
		(1)・(2) 省略				
		(3) 国民健康保険審査会委員 の任免(第92条_____)				
		6 省略				
	2 高齢 者の医 療の確 保に関 する法 律の施 行に関 する事 務	1 県医療費適正化計画に関す ること。				
		(1) 省略				
		(2) 市町等との協議(第9条 第5項)				
		(3) 計画の厚生労働大臣への 提出及び公表(第9条第6 項)				
		(4) 保険者等に対する協力の 要請(第9条第7項_____)				
		(5) 計画の進捗状況に関する 評価 _____(第11条第1項_____)				
(6)~(10) 省略						
2~4 省略						

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専 決 者		
				部 長	局 長	課 長 主 幹
医 療 対 策 課	1 医療 法の施 行に関 する事 務	1~18 省略				
		19 医療計画の策定及び変更 (第30条の4第1項、第15 項、第30条の6)				
		20 医療計画の策定に必要な他 県との連絡調整(第30条の4 第12項)				
		21 医療計画の策定及び変更 に係る意見の聴取(第30条の4 第13項、第14項)				
		22・23 省略				
		24 医療対策協議会の設置等 (第30条の23第1項)				
		25~48 省略				
2 農業 協同組 合法の 施行に 関する 事務	1 組織変更の認可(第89条第 1項)		—			
	2 認定(第90条第1項)		—			

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専 決 者		
				部 長	局 長	課 長 主 幹
医 療 対 策 課	1 医療 法の施 行に関 する事 務	1~18 省略				
		19 医療計画の策定及び変更 (第30条の4第1項、第13 項、第30条の6)				
		20 医療計画の策定に必要な他 県との連絡調整(第30条の4 第10項)				
		21 医療計画の策定及び変更 に係る意見の聴取(第30条の4 第11項、第12項)				
		22・23 省略				
		24 医療対策協議会の設置等 (第30条の12第1項)				
		25~48 省略				

3	省略					
4	省略					
5	省略					
6 ~ 23	省略					

2	省略					
3	省略					
4	省略					
5	がん 対策基 本法の 施行に 関する 事務	1	がん対策の推進に関する計 画の策定及び変更（第11条）			
6 ~ 23	省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長 主幹	
健康増進課	1 ~ 3	省略					
	4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関する事務	1	省略				
		2	感染症に関する情報の収集及び公表に関すること。				
		(1)	厚生労働大臣への報告等（第12条第2項、第3項、第5項、第6項、第13条第3項、第4項、第14条第3項、第14条の2第4項、第5項、第15条第8項、第9項、第15条の2第2項、第15条の3第2項、第3項、第16条の3第8項、第9項、第26条の3第6項、第7項、第26条の4第6項、第7項、第44条の7第6項、第7項、第50条第2項、第3項）				
		(2)	指定届出機関及び指定提出機関の指定並びに指定の取消し（第14条第1項、第5項、第14条の2第1項、第7項）				
(3)	他の都道府県知事又は厚生労働大臣に対する____協力要請（第15条第10項、第16条の3第10項、第26条の3第8項、第26条の4第8項、第44条の7第8項、第50条第2項、第3項）						
(4)	省略						
3 ~ 8	省略						

組織名	事務の種類	事項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長 主幹	
健康増進課	1 ~ 3	省略					
	4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関する事務	1	省略				
		2	感染症に関する情報の収集及び公表に関すること。				
		(1)	厚生労働大臣への報告等（第12条第2項、第3項、第5項、第6項、第13条第3項、第4項、第14条第3項、第15条第5項、____、第15条の2第2項、第15条の3第2項、第3項____）				
		(2)	指定届出機関の指定及び____指定の取消し（第14条第1項、第5項____）				
(3)	他の都道府県知事又は厚生労働大臣に対する調査の協力要請（第15条第6項____）						
(4)	省略						
3 ~ 8	省略						

5 ~ 11 省略							
12 健康 増進法 の施行 に關す る事務	1 ~ 6 省略						
	7 勸告（第32条第1項）						
	8 勸告に係る措置命令（第32条第2項）						
	9 内閣総理大臣への通知（第32条第4項）						
13 がん 対策基 本法の 施行に 關する 事務	1 がん対策の推進に関する計画の策定及び変更（第11条）						
14 省略							
15 省略							
16 省略							
17 省略							
18 省略							
19 省略							
20 省略							

5 ~ 11 省略							
12 健康 増進法 の施行 に關す る事務	1 ~ 6 省略						
13 省略							
14 省略							
15 省略							
16 省略							
17 省略							
18 省略							
19 省略							

組織名	事務の種類	事項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹
薬務 衛生課	1 ~ 4 省略						
	5 麻薬 及び向 精神薬 取締法 の施行 に關す る事務	1 麻薬取扱者に関すること。 (1) ~ (5) 省略					
(6) 麻薬小売業者間の譲渡許可（以下この項において「許可」という。）（第24条第12項第1号、麻薬及び向精神薬取締法施行規則（以下この部において「省令」という。）第9条の2第3項）							
(7) 許可の変更等の届出の処理（省令第9条の2第6項、第9項）							
(8) 許可に係る麻薬小売業者の追加の届出の処理（省令第9条の2第7項、第9項）							
(9) 許可書の再交付（省令第9条の2第10項）							
	(10) 許可書の返納の受理（省令第9条の2第11項）						

組織名	事務の種類	事項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹
薬務 衛生課	1 ~ 4 省略						
	5 麻薬 及び向 精神薬 取締法 の施行 に關す る事務	1 麻薬取扱者に関すること。 (1) ~ (5) 省略					

	2 ~ 8 省略					
6 ~ 26 省略						

	2 ~ 8 省略					
6 ~ 26 省略						

組織名	事務の種類	事項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹
子育て支援課	1 省略						
	2 母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行に関する事務	1 母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関すること。 (1) 資金の貸付け（行う業務が2以上の地方局の管轄区域にわたる母子・父子福祉団体に対する貸付けに限る。）の決定（第14条、第31条の6第4項、第32条第4項、 <u>愛媛県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則</u> （以下この部において「規則」という。）第4条から第6条まで、 <u>第22条の3第1項</u> 、第24条第1項）					
		(2)~(7) 省略					
		(8) 貸付金の増額（規則第4条から第6条第1項まで、第8条、 <u>第22条の3第1項</u> 、第24条第1項）					
		(9) 継続貸付けの決定（規則第9条、 <u>第22条の3第1項</u> 、第24条第1項）					
		(10) 貸付けの辞退及び貸付金の減額の申出の受理（規則第10条、 <u>第22条の3第1項</u> 、第24条第1項）					
		(11) 繰上償還の申出の受理（規則第11条、 <u>第22条の3第1項</u> 、第24条第1項）					
		(12) 貸付金に係る届出の受理（規則第18条、 <u>第22条の3第1項</u> 、第24条第1項）					
		2 省略					
		3 ~ 6 省略					
7 児童福祉法の施行	1 児童福祉施設に関すること。 (1)~(6) 省略						

組織名	事務の種類	事項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹
子育て支援課	1 省略						
	2 母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行に関する事務	1 母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関すること。 (1) 資金の貸付け（行う業務が2以上の地方局の管轄区域にわたる母子・父子福祉団体に対する貸付けに限る。）の決定（第14条、第31条の6第4項、第32条第4項、 <u>愛媛県母子及び寡婦福祉法施行細則</u> （以下この部において「規則」という。）第4条から第6条まで_____、第24条第1項）					
		(2)~(7) 省略					
		(8) 貸付金の増額（規則第4条から第6条第1項まで、第8条_____、第24条第1項）					
		(9) 継続貸付けの決定（規則第9条_____、第24条第1項）					
		(10) 貸付けの辞退及び貸付金の減額の申出の受理（規則第10条_____、第24条第1項）					
		(11) 繰上償還の申出の受理（規則第11条_____、第24条第1項）					
		(12) 貸付金に係る届出の受理（規則第18条_____、第24条第1項）					
		2 省略					
		3 ~ 6 省略					
7 児童福祉法の施行	1 児童福祉施設に関すること。 (1)~(6) 省略						

に関する事務						
	(7) 実地検査（児童福祉法施行令（以下この部において「政令」という。）第38条）					
	(8) 省略					
	(9) 省略					
	(10) 省略					
	(11) 省略					
	2～6 省略					
	7 指定保育士養成施設に関すること。					
	(1) 指定（第18条の6第1号）					
	(2) 報告の徴収等（第18条の7第1項）					
	(3) 変更の承認（政令第5条第3項）					
	(4) 変更の届出の受理（政令第5条第4項）					
	(5) 報告の受理（政令第5条第5項）					
(6) 指定の取消し（政令第5条第6項、第7項）						
8～13 省略						

に関する事務	(7) 保育士養成施設の指定又は変更の申請書及び変更届出書の進達（児童福祉法施行令（以下この部において「政令」という。）第5条第2項から第4項まで）					
	(8) 実地検査（政令 _____ 第38条）					
	(9) 省略					
	(10) 省略					
	(11) 省略					
	(12) 省略					
	2～6 省略					
	8～13 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
障がい福祉課	1～8 省略					
	9 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行	1 省略				
		2 省略				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
障害福祉課	1～8 省略					
	9 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行	1 省略				
		2 使用者による障害者虐待に関する通報等の受理（第22条第1項、第2項、第23条）				
		3 省略				
	4 県障害者権利擁護センターの業務に関すること					
	(1) 市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供、助言その他必要な援助（2					

に関する事務										
10 省略										
11 愛媛県障がい者理由とする差別の解消の推進に関する条例の施行に関する事務	1 助言又はあつせんの申立てに関すること。									
	(1) 受理（第9条第1項）									
	(2) 事実の調査（第10条第1項）									
	(3) 手続開始の要求（第11条第1項）									
	2 当事者に対する勧告（第12条第2項）									
	3 勧告に従わない場合の公表（第13条）									

に関する事務	以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものに限る。）（第36条第2項第2号）								
	(2) 相談又は相談を行う機関の紹介（第36条第2項第3号）								
	(3) 情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助（第36条第2項第4号）								
	(4) 情報の収集、分析及び提供（第36条第2項第5号）								
	(5) 広報その他の啓発活動（第36条第2項第6号）								
	(6) その他障害者に対する虐待の防止等のための必要な支援（第36条第2項第7号）								
10 省略									

別表第6（第4条関係）

知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
労政雇用課	1～11 省略					
	12 職業能力開発促進法の施行その他職業訓練に関する事務	1 省略				
		2 公共職業能力開発施設を行う職業訓練に関すること。 (1) 愛媛県立高等技術専門学校以外で行う職業訓練の委託（第15条の7第3項）				
		(2)～(4) 省略				
	3～9 省略					

別表第6（第4条関係）

知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
労政雇用課	1～11 省略					
	12 職業能力開発促進法の施行その他職業訓練に関する事務	1 省略				
		2 公共職業能力開発施設を行う職業訓練に関すること。 (1) 愛媛県立高等技術専門学校以外で行う職業訓練の委託（第15条の6第3項）				
		(2)～(4) 省略				
	3～9 省略					

13 省略					
-------	--	--	--	--	--

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
産業創出課	1・2 省略					
	3 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の施行に関する事務	1 株式の取得の確認(第8条)				—

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
経営支援課	1～8 省略					
	9 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の施行に関する事務	1 中小企業者の受注の確保のための施策の促進(第8条)				
	10～22 省略					
	23 中小企業による地域産業資源を活用した事業	1 省略				
		2 地域産業資源の内容の公表等(第4条第3項)				
		3 地域産業資源活用事業計画の認定申請書及び変更認定申請書の進達(第6条第2項、第7条第4項)				

13 省略					
-------	--	--	--	--	--

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
産業創出課	1・2 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
経営支援課	1～8 省略					
	9 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の施行に関する事務	1 中小企業者の受注の確保のための施策の促進(第7条)				
	10～22 省略					
	23 中小企業による地域産業資源を活用した事業	1 省略				
		2 地域産業資源の内容の公表等(第4条第2項)				
		3 地域産業資源活用事業計画の認定申請書及び変更認定申請書の進達(第6条第2項、第7条第3項)				

活動の促進に関する法律の施行に関する事務	4 認定地域産業資源活用事業を行う者に対する <u>情報の提供等</u> （第18条）				
----------------------	---	--	--	--	--

活動の促進に関する法律の施行に関する事務	4 認定地域産業資源活用事業を行う者に対する <u>指導及び助言</u> （第15条）				
----------------------	---	--	--	--	--

別表第7（第4条関係）

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
			部 長	局 長	課 長	
農政課	1～4 省略					
	5 農業委員会等に関する法律の施行に関する事務	1 農業委員会ネットワーク機構に関すること。				
		(1) 指定等（第42条）	—			
		(2) 業務規程の認可（第44条第1項）		—		
		(3) 業務規程の変更の命令（第44条第2項）			—	
		(4) 事業計画書及び収支予算書の認可及び変更の認可（第45条第1項）			—	
		(5) 事業報告書及び収支決算書の提出の受理（第45条第2項）				—
		(6) 業務の休廃止の許可（第46条）		—		
		(7) 報告の徴収及び立入検査（第48条第1項）				—
		(8) 監督命令（第49条）		—		
(9) 指定の取消し（第50条）		—				
6～15 省略						
16 農地法の施行に関する事務	1～3 省略					
	4 報告の要求（第50条）					
	5～11 省略					
	12 農林水産大臣の市町の指定に関する <u>意見の具申</u> （農地法施行令第9条第3項）					

別表第7（第4条関係）

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
			部 長	局 長	課 長	
農政課	1～4 省略					
	5 農業委員会等に関する法律の施行に関する事務	1 農業会議の会則の変更の認可（第45条第2項）				—
		2 農業会議に対する業務又は会計の検査等監督上必要な命令及び法令等の違反に対する措置命令（第53条、第54条）				—
6～15 省略						
16 農地法の施行に関する事務	1～3 省略					
	4 報告の徴収（第50条）					
	5～11 省略					
	12 農林水産大臣の権限に属する農地の転用に対する <u>意見の具申</u> （農地法施行令第7条第3項、第15条第2項）					
	13 農地に係る不服申立てに関する <u>こと</u> 。		—			

する事務	5 省略				
	6 省略				
22 省略					
23 地域再生法の施行に関する事務	1 遊休工場用地等に工業等以外の産業を導入する事業に関する事項の同意（第5条第6項）		—		
	2 地域農林水産業振興施設整備計画の同意（第17条の15第4項）		—		

する事務	4 省略				
	5 省略				
22 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
農業経済課	1 農業協同組合法の施行に関する事務	1 省略			
		2 信用事業規程等の設定、変更及び廃止の承認並びに信用事業規程等の変更の届出の受理（第11条、第11条の17、第11条の42、第11条の48、第11条の51）			
		3 信用事業（法第10条第1項第3号の事業をいう。以下この部において同じ。）を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下この部において「農協」という。）及び子会社等の同一人に対する信用供与等限度額に係る特例の承認（第11条の8第1項ただし書、第2項ただし書）			
		4 信用事業又は共済事業を行う農協における特定関係者等との取引等の特例の承認（第11条の9ただし書）			
		5 共済事業を行う農協の価格変動準備金の積立て等に係る特例の認可（第11条の34第1項ただし書、第2項ただし書）			
		6 責任準備金等に係る意見書の処理（第11条の40第2項、第3項）			
		7 共済計理人の解任の命令（第11条の41）			
		8 農業協同組合の信託事業について裁判所に代わつて行う措置（第11条の45）			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
農業経済課	1 農業協同組合法の施行に関する事務	1 省略			
		2 信用事業規程等の設定、変更及び廃止の承認並びに信用事業規程等の変更の届出の受理（第11条、第11条の7、第11条の23、第11条の29、第11条の32）			
		3 信用事業（法第10条第1項第3号の事業をいう。以下この部において同じ。）を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下この部において「農協」という。）及び子会社等の同一人に対する信用供与等限度額に係る特例の承認（第11条の4第1項ただし書、第2項ただし書）			
		4 信用事業又は共済事業を行う農協における特定関係者等との取引等の特例の承認（第11条の5ただし書）			
		5 共済事業を行う農協の価格変動準備金の積立て等に係る特例の認可（第11条の15第1項ただし書、第2項ただし書）			
		6 責任準備金等に係る意見書の処理（第11条の21第2項、第3項）			
		7 共済計理人の解任の命令（第11条の22）			
		8 農業協同組合の信託事業について裁判所に代わつて行う措置（第11条の26）			

9 共済契約の契約条件の変更の申出の承認（第11条の52第3項）			
10 共済契約の解約に係る業務の停止その他必要な措置の命令（第11条の53）			
11 共済調査人の選任及び解任（第11条の58第1項、第3項）			
12 共済契約の契約条件の変更の内容等の調査の依頼及び調査に関する事項等の指定（第11条の58第1項、第2項）			
13 共済事業を行う組合の契約条件の変更の承認（第11条の61第1項）			
14 信用事業又は共済事業を行う農業協同組合等による特定事業会社である国内の会社の株式の基準議決権数超過取得の承認（第11条の65第2項ただし書）			
15～18 省略			
19 農協の設立、解散の決議及び合併の認可並びに設立認可の取消し、解散及び組織変更の届出の受理（第59条、第61条第1項、第2項、第5項、第63条第2項、第64条第2項から第5項まで、第65条第2項、第3項、第73条の10、第80条）			
20 農業協同組合連合会の法定解散の届出の処理（第64条第8項）			
21 休眠組合が事業を廃止していない旨の届出をすべき旨の官報公告等（第64条の2）			—
22 農協が継続した旨の届出の受理（第64条の3第3項）			—
23 出資農協の新設分割の認可（第70条の3第3項）	—		
24 省略			
25 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（以下この部及び2の部において「改正法」という。）附則第9条の規定によりなお存続するとされた全国農業協同組合中央会の監査実施計画に対する			

9 共済契約の契約条件の変更の申出の承認（第11条の33第3項）			
10 共済契約の解約に係る業務の停止その他必要な措置の命令（第11条の34）			
11 共済調査人の選任及び解任（第11条の39第1項、第3項）			
12 共済契約の契約条件の変更の内容等の調査の依頼及び調査に関する事項等の指定（第11条の39第1項、第2項）			
13 共済事業を行う組合の契約条件の変更の承認（第11条の42第1項）			
14 信用事業又は共済事業を行う農業協同組合等による特定事業会社である国内の会社の株式の基準議決権数超過取得の承認（第11条の46第2項ただし書）			
15～18 省略			
19 農協の設立、解散の議決及び合併の認可並びに設立認可の取消し及び解散の届出の受理（第59条、第61条第1項、第2項、第5項、第63条第2項、第64条第2項から第4項まで、第65条第2項、第3項）			
20 農業協同組合連合会の法定解散の届出の処理（第64条第7項）			
21 省略			
22 _____ _____ _____ _____ _____ 全国農業協同組合中央会の監査実施計画に対する			

<p>意見の具申（改正法附則第10条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第1条の規定による改正前の農業協同組合法（以下この部において「旧法」という。）第73条の27第1項）</p>						<p>意見の具申（ _____ _____ _____ _____ _____ 第73条の27第1項）</p>					
<p>26 農協及び改正法附則第9条の規定によりなお存続するものとされた愛媛県農業協同組合中央会（以下この部において「存続中央会」という。）に対する法令、定款、規約及び規程の遵守状況に関する必要な報告の徴収並びに一般状況資料の提出の命令（第93条第1項、旧法第93条第1項）</p>						<p>23 農協の解散登記の嘱託（第89条第2項）</p>					
<p>27 省略</p>						<p>24 農協及び _____ _____ 愛媛県農業協同組合中央会（以下この部において「農協中央会」という。）に対する法令、定款、規約及び規程の遵守状況に関する必要な報告の徴収並びに一般状況資料の提出の命令（第93条第1項_____）</p>					
<p>28 農協、存続中央会、子会社等、信用事業受託者及び共済代理店の検査（第94条第1項から第6項まで、旧法第94条）</p>						<p>25 省略</p>					
<p>29 農協及び存続中央会の業務会計等に関する監督上必要な措置（第94条の2、旧法第94条の2）</p>						<p>26 農協、農協中央会、子会社等、信用事業受託者及び共済代理店の検査（第94条_____）</p>					
<p>30 農協及び存続中央会の法令等の違反に対する必要な措置、業務の停止及び役員の変更の命令並びに信用事業規程等の承認の取消し（第95条、旧法第95条）</p>						<p>27 農協及び農協中央会の業務会計等に関する監督上必要な措置（第94条の2_____）</p>					
<p>31 省略</p>						<p>28 農協及び農協中央会の法令等の違反に対する必要な措置、業務の停止及び役員の変更の命令並びに信用事業規程等の承認の取消し（第95条_____）</p>					
<p>32 農協に対する処分又は命令を行う際の存続中央会への意見の聴取（旧法第95条の4）</p>						<p>29 省略</p>					
<p>33 農協及び存続中央会の総会決議、選挙及び当選の取消し（第96条第1項、旧法第96条第1項）</p>						<p>30 農協に対する処分又は命令を行う際の農協中央会への意見の聴取（_____第95条の4）</p>					
<p>34 農協等の不祥事件に関する届出の受理（第97条第12号、農業協同組合法施行規則（以下この部において「省令」という。）第231条第1項第22号）</p>						<p>31 農協及び農協中央会の総会決議、選挙及び当選の取消し（第96条第1項_____）</p>					
						<p>32 農協の施設専属利用契約の取消し（第97条）</p>					
						<p>33 農協等の不祥事件に関する届出の受理（第97条の2第12号、農業協同組合法施行規則（以下この部において「省令」という。）第231条第1項第22号）</p>					

整備課	4 農業 の 有する 多面的 機能の 発揮の 促進に 関する 法律の 施行に 関する 事務	1 基本方針の策定及び変更 (第5条第1項、第4項、第5項)	—																		
		2 農林水産大臣との協議(第5条第3項)	—																		
		3 促進計画の策定及び変更に係る協議(第6条第4項、第6項)	—																		
		4 土地改良施設についての管理に関する事項の同意(第7条第4項)																			
	5 省略																				
	6 中山 間地域 等直接 支払交 付金実 施要領 (平成 12年4 月1日 付け農 林水産 事務次 官通知)の施 行に関 する事 務	1 特認地域及び特認基準に関すること。 (1) 設定及び変更(第4、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用について(平成12年4月1日付け農林水産省構造改善局長通知。以下この部において「運用通知」という。)第3の12)	—																		
		(2) 農村振興局長との協議(第4、運用通知第3の12)																			
		2 緩傾斜農用地のガイドラインの策定(第4の2、運用通知第3の9)	—																		
		3 交付金の交付実績の報告(第11)																			
		4 実施状況の公表(第12)																			
		5 交付金交付の評価(第13)																			
	7 中山 間地域 等直接 支払推 進交付 金実施 要領(平 成12 年4月 1日付 け農林 水産事 務次官 通知)の 施行に 関する 事務	6 所要額調書の提出(運用通知第14の2)																			
		1 事業実績の報告(第6の2)																			
	2 その他推進事業の実施に必要な事項に関すること(第3の1)。																				
整備課	4 省略																				

8 省略				
9 省略				
10 省略				
11 省略				

5 省略				
6 省略				
7 省略				
8 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
農産園芸課	1～18 省略				
	19 農産物検査法の施行に関する事務	1 不正受検に対する処置（第16条、第37条）		—	
		2 登録検査機関に関すること。			
		(1) 登録（第17条第2項、第6項、第37条）		—	
		(2) 変更等の届出の受理（第17条第7項から第9項まで、第37条）			—
		(3) 登録の更新（第17条第6項、第18条第1項、第3項、第37条）			—
		(4) 失効の公示（第18条第4項、第37条）			—
		(5) 変更の登録（第17条第6項、第19条第1項、第3項、第37条）			—
		(6) 農産物検査の報告の受理（第20条第3項、第37条）			—
		(7) 業務規程の届出の受理（第21条第1項、第37条）			—
		(8) 変更命令（第21条第2項、第37条）			—
		(9) 適合命令（第22条、第37条）		—	
		(10) 改善命令（第23条、第37条）		—	
(11) 登録の取消し（第24条、第37条）		—			
(12) 業務の停止命令（第24条第2項、第4項、第32条第1項、第3項、第37条）		—			
3 報告の徴収（第30条、第37条）			—		

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
農産園芸課	1～18 省略				

	4 立入調査等(第31条第1項、第2項、第37条)				—
	5 申出に係る調査及び措置(第33条、第37条)				—

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	室長
担 い 手 ・ 農 地 保 全 対 策 室	1 省略					
	2 農業 経営基 盤強化 促進法 の施行 に 関 す る 事 務	1 省略				
		2 農業経営基盤強化促進基本方針の作成及び変更についての農業委員会ネットワーク機構及び関係者の意見の聴取(第5条第6項)				
	3・4 省略					
3・4 省略						

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	室長
担 い 手 ・ 農 地 保 全 対 策 室	1 省略					
	2 農業 経営基 盤強化 促進法 の施行 に 関 す る 事 務	1 省略				
		2 農業経営基盤強化促進基本方針の作成及び変更についての農業会議及び農業協同組合中央会 〃 の意見の聴取(第5条第6項)				
		3・4 省略				
3・4 省略						
5 中山 間 地 域 等 直 接 支 払 交 付 金 実 施 要 領 (平成 12年 4月 1日 付 農 林 水 産 事 務 次 官 通 知 の 施 行 に 関 す る 事 務	1 特認地域及び特認基準に関すること。 (1) 設定及び変更(第4、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用について(平成12年4月1日付け農林水産省構造改善局長通知。以下この部において「運用通知」という。)第3の12) (2) 農村振興局長との協議(第4、運用通知第3の12) (3) 決定(第4、運用通知第3の12)					
		2 市町長が特に必要と認める農用地に関すること。 (1) 緩傾斜農用地のガイドラインの策定(第4の2、運用通知第3の9) (2) 市町間の基準の調整				
		3 市町村基本方針の認定(第5)				
		4 交付金の交付実績の報告(第11)				
		5 実施状況の公表(第12)				
		6 交付金交付の評価(第13)				
		6 中山	1 推進指導(第3の1)			

間地域 等直接 支払推 進交付 金実施 要領（ 平成12 年4月 1日付 け農林 水産事 務次官 通知） の施行 に關す る事務	2	審査等に関すること。				
	(1)	市町村基本方針の策定指 導及び審査（第3の1）				—
	(2)	所要額調書の作成（第3 の1）				—
	3	事業の実施に関すること。				
	(1)	市町村実施計画の樹立及 び変更の届出の受理（第4 の2）				—
	(2)	事業実績の報告（第6の 2）				—
	4	その他推進事業の実施に必 要な事項に関すること（第3 の1）。				—

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
畜産課	1～25 省略					
	26 医薬 品、医 療機器 等の品 質、有 効性及 び安全 性の確 保等に 關する 法律の 施行に 關する 事務	1～5 省略				
		6 動物用医薬品登録販売者に 關すること。				
		(1) 省略				
		(2) 省略				
		(3) 省略				
		(4) 省略				
		(5) 省略				
		(6) 省略				
7～21 省略						
27～30 省略						

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
畜産課	1～25 省略					
	26 医薬 品、医 療機器 等の品 質、有 効性及 び安全 性の確 保等に 關する 法律の 施行に 關する 事務	1～5 省略				
		6 動物用医薬品登録販売者に 關すること。				
		(1) 試験の実施（第36条の8 第1項、第83条第1項、省 令第115条の5）				—
		(2) 試験の合格の通知及び公 示（省令第115条の7）				—
		(3) 省略				
		(4) 省略				
		(5) 省略				
		(6) 省略				
	(7) 省略					
(8) 省略						
7～21 省略						
27～30 省略						

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
林業	1～13 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
林業	1～13 省略					

政策課	14 入会 林野等 に係る 権利関 係の近 代化の 助長に 関する 法律の 施行に 関する 事務	1 入会林野整備計画の適否の 決定及び変更の決定（第6条 第1項、第4項、第9条第1 項、第2項、第5項、第6 項）								
		2 異議の申出についての協議 命令及び決定（第7条第1項 から第3項まで）								
		3 調停案の作成及び受諾勧告 （第8条第3項、第4項）								
		4 整備計画の認可及び申請の 却下並びに金銭の供託（第10 条第1項、第2項、第11条第 1項から第3項まで、第22条 第1項から第4項まで）								
		5 整備計画の適否の決定又は 認可のための意見の聴取（第 6条第3項、第9条第4項、 第22条第2項）								
		6 入会林野整備計画に係る必 要な登記の嘱託（第14条第2 項、第3項）								
		7 入会林野活用促進計画の策 定（森林組合育成対策事業の 運用について（平成10年4月 8日付け林野庁長官通知））								
	15 省略									
	16 省略									

政策課										
	14 省略									
	15 省略									

組織名	事務の 種類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
森 林 整 備 課	1～15 省略					

組織名	事務の 種類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
森 林 整 備 課	1～15 省略					
	16 入会 林野等 に係る 権利関 係の近 代化の 助長に 関する 法律の 施行に 関する 事務	1 入会林野整備計画の適否の 決定及び変更の決定（第6 条、第9条）				—
		2 異議の申出についての協議 命令及び決定（第7条）				—
		3 調停案の作成及び受諾勧告 （第8条）				—
		4 整備計画の認可及び申請の 却下並びに金銭の供託（第10 条、第11条、第22条）				—
		5 整備計画の適否の決定又は 認可のための意見の聴取（第 6条、第22条）				—

16	省略				
17	省略				
18	省略				

別表第8（第4条関係）

知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部 長	局 長	課 長 主 幹
河川課	1・2 省略					
	3 水防法の施行に関する事務	1 省略				
		2 水防活動に關すること。				
		(1) 洪水予報の通知及び周知（第10条第3項、第11条第1項、第13条の4）				
		(2) 省略				
		(3) 洪水に係る水位情報の通知及び周知を実施する河川の指定（第13条第2項_____）				
		(4) 洪水特別警戒水位の設定（第13条第2項）				
		(5) 洪水に係る水位情報の通知及び周知（第13条第2項、第3項、第13条の4）				
		(6) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（第14条第1項、第3項、第4項）				
	(7)・(8) 省略					
3・4 省略						
4～6 省略						

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
港湾	1～3 省略					

6	入会林野整備計画に係る必要な登記の囑託（第14条）				—
7	森林組合育成対策事業の運用について（平成10年4月8日付け林野庁長官通知）の実施に關すること。				
	(1) 入会林野活用促進計画の策定				—
17	省略				
18	省略				
19	省略				

別表第8（第4条関係）

知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部 長	局 長	課 長 主 幹
河川課	1・2 省略					
	3 水防法の施行に関する事務	1 省略				
		2 水防活動に關すること。				
		(1) 洪水予報の通知及び周知（第10条第3項、第11条第1項、第13条の2）				
		(2) 省略				
		(3) _____水位情報の通知及び周知を実施する河川の指定（第13条第2項、第13条の2）				
		(4) 特別警戒水位_____の設定（第13条第2項）				
		(5) _____水位情報の通知及び周知（第13条第2項、第3項_____）				
		(6) 浸水想定区域_____の指定、公表及び通知（第14条第1項、第3項、第4項）				
	(7)・(8) 省略					
3・4 省略						
4～6 省略						

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
港湾	1～3 省略					

海岸課	4 水防法の施行に関する事務	1 水防活動に関すること。				
		(1) 高潮に係る水位情報の通知及び周知を実施する海岸の指定(第13条の3)		—		
		(2) 高潮特別警戒水位の設定(第13条の3)				—
		(3) 高潮に係る水位情報の通知及び周知(第13条の3、第13条の4)				—
	(4) 高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知(第14条の3第1項、第3項、第4項)		—			
5 省略						
6 省略						

別表第9(第4条関係)

知事の権限に属するえひめ国体推進局関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				局長	総務担当次長
国体総務企画課	1・2 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				局長	総務担当次長
行幸啓室	1 行幸啓、行啓及びお成りに関する事務	1 行幸啓、行啓及びお成りに関すること。			
		(1) 特に重要なもの	—		
		(2) 重要なもの		—	
		(3) 軽易なもの			—

海岸課					
4 省略					
5 省略					

別表第9(第4条関係)

知事の権限に属するえひめ国体推進局関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				局長	総務担当次長
国体総務企画課	1・2 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				局長	総務担当次長
障がい者スポーツ大会ニツ大会課	1 第17回全国障害者スポーツ大会の開催準備に関する事務(他の主管に属するものを除く。)	1 ^{えがほ} 愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会実行委員会の全国障害者スポーツ大会推進委員会に関すること。			
		(1) 特に重要なもの	—		
		(2) 重要なもの		—	
		(3) 軽易なもの			—
		2 第17回全国障害者スポーツ大会の開催準備の企画及び総合調整に関すること。			—
		3 第17回全国障害者スポーツ大会の関係機関等との連絡調整に関すること。			—
		4 その他第17回全国障害者スポーツ大会の開催準備に関すること。			—

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				局長	運営・式典担当次長
国体運営・施設課	1・2 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				局長	総務担当次長
国体運営・施設課	1・2 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			専決者	
			局長	運営

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			専決者	
			局長	課長

			知事	局長	・式典担当次長	課長
国 体 競 技 式 典 課	1・2 省略					

			知事	局長	総務担当次長	課長
国 体 競 技 式 典 課	1・2 省略					

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				局 長	総 務 担 当 次 長	課 長
障 害 者 ス ポ ー ツ 大 会 ニ ツ 大 会 課	1 第17 回全国 障害者 スポー ツ大会 の開催 準備に 関する 事務（ 他の主 管に属 するも のを除 く。）	1 <small>え 県</small> 愛媛つなぐえひめ国体・え ひめ大会実行委員会の全国障 害者スポーツ大会推進委員会 に関する事。				
		(1) 特に重要なもの	—			
		(2) 重要なもの		—		
		(3) 軽易なもの				—
	2 第17回全国障害者スポーツ 大会の開催準備の企画及び総 合調整に関する事。				—	
	3 第17回全国障害者スポーツ 大会の関係機関等との連絡調 整に関する事。				—	
	4 その他第17回全国障害者ス ポーツ大会の開催準備に関す る事。				—	

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第4号

庁 中 一 般
地 方 局

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（総務企画部各課の所掌事務）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 税務課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 県税及び地方法人特別税並びにこれらに伴う徴収すべき金額の賦課決定に関すること（<u>不動産取得税に係る家屋の評価に関することを除く。</u>）。</p> <p>(8)・(9) 省略</p> <p>4～6 省略</p> <p>7 東予地方局課税課においては、第3項第7号から第9号までに掲げる事務を所掌し、中予地方局課税課においては、<u>同項第7号から第9号までに掲げる事務及び不動産取得税に係る家屋の評価に関する事務を所掌する。</u></p> <p>8・9 省略</p> <p>（産業経済部各課室の所掌事務）</p> <p>第4条 産業振興課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(20) 省略</p> <p><u>20の2 新規就農者、認定農業者その他担い手に係る補助金に関すること。</u></p> <p>(21)～(25) 省略</p> <p>2～13 省略</p> <p>（土木事務所各課の所掌事務）</p> <p>第8条 地方局の土木事務所（以下「土木事務所」という。）各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>建設企画課</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>削除</u></p> <p>(5)・(6) 省略</p> <p>省略</p> <p>道路課</p> <p>(1) <u>道路事業に関すること（他の主管に属するものを除く。）。</u></p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p><u>上島架橋建設課</u></p> <p>(1) <u>上島架橋建設事業に関すること。</u></p> <p>(2) <u>その他工務に関すること。</u></p> <p><u>大洲・八幡浜自動車道建設課</u></p> <p>(1) <u>大洲・八幡浜自動車道整備事業に関すること。</u></p> <p>(2) <u>その他工務に関すること。</u></p> <p>2 省略</p> <p>（地方局長に対する事務の委任）</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(17) 省略</p>	<p>（総務企画部各課の所掌事務）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 税務課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 県税及び地方法人特別税並びにこれらに伴う徴収すべき金額の賦課決定に関すること_____。</p> <p>(8)・(9) 省略</p> <p>4～6 省略</p> <p>7 課税課_____においては、第3項第7号から第9号までに掲げる事務を_____所掌する。</p> <p>8・9 省略</p> <p>（産業経済部各課室の所掌事務）</p> <p>第4条 産業振興課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(20) 省略</p> <p>(21)～(25) 省略</p> <p>2～13 省略</p> <p>（土木事務所各課の所掌事務）</p> <p>第8条 地方局の土木事務所（以下「土木事務所」という。）各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>建設企画課</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>上島架橋建設事業に関すること（東予地方局今治土木事務所に限る。）。</u></p> <p>(5)・(6) 省略</p> <p>省略</p> <p>道路課</p> <p>(1) 道路事業に関すること_____。</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>（地方局長に対する事務の委任）</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(17) 省略</p>

(17)の2 愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例第14条第3項の規定に基づく身分を示す証明書の交付に関すること。

(18)～(18)の3 省略

(18)の4 社会福祉法第40条の規定に基づく監事からの報告の受理に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人及び2以上の社会福祉施設（同法第62条第1項に規定する社会福祉施設（養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く。）並びに保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設及び児童家庭支援センター _____ に限る。以下この項において同じ。）を設置する社会福祉法人に係るものを除く。）。

(18)の5～(57)の23 省略

(57)の24 介護保険法第115条の32第2項第1号及び第2号並びに旧介護保険法第115条の32第2項第1号及び第2号の規定に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理に関すること。

(57)の25～(57)の28 省略

(57)の29 介護保険法第115条の33第4項及び旧介護保険法第115条の33第4項の規定に基づく介護サービス事業者に対する報告の徴収及び立入検査の結果に係る他の都道府県知事又は市町村長への通知及び厚生労働大臣又は他の都道府県知事からの通知の受理に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人である介護サービス事業者及び2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者に係るものを除く。）。

(57)の30～(57)の32 省略

(57)の33 介護保険法第115条の34第5項及び旧介護保険法第115条の34第5項の規定に基づく介護サービス事業者の措置命令違反の内容に係る他の都道府県知事又は市町村長への通知及び厚生労働大臣又は他の都道府県知事からの通知の受理に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人である介護サービス事業者及び2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者に係るものを除く。）。

(58)～(93) 省略

(94) 生活困窮者自立支援法第6条第1項の規定に基づく生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計相談支援事業の実施並びに同条第2項において準用する同法第4条第2項の規定に基づく生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計相談支援事業の委託に関すること。

(95) 省略

(96) 省略

(97) 省略

(98) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）第19条第1項の規定に基づく報告の徴収等（2以上の社会福祉施設を設置する者（市町を除く。）に係るものを除く。）

(99) 認定こども園法第19条第2項の規定に基づく当該職員の証明書の交付

(100) 認定こども園法第20条の規定に基づく改善勧告及び改善命令（2以上の社会福祉施設を設置する者（市町を除く。）に係るものを除く。）

(101) 認定こども園法第21条第1項の規定に基づく事業停止命令（2以上の社会福祉施設を設置する者（市町を除く。）に係る

(18)～(18)の3 省略

(18)の4 社会福祉法第40条の規定に基づく監事からの報告の受理に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人及び2以上の社会福祉施設（同法第62条第1項に規定する社会福祉施設（養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く。）並びに保育所 _____、児童厚生施設、児童家庭支援センター及び精神障害者社会復帰施設に限る。以下この項において同じ。）を設置する社会福祉法人に係るものを除く。）。

(18)の5～(57)の23 省略

(57)の24 介護保険法第115条の32第2項第1号及び _____ 旧介護保険法第115条の32第2項第1号 _____ の規定に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理に関すること。

(57)の25～(57)の28 省略

(57)の29 介護保険法第115条の33第4項及び旧介護保険法第115条の33第4項の規定に基づく介護サービス事業者に対する報告の徴収及び立入検査の結果に係る市町長 _____ からの通知の受理に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人である介護サービス事業者及び2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者に係るものを除く。）。

(57)の30～(57)の32 省略

(57)の33 介護保険法第115条の34第5項及び旧介護保険法第115条の34第5項の規定に基づく介護サービス事業者の措置命令違反の内容に係る市町長 _____ への通知及び厚生労働大臣 _____ からの通知の受理に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人である介護サービス事業者及び2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人である介護サービス事業者に係るものを除く。）。

(58)～(93) 省略

(94) 省略

(95) 省略

(96) 省略

ものを除く。)

- 4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。
 - (1)～(4) 省略
 - (4)の2 農業協同組合法第72条の22 の規定に基づく農事組合法人の一時理事の選任に関する事。
 - (4)の3 農業協同組合法第72条の29第2項の規定に基づく農事組合法人の定款変更の届出の受理に関する事。
 - (4)の4 農業協同組合法第72条の32第4項の規定に基づく農事組合法人の設立の届出の受理に関する事。
 - (4)の5 農業協同組合法第72条の34第2項の規定に基づく農事組合法人の解散の届出の受理に関する事。
 - (4)の6 農業協同組合法第72条の35第3項の規定に基づく農事組合法人の合併の届出の受理に関する事。
 - (4)の7 農業協同組合法第72条の43第3項 の規定に基づく農事組合法人に係る裁判所に対する意見の具申及び裁判所からの囑託による調査に関する事。
 - (4)の8 農業協同組合法第72条の43第4項 の規定に基づく農事組合法人に係る裁判所に対する意見の具申に関する事。
 - (4)の9 農業協同組合法第72条の44 の規定に基づく農事組合法人の清算結了の届出の受理に関する事。
 - (4)の10 農業協同組合法第73条第4項において準用する同法第64条の2の規定に基づく農事組合法人が事業を廃止していない旨の届出をすべき旨の公告等に関する事。
 - (4)の11 農業協同組合法第73条第4項において準用する同法第64条の3第3項の規定に基づく農事組合法人が継続した旨の届出の受理に関する事。
 - (4)の12 農業協同組合法第73条の10(同法第80条において準用する場合を含む。)の規定に基づく農事組合法人の組織変更の届出の受理に関する事。
 - (4)の13 省略
 - (4)の14 省略
 - (4)の15 省略
 - (4)の16 省略
 - (4)の17 省略
 - (4)の18 組合等登記令第14条第4項及び第26条第2項の規定に基づく農事組合法人の解散等の登記の囑託に関する事。
 - (4)の19 省略
 - (5)～(32)の2 省略
 - (32)の3 次に掲げる補助金等に係る愛媛県補助金等交付規則第5条から第7条(同規則第9条第3項及び第17条第4項において準用する場合を含む。)まで、第8条第1項、第9条第1項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条(同規則第15条第2項において準用する場合を含む。)、第14条、第15条第1項、第16条、第17条第1項、第18条、第21条並びに第24条の規定に基づく知事の権限に属する事務に関する事。
 - ア～コ 省略
 - サ 知事の承認を得た次世代につなぐ果樹産地づくり推進事業費補助金
 - シ 省略
 - ス 省略
 - セ 知事の承認を得た新規就農者拡大促進事業費補助金

- 4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。
 - (1)～(4) 省略
 - (4)の2 農業協同組合法第72条の12の6の規定に基づく農事組合法人の一時理事の選任に関する事。
 - (4)の3 農業協同組合法第72条の13第2項の規定に基づく農事組合法人の定款変更の届出の受理に関する事。
 - (4)の4 農業協同組合法第72条の16第4項の規定に基づく農事組合法人の設立の届出の受理に関する事。
 - (4)の5 農業協同組合法第72条の17第2項の規定に基づく農事組合法人の解散の届出の受理に関する事。
 - (4)の6 農業協同組合法第72条の18第3項の規定に基づく農事組合法人の合併の届出の受理に関する事。
 - (4)の7 農業協同組合法第72条の18の9第3項の規定に基づく農事組合法人に係る裁判所に対する意見の具申及び裁判所からの囑託による調査に関する事。
 - (4)の8 農業協同組合法第72条の18の9第4項の規定に基づく農事組合法人に係る裁判所に対する意見の具申に関する事。
 - (4)の9 農業協同組合法第72条の18の10の規定に基づく農事組合法人の清算結了の届出の受理に関する事。
 - (4)の10 農業協同組合法第73条の12 _____ の規定に基づく農事組合法人の組織変更の届出の受理に関する事。
 - (4)の11 省略
 - (4)の12 省略
 - (4)の13 省略
 - (4)の14 省略
 - (4)の15 省略
 - (4)の16 省略
 - (5)～(32)の2 省略
 - (32)の3 次に掲げる補助金等に係る愛媛県補助金等交付規則第5条から第7条(同規則第9条第3項及び第17条第4項において準用する場合を含む。)まで、第8条第1項、第9条第1項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条(同規則第15条第2項において準用する場合を含む。)、第14条、第15条第1項、第16条、第17条第1項、第18条、第21条並びに第24条の規定に基づく知事の権限に属する事務に関する事。
 - ア～コ 省略
 - サ 知事の承認を得た果樹戦略品種等供給力強化事業費補助金 _____
 - シ 知事の承認を得た愛媛水田営農活性化対策事業費補助金
 - ス 省略
 - セ 省略

ソ 知事の承認を得た認定農業者経営改善支援事業費補助金

(33)～(68) 省略

5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。

(1)～(60)の37 省略

(60)の38 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネルギー法」という。）第74条第1項の規定に基づく指導及び助言に関すること。

(60)の39～(60)の61 省略

(60)の62 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に関すること。

(60)の63 建築物省エネ法第30条第3項（建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画及びその変更の建築主事への通知に関すること。

(60)の64 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定に関すること。

(60)の65 建築物省エネ法第32条の規定に基づく報告の徴収に関すること。

(60)の66 建築物省エネ法第33条の規定に基づく改善命令に関すること。

(60)の67 建築物省エネ法第34条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消しに関すること。

(60)の68 建築物省エネ法第36条第2項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定に関すること。

(60)の69 建築物省エネ法第37条の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の取消しに関すること。

(60)の70 建築物省エネ法第38条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。

(60)の71 省略

(60)の72 省略

(60)の73 省略

(60)の74 省略

(60)の75 省略

(60)の76 省略

(60)の77 省略

(60)の78 省略

(60)の79 省略

(60)の80 省略

(60)の81 省略

(60)の82 省略

(60)の83 省略

(60)の84 省略

(60)の85 省略

(60)の86 省略

(60)の87 省略

(61)～(76) 省略

6 省略

（地方局長の専決事項）

第14条 省略

2 地方局長の専決処理すべき事項のうち、総務企画部に関する事

ソ 知事の承認を得たキウイフルーツ全伐採農家営農再開支援事業費補助金

(33)～(68) 省略

5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。

(1)～(60)の37 省略

(60)の38 エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネルギー法」という。）第74条第1項の規定に基づく指導及び助言に関すること。

(60)の39～(60)の61 省略

(60)の62 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に関すること。

(60)の63 建築物省エネ法第30条第3項（建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画及びその変更の建築主事への通知に関すること。

(60)の64 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定に関すること。

(60)の65 建築物省エネ法第32条の規定に基づく報告の徴収に関すること。

(60)の66 建築物省エネ法第33条の規定に基づく改善命令に関すること。

(60)の67 建築物省エネ法第34条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消しに関すること。

(60)の68 建築物省エネ法第36条第2項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定に関すること。

(60)の69 建築物省エネ法第37条の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の取消しに関すること。

(60)の70 建築物省エネ法第38条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。

(60)の71 省略

(60)の72 省略

(60)の73 省略

(60)の74 省略

(60)の75 省略

(60)の76 省略

(60)の77 省略

(60)の78 省略

(60)の79 省略

(60)の80 省略

(60)の81 省略

(60)の82 省略

(60)の83 省略

(60)の84 省略

(60)の85 省略

(60)の86 省略

(60)の87 省略

(61)～(76) 省略

6 省略

（地方局長の専決事項）

第14条 省略

2 地方局長の専決処理すべき事項のうち、総務企画部に関する事

項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(7) 省略

(8) 不当景品類及び不当表示防止法第7条第2項の規定に基づく資料の提出の要求に関する事

(8)の2 不当景品類及び不当表示防止法第29条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関する事

(9)～(36) 省略

3 地方局長の専決処理すべき事項のうち、健康福祉環境部に関する事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(5) 省略

(6) 愛媛県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第8条(同規則第22条の3第1項及び第24条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく貸付金の増額に関する事

(7) 愛媛県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第9条(同規則第22条の3第1項及び第24条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく継続貸付けの決定に関する事

(8) 愛媛県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第10条(同規則第22条の3第1項及び第24条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく貸付けの辞退及び貸付金の減額の申出の受理に関する事

(9) 愛媛県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第11条(同規則第22条の3第1項及び第24条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく繰上償還の申出の受理に関する事

(9)の2～(13) 省略

4 省略

5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(6)の7 省略

(6)の8 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項、第7項及び第8項並びに第15条の3の規定に基づく開発行為の許可等及び監督処分に関する事

(6)の9～(7)の12 省略

(7)の13 農地法第4条第8項の規定に基づく農地の転用の協議に関する事

(7)の14 農地法第4条第9項(第5条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく農業委員会の意見の聴取に関する事

(7)の15～(7)の17 省略

(7)の18 農地法第18条第3項の規定に基づく農業委員会ネットワーク機構の意見の聴取に関する事

(7)の19 省略

(7)の20 農地法第49条第1項の規定に基づく立入調査等に関する事

(7)の21 農地法第50条の規定に基づく土地の状況等に関する報告の要求に関する事

(7)の22 省略

(7)の23 省略

(7)の24 省略

項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(7) 省略

(8) 不当景品類及び不当表示防止法第4条第2項の規定に基づく資料の提出の要求に関する事

(8)の2 不当景品類及び不当表示防止法第9条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関する事

(9)～(36) 省略

3 地方局長の専決処理すべき事項のうち、健康福祉環境部に関する事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(5) 省略

(6) 愛媛県母子及び寡婦福祉法施行細則第8条(同規則第24条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく貸付金の増額に関する事

(7) 愛媛県母子及び寡婦福祉法施行細則第9条(同規則第24条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく継続貸付けの決定に関する事

(8) 愛媛県母子及び寡婦福祉法施行細則第10条(同規則第24条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく貸付けの辞退及び貸付金の減額の申出の受理に関する事

(9) 愛媛県母子及び寡婦福祉法施行細則第11条(同規則第24条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく繰上償還の申出の受理に関する事

(9)の2～(13) 省略

4 省略

5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(6)の7 省略

(6)の8 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項及び第7項並びに第15条の3の規定に基づく開発行為の許可等及び監督処分に関する事

(6)の9～(7)の12 省略

(7)の13 農地法第4条第3項(同条第6項並びに第5条第3項及び第5項において準用する場合を含む。)及び第18条第3項の規定に基づく農業会議に対する諮問に関する事

(7)の14 農地法第4条第5項の規定に基づく農地の転用の協議に関する事

(7)の15～(7)の17 省略

(7)の18 省略

(7)の19 農地法第49条第1項の規定に基づく立入調査等に関する事(第7号の10から前号まで及び第7号の22から第7号の24までに掲げる事項に係るものに限る。)

(7)の20 農地法第50条の規定に基づく土地の状況等に関する報告の徴取に関する事(第7号の10から第7号の19まで及び次号から第7号の24までに掲げる事項に係るものに限る。)

(7)の21 省略

(7)の22 省略

(7)の23 省略

(7)の25 省略

(7)の26 省略

(8)～(31) 省略

(32) 愛媛県漁業調整規則第7条、第14条及び第21条の規定に基づく漁業の許可等に関する事。ただし、漁業法第66条第1項に規定する漁業（小型機船底びき網漁業のうち自家用つり餌料びき網漁業を除く。）及び県外に住所を有する者の申請に係る漁業の許可等並びに2以上の地方局の所管区域にわたるものに関する許可等を除く。

(32)の2～(46) 省略

(47) 愛媛県内水面漁業調整規則第6条の規定に基づく採捕の許可に関する事（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

(47)の2 愛媛県内水面漁業調整規則第14条第1項の規定に基づく許可の内容の変更の許可に関する事（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

(47)の3 愛媛県内水面漁業調整規則第17条の規定に基づく許可証の書換え交付及び再交付に関する事（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

(47)の4 愛媛県内水面漁業調整規則第24条第2項の規定に基づく除害設備の設置又は変更の命令に関する事（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

(48)～(52) 省略

6～9 省略

（土木事務所長等の専決事項）

第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)～(13)の66 省略

(13)の67 建築物省エネ法第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に関する事。

(13)の68 建築物省エネ法第30条第3項（建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画及びその変更の建築主事への通知に関する事。

(13)の69 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定に関する事。

(13)の70 建築物省エネ法第32条の規定に基づく報告の徴収に関する事。

(13)の71 建築物省エネ法第33条の規定に基づく改善命令に関する事。

(13)の72 建築物省エネ法第34条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消しに関する事。

(13)の73 建築物省エネ法第36条第2項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定に関する事。

(13)の74 建築物省エネ法第37条の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の取消しに関する事。

(13)の75 建築物省エネ法第38条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関する事。

(13)の76 省略

(13)の77 省略

(13)の78 省略

(13)の79 省略

(7)の24 省略

(7)の25 省略

(8)～(31) 省略

(32) 愛媛県漁業調整規則第7条、第14条及び第21条の規定に基づく漁業の許可等に関する事。ただし、漁業法第66条第1項に規定する漁業（小型機船底びき網漁業のうち自家用つり餌料びき網漁業を除く。）及び県外に住所を有する者の申請に係る漁業の許可等 _____ を除く。

(32)の2～(46) 省略

(47) _____ 愛媛県内水面漁業調整規則第24条 _____ の規定に基づく除外設備の設置又は変更の命令に関する事（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

(48)～(52) 省略

6～9 省略

（土木事務所長等の専決事項）

第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)～(13)の66 省略

(13)の67 省略

(13)の68 省略

(13)の69 省略

(13)の70 省略

(13)の80 省略
(13)の81 省略
(13)の82 省略
(13)の83 省略
(13)の84 省略
(13)の85 省略
(13)の86 省略
(13)の87 省略
(13)の88 省略
(13)の89 省略
(13)の90 省略
(13)の91 省略
(13)の92 省略
(13)の93 省略
(13)の94 省略
(13)の95 省略
(13)の96 省略
(13)の97 省略
(13)の98 省略
(13)の99 省略
(13)の100 省略
(13)の101 省略
(13)の102 省略
(13)の103 省略
(13)の104 省略
(13)の105 省略
(13)の106 省略
(13)の107 省略
(13)の108 省略
(13)の109 省略
(13)の110 省略
(13)の111 省略
(13)の112 省略
(13)の113 省略
(13)の114 省略
(13)の115 省略
(13)の116 省略
(13)の117 省略
(13)の118 省略
(14)～(26)の16 省略
 2～4 省略

(13)の71 省略
(13)の72 省略
(13)の73 省略
(13)の74 省略
(13)の75 省略
(13)の76 省略
(13)の77 省略
(13)の78 省略
(13)の79 省略
(13)の80 省略
(13)の81 省略
(13)の82 省略
(13)の83 省略
(13)の84 省略
(13)の85 省略
(13)の86 省略
(13)の87 省略
(13)の88 省略
(13)の89 省略
(13)の90 省略
(13)の91 省略
(13)の92 省略
(13)の93 省略
(13)の94 省略
(13)の95 省略
(13)の96 省略
(13)の97 省略
(13)の98 省略
(13)の99 省略
(13)の100 省略
(13)の101 省略
(13)の102 省略
(13)の103 省略
(13)の104 省略
(13)の105 省略
(13)の106 省略
(13)の107 省略
(13)の108 省略
(13)の109 省略
(14)～(26)の16 省略
 2～4 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第5号

地 方 局

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 4 月 1 日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

別表第2（第4条関係）

局長の権限に属する総務企画部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
総務 県民課	1～18 省略				
	19 不当 景品類 及び不 当表示 防止法 の施行 に關 する事務	1 資料提出要求（第7条第2項、第33条第11項、不当景品類及び不当表示防止法施行令 ____（以下この部において「政令」という。）第23条第1項） 2 報告の徴収及び立入検査（第29条第1項、第33条第11項、政令第23条第1項）			
	20～44 省略				

備考 省略

別表第3（第4条関係）

局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
企 画 課	1～18 省略				
	19 愛媛 県薬物 の濫用 の防止 に關 する 条例 の施行 に關 する 事務	1 身分を示す証明書の交付（第14条第3項）			

備考 省略

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			局長	専決者		
				部長	課長	主幹
地 域	1～3 省略					

改 正 前

別表第2（第4条関係）

局長の権限に属する総務企画部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
総務 県民課	1～18 省略				
	19 不当 景品類 及び不 当表示 防止法 の施行 に關 する事務	1 資料提出要求（第4条第2項、第12条第11項、不当景品類及び不当表示防止法第12条の規定による権限の委任等に関する政令（以下この部において「政令」という。）第10条第1項） 2 報告の徴収及び立入検査（第9条第1項、第12条第11項、政令第10条第1項）			
	20～44 省略				

備考 省略

別表第3（第4条関係）

局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
企 画 課	1～18 省略				

備考 省略

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			局長	専決者		
				部長	課長	主幹
地 域	1～3 省略					

福祉課	4 生活困窮者自立支援法の施行に関する事務	1・2 省略					福祉課	4 生活困窮者自立支援法の施行に関する事務	1・2 省略					
		3 生活困窮者就労準備支援事業の実施及び委託に関すること（第4条第2項、第6条第1項第1号、第2項）。				—			3 省略					
		4 生活困窮者家計相談支援事業の実施及び委託に関すること（第4条第2項、第6条第1項第3号、第2項）。				—			4 省略					
		5 省略							5 省略					
		6 省略												
		7 省略												
		5～9 省略												
	福祉課	10 母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行に関する事務	1 省略					福祉課	10 母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行に関する事務	1 省略				
			2 母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金（行う事業が2以上の地方局の管轄区域にわたる母子・父子福祉団体に対する貸付金を除く。）に関すること。							2 母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金（行う事業が2以上の地方局の管轄区域にわたる母子・父子福祉団体に対する貸付金を除く。）に関すること。				
			(1) 資金の貸付けの決定（第13条、第14条、第31条の6第1項から第4項まで、第32条第1項、第2項、第4項、愛媛県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（以下この部において「規則」という。）第4条から第6条まで、第22条の3第1項、第24条第1項）							(1) 資金の貸付けの決定（第13条、第14条、第31条の6第1項から第4項まで、第32条第1項、第2項、第4項、愛媛県母子及び寡婦福祉法施行細則（以下この部において「規則」という。）第4条から第6条まで_____、第24条第1項）				
(2)～(5) 省略							(2)～(5) 省略							
(6) 貸付金の増額（規則第4条から第6条第1項まで、第8条、第22条の3第1項、第24条第1項）							(6) 貸付金の増額（規則第4条から第6条第1項まで、第8条_____、第24条第1項）							
(7) 継続貸付の決定（規則第9条、第22条の3第1項、第24条第1項）							(7) 継続貸付の決定（規則第9条_____、第24条第1項）							
(8) 貸付けの辞退及び貸付金の減額の申出の受理（規則第10条、第22条の3第1項、第24条第1項）							(8) 貸付けの辞退及び貸付金の減額の申出の受理（規則第10条_____、第24条第1項）							
(9) 繰上償還の申出の受理（規則第11条、第22条の3第1項、第24条第1項）							(9) 繰上償還の申出の受理（規則第11条_____、第24条第1項）							
(10) 貸付金に係る届出の受理（規則第18条、第22条の3第1項、第24条第1項）							(10) 貸付金に係る届出の受理（規則第18条_____、第24条第1項）							
3 省略							3 省略							

11~23 省略					
24 介護 保険法 の施行 に關 する 事務	1~9 省略				
	10 業務管理体制の整備に関する こと。 (1) 届出の受理(第115条の32 第2項第1号、第2号、第3 項、第4項、旧法第115条の 32第2項第1号、 <u>第2号</u> 、第 3項、第4項)				
	(2)~(6) 省略				
	11~17 省略				
25~30 省略					
31 就学 前の子 どもに 關する 教育、 保育等 の総合 的な提 供の推 進に關 する法 律の施 行に關 する事 務	1 幼保連携型認定こども園に關 すること。				
	(1) 報告の徴収等(第19条第1 項)			—	
	(2) 当該職員の証明書の交付 (第19条第2項)				—
	(3) 改善勧告及び改善命令(第 20条)	—			
	(4) 事業停止命令(第21条第1 項)	—			

備考 省略

別表第4(第4条関係)

局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者 部長	課長
産業 振興課	1・2 省略				
	3 農業 振興地 域の整 備に關 する法 律の施 行に關 する事 務	1・2 省略			
		3 開発行為の許可等及び監督処 分(第15条の2第1項、第3 項、第6項から第9項まで、第 15条の3)			
		4 省略			
4 農業 協同組	1 省略				
	2 農事組合法人に関すること。				

11~23 省略					
24 介護 保険法 の施行 に關 する 事務	1~9 省略				
	10 業務管理体制の整備に関する こと。 (1) 届出の受理(第115条の32 第2項第1号____、第3 項、第4項、旧法第115条の 32第2項第1号____、第 3項、第4項)				
	(2)~(6) 省略				
	11~17 省略				
25~30 省略					

備考 省略

別表第4(第4条関係)

局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者 部長	課長
産業 振興課	1・2 省略				
	3 農業 振興地 域の整 備に關 する法 律の施 行に關 する事 務	1・2 省略			
		3 開発行為の許可等及び監督処 分(第15条の2第1項、第3 項、第6項から第8項まで、第 15条の3)			
		4 省略			
4 農業 協同組	1 省略				
	2 農事組合法人に関すること。				

合、農 事組合 法人及 び農業 共済組 合に関 する事 務	(1) 設立、定款の変更、解散、 合併及び組織変更の届出の受 理（農業協同組合法第72条の 29第2項、第72条の32第4 項、第72条の34第2項、第72 条の35第3項、第72条の44、 第73条の10、第80条）				合、農 事組合 法人及 び農業 共済組 合に関 する事 務	(1) 設立、定款の変更、解散、 合併及び組織変更の届出の受 理（農業協同組合法第72条の 13第2項、第72条の16第4 項、第72条の17第2項、第72 条の18第3項、第72条の18の 10、第73条の12）			
	(2) 省略					(2) 省略			
	(3) 一時理事の選任（農業協同 組合法第72条の22）					(3) 一時理事の選任（農業協同 組合法第72条の12の6）			
	(4) 裁判所からの囑託による調 査及び裁判所に対する意見の 具申（農業協同組合法第72条 の43第3項、第4項）					(4) 裁判所からの囑託による調 査及び裁判所に対する意見の 具申（農業協同組合法第72条 の18の9第3項、第4項）			
	(5) 事業を廃止していない旨の 届出をすべき旨の官報公告等 （農業協同組合法第64条の2、 第73条第4項）			—					
	(6) 継続した旨の届出の受理 （農業協同組合法第64条の3 第3項、第73条第4項）			—					
	(7) 解散等の登記の囑託（組合 等登記令第14条第4項、第26 条第2項）			—					
5・6 省略				5・6 省略					
7 農地 法の施 行に関 する事 務	1 農地の転用及び農地等の転用 のための権利移動の許可等				7 農地 法の施 行に関 する事 務	1 農地の転用及び農地等の転用 のための権利移動の許可等			
	(1) 面積3,000平方メートルを超 えるもの（第4条第1項、第 8項、第5条第1項、第4 項）					(1) 面積1,000平方メートル以上 のもの（第4条第1項、第 5項、第5条第1項、第4 項、農地法施行令第3条第4 項、第7条第2項、第15条第 2項）			
	(2) 面積3,000平方メートル以下 のもの（第4条第1項、第8 項、第5条第1項、第4項）					(2) 面積1,000平方メートル未満 のもの（第4条第1項、第5 項、第5条第1項、第4項、 農地法施行令第3条第4項、 第7条第2項、第15条第2 項）			
	2 農業委員会の意見の聴取（第 4条第9項、第5条第5項）					2 農業会議に対する諮問（第4 条第3項、第6項、第5条第3 項、第5項、第18条第3項）			
	3 農地等の賃貸借の解除、解約 の申入れ、合意による解約及び 更新拒絶の許可（第18条第1 項）					3 農地等の賃貸借の解除、解約 の申入れ、合意による解約及び 更新拒絶の許可（第18条第1 項、農地法施行令第3条第4 項、第27条第2項）			
4 農業委員会ネットワーク機構 の意見の聴取（第18条第3項）			—						

	5 和解の仲介及び小作主事その他の職員の指定（第28条第1項、第2項、農地法施行令第26条）			
	6 省略			
	7 報告の要求（第50条）			
	8 省略			
	9 省略			
	10 省略			
	11 省略			
	12 省略			
8～20	省略			

備考 省略

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
水産課	1・2 省略				
	3 漁業調整及び漁業取締りに関する事務	1・2 省略			
		3 愛媛県内水面漁業調整規則（以下この項において「内水面規則」という。）の施行に関すること。			
		(1) 水産動植物の採捕の許可（内水面規則第6条）			—
		(2) 許可の内容の変更の許可（内水面規則第14条第1項）			—
		(3) 許可証の書換え交付及び再交付（内水面規則第17条）			—
	(4) 除害設備の設置又は変更の命令（内水面規則第24条第2項_____）			—	
4・5 省略					
4～15 省略					

備考 省略

別表第5（第4条関係）

局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
建築	1～5 省略				

	4 和解の仲介及び小作主事その他の職員の指定（第28条第1項、第2項、農地法施行令第33条）			
	5 省略			
	6 報告の徴取（第50条）			
	7 省略			
	8 省略			
	9 省略			
	10 省略			
	11 省略			
8～20	省略			

備考 省略

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
水産課	1・2 省略				
	3 漁業調整及び漁業取締りに関する事務	1・2 省略			
		3 愛媛県内水面漁業調整規則_____の施行に関すること。			
		(1) 除外設備の設置又は変更の命令（愛媛県内水面漁業調整規則第24条）			
		4・5 省略			
		4～15 省略			

備考 省略

別表第5（第4条関係）

局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
建築	1～5 省略				

指導課	6 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の施行に関する事務	1～5 省略				
	7・8 省略					
	9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に関する事務	1 建築物エネルギー消費性能向上計画に関すること。	(1) 認定及び変更の認定(第30条第1項、第31条第1項)		—	
			(2) 建築主事への通知(第30条第3項、第31条第2項)		—	
			(3) 報告の徴収(第32条)		—	
			(4) 改善命令(第33条)		—	
			(5) 認定の取消し(第34条)		—	
		2 建築物のエネルギー消費性能に関すること。	(1) 認定(第36条第2項)		—	
			(2) 認定の取消し(第37条)		—	
			(3) 報告の徴収及び立入検査(第38条第1項)		—	
	10 省略					
	11 省略					
	12 省略					
	13 省略					
	14 省略					
15 省略						
16 省略						

別表第7(第4条関係)

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			所長	専決者 課長 主幹	
用地管理課	1～45 省略				
	46 エネルギーの使用の合理化等に関する	1～5 省略			

指導課	6 エネルギーの使用の合理化に関する法律の施行に関する事務	1～5 省略				
	7・8 省略					
	9 省略					
	9 省略					
	10 省略					
	11 省略					
	12 省略					
	13 省略					
14 省略						
15 省略						

別表第7(第4条関係)

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			所長	専決者 課長 主幹	
用地管理課	1～45 省略				
	46 エネルギーの使用の合理化に関する法	1～5 省略			

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			所長	専決者	
				課長	
建設課	1～3 省略				

備考 1 建設企画課、河川港湾課、道路課、上島架橋建設課又は大洲・八幡浜自動車道建設課においては、この表1の部及び2の部に掲げる事務については、同表組織名の欄中「建設課」とあるのは、それぞれ「建設企画課」、「河川港湾課」、「道路課」、「上島架橋建設課」又は「大洲・八幡浜自動車道建設課」として、同表の規定を適用する。

2・3 省略

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			所長	専決者	
				課長	
建設課	1～3 省略				

備考 1 建設企画課、河川港湾課又は道路課 _____ においては、この表1の部及び2の部に掲げる事務については、同表組織名の欄中「建設課」とあるのは、それぞれ「建設企画課」、「河川港湾課」又は「道路課」 _____ として、同表の規定を適用する。

2・3 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第6号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

平成28年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県保健所処務規程(昭和26年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線に示すように改正する。

改 正 後					改 正 前							
別表(第4条、第8条関係) 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項					別表(第4条、第8条関係) 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項							
組織名	事務の種類	事項	決裁区分			組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			所長	課長	主幹				所長	課長	主幹	
企画課	1～4 省略					企画課	1～4 省略					
	5 医療 法(昭和23年法律第205号) の施行に関する事務	1～6 省略					5 医療 法(昭和23年法律第205号) の施行に関する事務	1～6 省略				
		7 地域医療構想調整会議の設置等(第30条の14第1項)	—									
6 農業 協同組 合法の 施行に	1 組織変更の認可(第89条第1項)	—										
	2 認定(第90条第1項)	—										

関する 事務				
7 省略				
8 省略				
9 省略				
10 省略				
11 省略				
12 省略				
13 省略				
14 省略				
15 省略				
16 省略				
17 省略				
18 省略				
19 省略				
20 省略				
21 省略				
22 省略				

6 省略				
7 省略				
8 省略				
9 省略				
10 省略				
11 省略				
12 省略				
13 省略				
14 省略				
15 省略				
16 省略				
17 省略				
18 省略				
19 省略				
20 省略				
21 省略				

備考 省略

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分	
			所 長	課 長
健 康 増 進 課	1～3 省略			
	4 感染 症の予 防及び 感染症 の患者 に対す る医療 に関す る法律 (平成 10年法 律第11 4号) の施行 に関す る事務	1 感染症に関する情報の収集及び 公表に関すること。		
		(1) 省略		
		(2) 五類感染症患者等についての 届出等の受理(第14条第2項、 第14条の2第2項)		
		(3) 指定届出機関及び指定提出機 関の指定の辞退の申出の受理 (第14条第4項、第14条の2第 6項)		
		(4) 検体等の検査の実施(第14条 の2第3項、第15条第4項、第 16条の3第7項、第26条の3第 5項、第26条の4第5項、第44 条の7第5項、第50条第2項、 第3項)	—	
		(5) 質問及び調査の実施(第15条 第1項、第3項、第15条の2第 1項、第15条の3第2項)		
		(6) 省略		
		2 検体の採取等に関すること。		
		(1) 勧告(第16条の3第1項、第 44条の7第1項)	—	

備考 省略

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分	
			所 長	課 長
健 康 増 進 課	1～3 省略			
	4 感染 症の予 防及び 感染症 の患者 に対す る医療 に関す る法律 (平成 10年法 律第11 4号) の施行 に関す る事務	1 感染症に関する情報の収集及び 公表に関すること。		
		(1) 省略		
		(2) 五類感染症患者等についての 届出の受理(第14条第2項、 _____)		
		(3) 指定届出機関_____ の指定の辞退の申出の受理 (第14条第4項_____ _____)		
		(4) 質問及び調査の実施(第15条 第1項_____, 第15条の2第 1項、第15条の3第2項)		
		(5) 省略		

	(2) 措置(第16条の3第3項、第44条の7第3項)	—					
	3 省略					2 省略	
	4 省略					3 省略	
	5 省略					4 省略	
	6 省略					5 省略	
	7 消毒その他の措置に関する こと。					6 消毒その他の措置に関する こと。	
	(1) 検体等の提出命令(第26条の 3第1項)	—					
	(2) 検体等の収去(第26条の3第 3項)	—					
	(3) 検体の提出等の命令(第26条 の4第1項)	—					
	(4) 検体の採取(第26条の4第3 項)	—					
	(5) 省略					(1) 省略	
	(6) 省略					(2) 省略	
	(7) 省略					(3) 省略	
	(8) 省略					(4) 省略	
	(9) 省略					(5) 省略	
	(10) 省略					(6) 省略	
	(11) 省略					(7) 省略	
	(12) 省略					(8) 省略	
	(13) 省略					(9) 省略	
	8 省略					7 省略	
	9 省略					8 省略	
	10 省略					9 省略	
	11 省略					10 省略	
	(1)~(7) 省略					(1)~(7) 省略	
	(8) 家庭訪問指導(第53条の 14)					(8) 家庭訪問指導(第53条の 14)	
5~7 省略							

(愛媛県研修所規程の一部改正)

第2条 愛媛県研修所規程(昭和30年愛媛県訓令第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線に示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(専決事項)</p> <p>第6条 所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。 ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)~(5) 省略</p> <p>(6) 所長及び次長の出張に関すること。</p> <p>(7) 所長及び次長の休暇、育児休業等その他服務に関すること。</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第6条 所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。 ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)~(5) 省略</p> <p>(6) 所属職員____の出張に関すること。</p> <p>(7) 所属職員____の休暇、育児休業等その他服務に関すること。</p>

(8) 省略

第6条の2 次長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。

- (1) 所属職員（所長及び次長を除く。）の出張に関する事。
- (2) 所属職員（所長及び次長を除く。）の休暇、育児休業等その他服務に関する事。
- (3) 日々雇用職員（短期）の雇用承認に関する事。
- (4) 1件1,000万円未満の税外収入の決定（寄附の受入れの決定を除く。）に関する事（次条第2号に掲げるものを除く。）。
- (5) 1件100万円未満の支出を伴う事件の決定に関する事。
- (6) 体育館及び運動場の使用の許可に関する事。
- (7) 施設等の目的外使用の許可（電柱、掲示板等の設置を目的とするものに限る。）に関する事。

第6条の3 課長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。

- (1) 所属職員の超過勤務命令に関する事。
- (2) 1件10万円未満の税外収入の決定（寄附の受入れの決定を除く。）に関する事（定例的なものに限る。）。
- (3) 次の会計事務に関する事。
 - ア 決裁を経た1件1,000万円未満の税外収入に係る収入の決定及び納入の通知
 - イ 決裁を経た1件1,000万円未満の事件（ウに掲げるものを除く。）に係る支出負担行為
 - ウ 報酬、共済費及び賃金に係る支出負担行為
 - エ 決裁を経た事件の経費に係る支出命令
 - オ 歳入歳出外現金の出納通知
- (4) その他軽易な事項

(8) 省略

(9) その他軽易な事項

（愛媛県公印規程の一部改正）

第3条 愛媛県公印規程（昭和34年愛媛県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表2（第3条関係）				別表2（第3条関係）			
専 用 公 印				専 用 公 印			
種別	管守場所	数	専 用 区 分	種別	管守場所	数	専 用 区 分
知事印	省略			知事印	省略		
	東予地方局	省略		東予地方局	省略	2	漁業近代化資金用 <u>内水面採捕許可</u>
		2					
	中予地方局	省略		中予地方局	省略	1	漁業近代化資金用 <u>内水面採捕許可</u>
		1					
南予地方局	省略		南予地方局	省略	2	漁業近代化資金用 <u>内水面採捕許可</u>	
	3						
省略			省略				

省略

省略

(愛媛県農業総合対策推進班規程の一部改正)

第4条 愛媛県農業総合対策推進班規程(平成6年愛媛県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">愛媛県農林水産業総合対策推進班規程</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>愛媛農林水産業</u>の振興対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、農林水産部に農林水産業総合対策推進班(以下「推進班」という。)を設置する。</p> <p>(任務)</p> <p>第2条 推進班は、次に掲げる事項を処理する。</p> <p>(1) <u>愛媛農林水産業</u>の基本方向に沿った施策の総合企画、総合調整及び推進に関すること。</p> <p>(2) <u>農林水産物</u>の輸入自由化に対処して緊急に講ずべき対策の検討及び推進に関すること。</p> <p>(3) その他<u>愛媛農林水産業</u>の振興対策の推進に関し必要な事項</p> <p>別表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～13 省略</p> <p>14 <u>農林水産部農業振興局農地整備課計画調整グループ担当係長(農林水産部長が指定するものに限る。)</u></p> <p>15～22 省略</p> <p>23 <u>農林水産部農業振興局農産園芸課野菜・花き係長</u></p> <p>24 省略</p> <p>25 省略</p> <p>26 省略</p> <p>27 省略</p> <p>28～31 省略</p> <p>32 <u>農林水産部森林局林業政策課林業企画係長</u></p> <p>33 省略</p> <p>34 <u>農林水産部水産局漁政課主幹(農林水産部長が指定するものに限る。)</u></p> <p>35 <u>農林水産部水産局漁政課企画流通係長</u></p> </div>	<p style="text-align: center;">愛媛県農業総合対策推進班規程</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>愛媛農業</u>の振興対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、農林水産部に農業総合対策推進班(以下「推進班」という。)を設置する。</p> <p>(任務)</p> <p>第2条 推進班は、次に掲げる事項を処理する。</p> <p>(1) <u>愛媛農業</u>の基本方向に沿った施策の総合企画、総合調整及び推進に関すること。</p> <p>(2) <u>農産物</u>の輸入自由化に対処して緊急に講ずべき対策の検討及び推進に関すること。</p> <p>(3) その他<u>愛媛農業</u>の振興対策の推進に関し必要な事項</p> <p>別表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～13 省略</p> <p>14 <u>農林水産部農業振興局農地整備課計画係長</u></p> <p>15～22 省略</p> <p>23 省略</p> <p>24 省略</p> <p>25 省略</p> <p>26 省略</p> <p>27 <u>農林水産部農業振興局農産園芸課担い手・農地保全対策室直接支払係長</u></p> <p>28～31 省略</p> <p>32 <u>農林水産部森林局林業政策課森林計画係長</u></p> <p>33 省略</p> </div>

(愛媛県地方局農業総合対策推進班規程の一部改正)

第5条 愛媛県地方局農業総合対策推進班規程(平成6年愛媛県訓令第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">愛媛県地方局農林水産業総合対策推進班規程</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>愛媛農林水産業</u>の地方における振興対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、地方局に<u>地方局農林水産業総合対策推進班</u>(以下「地方局推進班」という。)を設置する。</p> <p>(任務)</p> <p>第2条 地方局推進班は、次に掲げる事項を処理する。</p>	<p style="text-align: center;">愛媛県地方局農業総合対策推進班規程</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>愛媛農業</u>の地方における振興対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、地方局に<u>地方局農業総合対策推進班</u>(以下「地方局推進班」という。)を設置する。</p> <p>(任務)</p> <p>第2条 地方局推進班は、次に掲げる事項を処理する。</p>

- (1) 愛媛農林水産業の地方における振興対策の管内総合調整及び推進に関すること。
- (2) 農林水産物の輸入自由化に対処して緊急に講ずべき対策の推進に関すること。
- (3) 愛媛農林水産業の地方における振興対策に係る市町及び農林水産団体等との連絡調整に関すること。
- (4) その他愛媛農林水産業の地方における振興対策の推進に関し必要な事項

別表（第3条関係）

- 1～4 省略
- 5 地方局産業経済部水産課長（南予地方局にあっては、愛南水産課長を含む。）
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略

- (1) 愛媛農業_____の地方における振興対策の管内総合調整及び推進に関すること。
- (2) 農産物_____の輸入自由化に対処して緊急に講ずべき対策の推進に関すること。
- (3) 愛媛農業_____の地方における振興対策に係る市町及び農業団体等_____との連絡調整に関すること。
- (4) その他愛媛農業_____の地方における振興対策の推進に関し必要な事項

別表（第3条関係）

- 1～4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略

（愛媛県福祉指導監査班規程の一部改正）

第6条 愛媛県福祉指導監査班規程（平成17年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第3条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1・2 省略 3 保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課長 4・5 省略 	<p>別表（第3条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1・2 省略 3 保健福祉部生きがい推進局障害福祉課長 4・5 省略

（愛媛県発達障害者支援センター規程の一部改正）

第7条 愛媛県発達障害者支援センター規程（平成19年愛媛県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>愛媛県発達障がい者支援センター規程 （設置）</p> <p>第1条 発達障害者の自立及び社会参加に資するよう総合的な支援を行うため、愛媛県立子ども療育センター（以下「子ども療育センター」という。）に、<u>発達障がい者支援センター</u>（以下「支援センター」という。）を設置する。</p>	<p>愛媛県発達障害者支援センター規程 （設置）</p> <p>第1条 発達障害者の自立及び社会参加に資するよう総合的な支援を行うため、愛媛県立子ども療育センター（以下「子ども療育センター」という。）に、<u>発達障害者支援センター</u>（以下「支援センター」という。）を設置する。</p>

（愛のくに えひめ営業本部規程の一部改正）

第8条 愛のくに えひめ営業本部規程（平成24年愛媛県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（組織）</p> <p>第3条 営業本部は、本部長、営業部長_____及び本部員をもって組織する。</p> <p>2 本部長は、<u>営業本部長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>3 営業部長は、<u>営業本部マネージャー</u>の職にある者をもって充てる。</p>	<p>（組織）</p> <p>第3条 営業本部は、本部長、営業部長、<u>営業副部長</u>及び本部員をもって組織する。</p> <p>2 本部長は、<u>参与</u>_____の職にある者をもって充てる。</p> <p>3 営業部長は、<u>営業副本部長</u>_____の職にある者をもって充てる。</p> <p>4 営業副部長は、<u>営業本部マネージャー</u>の職にある者をもって充</p>

4 省略

(職務)

第4条 本部長は、知事の命を受け、第2条の任務を自ら処理するとともに、本部員を指揮監督し、営業本部の事務を統轄し、営業本部を代表する。

2 営業部長は、上司の命を受け、第2条の任務を処理するとともに、本部長を補佐し、営業本部の事務を管理し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

第6条 省略

(営業総括プロデューサー)

第7条 営業本部に、知事の命を受け、県産品の流通・販売対策等を総合的に監督し、本部長に指導及び助言を行うとともに、特に重要な県産品の流通・販売対策等を処理させるため、営業総括プロデューサーを置く。

2 営業総括プロデューサーは、参与の職にある者をもって充てる。

第8条 省略

第9条 省略

第10条 省略

第11条 省略

てる。

5 省略

(職務)

第4条 本部長は、知事の命を受け、第2条の任務を自ら処理するとともに、、営業本部の事務を統轄し、営業本部を代表する。

2 営業部長は、上司の命を受け、第2条の任務を処理するとともに、本部長を補佐し、本部員を指揮監督し、営業本部の事務を管理し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 営業副部長は、上司の命を受け、第2条の任務を処理するとともに、営業部長を補佐し、本部長及び営業部長に事故があるときは、その職務を代行する。

第6条 省略

第7条 省略

第8条 省略

第9条 省略

第10条 省略

(愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会開催準備推進班規程の一部改正)

第9条 愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会開催準備推進班規程(平成26年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表(第3条関係)	別表(第3条関係)
1~5 省略	1~5 省略
6 <u>保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課長</u>	6 保健福祉部生きがい推進局障害福祉課長
7~10 省略	7~10 省略
11 <u>えひめ国体推進局国体総務企画課行幸啓室長</u>	11 省略
12 <u>えひめ国体推進局障がい者スポーツ大会課長</u>	12 省略
13 省略	13 <u>えひめ国体推進局障害者スポーツ大会課長</u>
14 省略	14 省略
15 省略	15 省略
16 省略	16 省略
17 省略	17 省略
18 省略	18 省略
19 省略	19 省略
20 省略	

(愛媛県福祉総合支援センター処務規程の一部改正)

第10条 愛媛県福祉総合支援センター処務規程(平成27年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(分掌事務)	(分掌事務)

第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。

省略

障がい者支援課

(1)～(11) 省略

(12) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関すること。

(13) 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。

(専決事項)

第4条 所長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(1)～(15) 省略

(16) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）第22条第1項及び第2項並びに第23条の規定による通報等の受理に関すること。

(17) 障害者虐待防止法第36条第2項第2号の規定による市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供、助言その他必要な援助に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに限る。）。

(18) 障害者虐待防止法第36条第2項第3号の規定による相談又は相談を行う機関の紹介に関すること。

(19) 障害者虐待防止法第36条第2項第4号の規定による情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助に関すること。

(20) 障害者虐待防止法第36条第2項第5号の規定による情報の収集、分析及び提供に関すること。

(21) 障害者虐待防止法第36条第2項第6号の規定による広報その他の啓発活動に関すること。

(22) 障害者虐待防止法第36条第2項第7号の規定によるその他障害者に対する虐待の防止等のための必要な支援に関すること。

(23) 愛媛県障がい理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成28年愛媛県条例第19号）第8条第1項に掲げる事務に関すること。

(24) 愛媛県障がい理由とする差別の解消の推進に関する条例第10条第1項の規定による調査に関すること。

(25) 省略

第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。

省略

障害者支援課

(1)～(11) 省略

(専決事項)

第4条 所長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(1)～(15) 省略

(16) 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第3号

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年4月1日

愛媛県教育委員会
教育長 井 上 正

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

愛媛県教育委員会事務局組織規則（平成元年愛媛県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職)	(職)

第7条 法律に特別の定めがあるものを除き、事務局に置かれる職員の職は、次のとおりとする。

(1)～(6) 省略

(7) 文化財専門監

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

(18) 省略

(19) 省略

(20) 省略

(21) 省略

(22) 省略

(23) 省略

(24) 省略

(25) 省略

(26) 省略

(27) 省略

(28) 省略

(29) 省略

(30) 省略

2 前項第1号から第26号までの職は事務局職員、同項第27号から第30号までの職はその他の職員をもって充てる。

第10条 省略

(文化財保護課に置く職員)

第10条の2 文化財保護課に文化財専門監を置く。

2 文化財専門監は、上司の命を受け、特命事項を処理するとともに、文化財に関して、専門的な指導及び助言を行う。

第7条 法律に特別の定めがあるものを除き、事務局に置かれる職員の職は、次のとおりとする。

(1)～(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

(18) 省略

(19) 省略

(20) 省略

(21) 省略

(22) 省略

(23) 省略

(24) 省略

(25) 省略

(26) 省略

(27) 省略

(28) 省略

(29) 省略

2 前項第1号から第25号までの職は事務局職員、同項第26号から第29号までの職はその他の職員をもって充てる。

第10条 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第4号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第19条第8項の規定による教育行政に関する相談に関する事務を行う職員の指定（平成14年1月愛媛県教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成28年4月1日

愛媛県教育委員会

教育長 井 上 正

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第8項の規定により、教育行政に関する相談に関する事務を行う職員として教育委員会事務局管理部教育総務課総務係に属する職員を指定する。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条第8項の規定により、教育行政に関する相談に関する事務を行う職員として教育委員会事務局管理部教育総務課総務係に属する職員を指定する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 6 - 198

職員の採用及び昇任に関する規則及び公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の採用及び昇任に関する規則及び公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の採用及び昇任に関する規則の一部改正)

第1条 職員の採用及び昇任に関する規則(愛媛県人事委員会規則6-5)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前																										
<p>別表第1(第4条関係)</p> <p>行政職群級別職務区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級区分</th> <th>部 局</th> <th>職務の級区分欄の級に含まれる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td rowspan="4">管理者の事務部局</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>省略 課付(5級) <u>管理事務所長(5級)</u> 省略</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>省略 <u>管理事務所長(6級)</u> 省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>			職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	省略	管理者の事務部局	省略	5級	省略 課付(5級) <u>管理事務所長(5級)</u> 省略	6級	省略 <u>管理事務所長(6級)</u> 省略	省略	省略	<p>別表第1(第4条関係)</p> <p>行政職群級別職務区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級区分</th> <th>部 局</th> <th>職務の級区分欄の級に含まれる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td rowspan="4">管理者の事務部局</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>省略 課付(5級) _____</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>省略 <u>管理事務所長</u> 省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>			職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	省略	管理者の事務部局	省略	5級	省略 課付(5級) _____	6級	省略 <u>管理事務所長</u> 省略	省略	省略
職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職																											
省略	管理者の事務部局	省略																											
5級		省略 課付(5級) <u>管理事務所長(5級)</u> 省略																											
6級		省略 <u>管理事務所長(6級)</u> 省略																											
省略		省略																											
職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職																											
省略	管理者の事務部局	省略																											
5級		省略 課付(5級) _____																											
6級		省略 <u>管理事務所長</u> 省略																											
省略		省略																											
<p>別表第5(第4条関係)</p> <p>医療職群(□)級別職務区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級区分</th> <th>部 局</th> <th>職務の級区分欄の級に含まれる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td rowspan="4">管理者の事務部局</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>省略 _____</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>省略 薬剤長 _____ 技師長 _____ 省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>			職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	省略	管理者の事務部局	省略	5級	省略 _____	6級	省略 薬剤長 _____ 技師長 _____ 省略	省略	省略	<p>別表第5(第4条関係)</p> <p>医療職群(□)級別職務区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級区分</th> <th>部 局</th> <th>職務の級区分欄の級に含まれる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td rowspan="4">管理者の事務部局</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>省略 <u>薬剤長(5級)</u> <u>技師長(5級)</u></td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>省略 <u>薬剤長(6級)</u> <u>技師長(6級)</u> 省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>			職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	省略	管理者の事務部局	省略	5級	省略 <u>薬剤長(5級)</u> <u>技師長(5級)</u>	6級	省略 <u>薬剤長(6級)</u> <u>技師長(6級)</u> 省略	省略	省略
職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職																											
省略	管理者の事務部局	省略																											
5級		省略 _____																											
6級		省略 薬剤長 _____ 技師長 _____ 省略																											
省略		省略																											
職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職																											
省略	管理者の事務部局	省略																											
5級		省略 <u>薬剤長(5級)</u> <u>技師長(5級)</u>																											
6級		省略 <u>薬剤長(6級)</u> <u>技師長(6級)</u> 省略																											
省略		省略																											

(公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正)

第2条 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(愛媛県人事委員会規則6-159)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
<p>別表(第2条関係)</p> <p>省略</p>		<p>別表(第2条関係)</p> <p>省略</p>	

省略

省略

一般社団法人せとうち観光推進機構（平成28年3月10日に一般社団法人せとうち観光推進機構という名称で設立された法人をいう。）

省略

財団法人愛媛県廃棄物処理センター（平成5年9月1日に財団法人愛媛県廃棄物処理センターという名称で設立された法人をいう。）

省略

財団法人愛媛県埋蔵文化財調査センター（昭和52年6月9日に財団法人愛媛県埋蔵文化財調査センターという名称で設立された法人をいう。）

財団法人愛媛県体育協会（昭和45年9月14日に財団法人愛媛県体育協会という名称で設立された法人をいう。）

省略

学校法人RWFグループ

財団法人砂防・地すべり技術センター（昭和50年7月29日に財団法人砂防・地すべり技術センターという名称で設立された法人をいう。）

省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1175

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正）

第1条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 43）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第10（第3条関係） 級 別 職 務 区 分 表 1 行政職給料表級別職務区分表			別表第10（第3条関係） 級 別 職 務 区 分 表 1 行政職給料表級別職務区分表		
職務の 級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	職務の 級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略			省略		
6 級	知事の事務部局	省略 学校連携推進監（6級） <u>交通警備調整監（6級）</u> 省略 地方局産業経済部産業振興課商工観 光室長 省略 研修所次長 東京事務所副所長	6 級	知事の事務部局	省略 学校連携推進監（6級） 省略 東予地方局産業経済部産業振興課商 工観光室長 南予地方局産業経済部産業振興課商 工観光室長 省略 研修所次長

		省略			省略
	省略			省略	
	教育委員会の事務部局	省略 部付（6級） <u>文化財専門監（6級）</u> 省略		教育委員会の事務部局	省略 部付（6級） _____ 省略
	省略			省略	
7級	知事の事務部局	省略 _____ 省略 学校連携推進監（7級） <u>交通警備調整監（7級）</u> 省略		7級	知事の事務部局 省略 <u>環境技術専門監</u> 省略 学校連携推進監（7級） _____ 省略
	省略			省略	
	教育委員会の事務部局	省略 部付（7級） <u>文化財専門監（7級）</u> 省略		教育委員会の事務部局	省略 部付（7級） _____ 省略
	省略			省略	
8級	知事の事務部局	省略 _____ <u>環境技術専門監</u> 省略 総務担当次長 <u>運営・式典担当次長</u> 省略 _____ 省略		8級	知事の事務部局 省略 <u>営業副本部長</u> _____ 省略 総務担当次長 _____ 省略 <u>東京事務所副所長</u> 省略
	省略			省略	
9級	知事の事務部局	特命理事 本庁部長 省略		9級	知事の事務部局 _____ 本庁部長 省略
	省略			省略	

2 ~ 8 省略

（給料表の適用範囲に関する規則の一部改正）

第2条 給料表の適用範囲に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-44）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（医療職給料表(□)の適用範囲）</p> <p>第4条 医療職給料表(□)は、えひめ国体推進局国体競技式典課、子ども療育センター、保健所、食肉衛生検査センター、動物愛護センター、家畜保健衛生所、家畜病性鑑定所、義務教育諸学校及び共同調理場に勤務する職員並びに財団法人愛媛県動物園協会（昭和62年4月1日に財団法人愛媛県動物園協会という名称で設立さ</p>	<p>（医療職給料表(□)の適用範囲）</p> <p>第4条 医療職給料表(□)は、____、子ども療育センター、保健所、食肉衛生検査センター、動物愛護センター、家畜保健衛生所、家畜病性鑑定所、義務教育諸学校及び共同調理場に勤務する職員並びに財団法人愛媛県動物園協会（昭和62年4月1日に財団法人愛媛県動物園協会という名称で設立さ</p>

れた法人をいう。)へ派遣されている職員で、次に掲げるものに適用する。

(1)~(9) 省略

(医療職給料表(三)の適用範囲)

第5条 医療職給料表(三)は、保健所、子ども療育センター、心と体の健康センター、児童相談所、身体障害者更生相談所及びえひめ学園に勤務する職員並びに市町_____へ派遣されている職員で、保健指導若しくは看護等に従事し、又は学生の実習等を指導する保健師、助産師、看護師及び准看護師であるものに適用する。

れた法人をいう。)へ派遣されている職員で、次に掲げるものに適用する。

(1)~(9) 省略

(医療職給料表(三)の適用範囲)

第5条 医療職給料表(三)は、保健所、子ども療育センター、心と体の健康センター、児童相談所及び身体障害者更生相談所_____に勤務する職員並びに市町及び学校法人RWFグループへ派遣されている職員で、保健指導若しくは看護等に従事し、又は学生の実習等を指導する保健師、助産師、看護師及び准看護師であるものに適用する。

(教育職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部改正)

第3条 教育職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 62)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第4条 条例第6条の2の人事委員会の定めるものは、公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に所属する_____<u>主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員</u>で職務の級が中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の1級、2級又は特2級のものとする。</p>	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第4条 条例第6条の2の人事委員会の定めるものは、公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に所属する<u>教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員</u>で職務の級が中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の1級、2級又は特2級のものとする。</p>

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第4条 管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 68)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																
<p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部局</th> <th style="width: 70%;">公 職</th> <th style="width: 20%;">区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">知事の 事務部 局</td> <td><u>特命理事</u></td> <td rowspan="10">1種</td> </tr> <tr> <td>本庁部長</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>_____</td> </tr> <tr> <td><u>環境技術専門監</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>総務担当次長</td> </tr> <tr> <td><u>運営・式典担当次長</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>_____</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">省略</td> <td>_____</td> <td rowspan="7">3種</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>学校連携推進監</td> </tr> <tr> <td><u>交通警備調整監</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table>	部局	公 職	区分	知事の 事務部 局	<u>特命理事</u>	1種	本庁部長	省略	_____	<u>環境技術専門監</u>	省略	総務担当次長	<u>運営・式典担当次長</u>	省略	_____	省略	_____	3種	省略	学校連携推進監	<u>交通警備調整監</u>	省略	_____	_____	<p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部局</th> <th style="width: 70%;">公 職</th> <th style="width: 20%;">区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">知事の 事務部 局</td> <td>_____</td> <td rowspan="10">1種</td> </tr> <tr> <td>本庁部長</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td><u>営業副本部長</u></td> </tr> <tr> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>総務担当次長</td> </tr> <tr> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td><u>東京事務所副所長</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">省略</td> <td>_____</td> <td rowspan="7">3種</td> </tr> <tr> <td><u>環境技術専門監</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>学校連携推進監</td> </tr> <tr> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td><u>研修所次長</u></td> </tr> </tbody> </table>	部局	公 職	区分	知事の 事務部 局	_____	1種	本庁部長	省略	<u>営業副本部長</u>	_____	省略	総務担当次長	_____	省略	<u>東京事務所副所長</u>	省略	_____	3種	<u>環境技術専門監</u>	省略	学校連携推進監	_____	省略	<u>研修所次長</u>
部局	公 職	区分																																															
知事の 事務部 局	<u>特命理事</u>	1種																																															
	本庁部長																																																
	省略																																																

	<u>環境技術専門監</u>																																																
	省略																																																
	総務担当次長																																																
	<u>運営・式典担当次長</u>																																																
	省略																																																

省略	_____	3種																																															
	省略																																																
	学校連携推進監																																																
	<u>交通警備調整監</u>																																																
	省略																																																

部局	公 職	区分																																															
知事の 事務部 局	_____	1種																																															
	本庁部長																																																
	省略																																																
	<u>営業副本部長</u>																																																

	省略																																																
	総務担当次長																																																

	省略																																																
	<u>東京事務所副所長</u>																																																
省略	_____	3種																																															
	<u>環境技術専門監</u>																																																
	省略																																																
	学校連携推進監																																																

	省略																																																
	<u>研修所次長</u>																																																

	東京事務所副所長				
	省略				
	省略	4 種		省略	4 種
	地方局産業経済部産業振興課商工観光室長			東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室長	
	—			南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室長	
	—			省略	
	省略			地方局土木事務所用地管理課長	
	地方局土木事務所用地管理課長			—	
	研修所次長			省略	
	省略			省略	
	省略	5 種		省略	5 種
	企画工事検査専門員			企画工事検査専門員	
	東予地方局健康福祉環境部健康増進課医監			—	
	南予地方局健康福祉環境部八幡浜支局健康増進課医監			—	
	省略			省略	
委員会等の事務部局	省略			委員会等の事務部局	
	省略	3 種		省略	3 種
	部付			部付	
	文化財専門監			—	
	省略			省略	
	省略			省略	
省略				省略	
備考	省略			備考	省略

(教育職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第5条 教育職員の管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-390)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
公	職	区分	公	職	区分
省略			省略		
教頭(3種_____に該当する教頭を除く。)		省略	教頭(3種及び5種に該当する教頭を除く。)		省略
			教頭(条例別表第2の職務の級が2級である教頭に限る。)		5 種
別表第2(第3条関係)			別表第2(第3条関係)		
1	省略		1	省略	
2	高等学校等教育職員給料表		2	高等学校等教育職員給料表	
職務の級	区分	管理職手当	職務の級	区分	管理職手当
省略			省略		
2 級	5 種	30,000円	2 級	5 種	30,000円
別表第3(第3条関係)			別表第3(第3条関係)		
1	省略		1	省略	
2	高等学校等教育職員給料表		2	高等学校等教育職員給料表	
職務の級	区分	管理職手当	職務の級	区分	管理職手当
省略			省略		

省略			省略		
			2 級	5 種	22,400円

(地域手当に関する規則の一部改正)

第6条 地域手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 1026)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(支給地域及び級地)</p> <p>第2条 条例第9条の2第1項の人事委員会規則で定める地域は、次の各号に掲げる地域とし、同条第3項の地域手当の級地は、当該各号に定める級地とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 広島県広島市 5級地</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>附 則</p> <p>2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年愛媛県条例第48号)附則第14項の規定により読み替えられた条例(以下「読替え後の条例」という。)第9条の2第2項第1号の人事委員会規則で定める割合は100分の18.5とし、同項第2号の人事委員会規則で定める割合は100分の15.5とし、同項第3号の人事委員会規則で定める割合は100分の14とし、<u>同項第5号の人事委員会規則で定める割合は100分の10とし</u>、同項第6号の人事委員会規則で定める割合は100分の5とし、同項第7号の人事委員会規則で定める割合は100分の3とし、読替え後の条例第9条の3の人事委員会規則で定める割合は100分の15.5とする。</p>	<p>(支給地域及び級地)</p> <p>第2条 条例第9条の2第1項の人事委員会規則で定める地域は、次の各号に掲げる地域とし、同条第3項の地域手当の級地は、当該各号に定める級地とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>附 則</p> <p>2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年愛媛県条例第48号)附則第14項の規定により読み替えられた条例(以下「読替え後の条例」という。)第9条の2第2項第1号の人事委員会規則で定める割合は100分の18.5とし、同項第2号の人事委員会規則で定める割合は100分の15.5とし、同項第3号の人事委員会規則で定める割合は100分の14とし、<u>同項第5号の人事委員会規則で定める割合は100分の10とし</u>、同項第6号の人事委員会規則で定める割合は100分の5とし、同項第7号の人事委員会規則で定める割合は100分の3とし、読替え後の条例第9条の3の人事委員会規則で定める割合は100分の15.5とする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第4号

愛媛県公営企業組織規程等の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成28年4月1日

愛媛県公営企業管理者 俊野健治

愛媛県公営企業組織規程等の一部を改正する管理規程

(愛媛県公営企業組織規程の一部改正)

第1条 愛媛県公営企業組織規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(病院の係)</p> <p>第11条 事務局(愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院にあつては、課)、愛媛県立中央病院の検査部、放射線部、<u>リハビリテーション部</u>、輸血部及び薬剤部、愛媛県立今治病院の検査部、放射線部及び薬剤部並びに愛媛県立新居浜病院の検査部、放射線部及び薬剤部に係を置く。</p> <p>2 省略</p> <p>別表第3(第11条関係)</p>	<p>(病院の係)</p> <p>第11条 事務局(愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院にあつては、課)、愛媛県立中央病院の検査部、放射線部、<u>リハビリテーション部</u>、輸血部及び薬剤部、愛媛県立今治病院の検査部、放射線部及び薬剤部並びに愛媛県立新居浜病院の検査部、放射線部及び薬剤部に係を置く。</p> <p>2 省略</p> <p>別表第3(第11条関係)</p>

病院	係の名称
愛媛県立中央病院	省略
省略	省略

病院	係の名称
愛媛県立中央病院	省略 (リハビリテーション部) 作業療法係、理学療法係
省略	省略

(愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 愛媛県企業職員の給与に関する規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後										改正前									
別表第1 (第3条関係)										別表第1 (第3条関係)									
給料表級別職務区分表										給料表級別職務区分表									
職務の級 給料表区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	職務の級 給料表区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行政職給料表 (1~9)	省略	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師主任主事主任技師	省略	省略	省略 課付管理事務(5級) 管理事務(6級) 事務(5級) 省略	省略 管理事務(5級) 事務(6級) 事務(5級) 省略				行政職給料表 (1~9)	省略	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師	省略	省略	省略 課付管理事務(5級) 省略	省略 管理事務(5級) 事務(6級) 事務(5級) 省略			
省略										省略									
医療職給料表 (一) (1~7)	省略	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師主任技師	省略	省略	省略	技師長 省略 薬剤師長 省略	省略			医療職給料表 (一) (1~7)	省略	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師	省略	省略	技師長 (5級) 薬剤師長 (5級) 省略	技師長 (6級) 省略 薬剤師長 (6級) 省略			
医療職給料表 (二) (1~7)	定型な業務	省略								医療職給料表 (二) (1~7)	定型な業務	省略							

を行 う技 師 主任 技師																				
---------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第2（第5条関係）

管理職手当の支給を受ける者の範囲及び区分

公職	区分
省略	
省略 管理事務所長（5種に該当する職を除く。）	4種
省略 本局主幹 管理事務所長（4種に該当する職を除く。）	5種
省略	

を行 う技 師																				
---------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第2（第5条関係）

管理職手当の支給を受ける者の範囲及び区分

公職	区分
省略	
省略 管理事務所長	4種
省略 本局主幹	5種
省略	

（愛媛県公営企業公舎貸与規程の一部改正）

第3条 愛媛県公営企業公舎貸与規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後										改 正 前											
別表第1（第7条関係）										別表第1（第7条関係）											
公舎の延べ面積（当該公舎に附属する別棟の物置舎等がある場合は、その延べ面積を除く。）		単 位		基準使用料の額						公舎の延べ面積（当該公舎に附属する別棟の物置舎等がある場合は、その延べ面積を除く。）		単 位		基準使用料の額							
				松山市			松山市以外							松山市			松山市以外				
55平方メートル未満		1平方メートル 1月につき		<u>386円</u>			<u>371円</u>			55平方メートル未満		1平方メートル 1月につき		<u>358円</u>			<u>351円</u>				
55平方メートル以上70平方メートル未満		1平方メートル 1月につき		<u>483円</u>			<u>465円</u>			55平方メートル以上70平方メートル未満		1平方メートル 1月につき		<u>449円</u>			<u>439円</u>				
70平方メートル以上80平方メートル未満		1平方メートル 1月につき		<u>584円</u>			<u>561円</u>			70平方メートル以上80平方メートル未満		1平方メートル 1月につき		<u>546円</u>			<u>535円</u>				
80平方メートル以上100平方メートル未満		1平方メートル 1月につき		<u>720円</u>			<u>692円</u>			80平方メートル以上100平方メートル未満		1平方メートル 1月につき		<u>662円</u>			<u>648円</u>				
100平方メートル以上		1平方メートル 1月につき		<u>878円</u>			<u>844円</u>			100平方メートル以上		1平方メートル 1月につき		<u>823円</u>			<u>807円</u>				
別表第2（第7条関係）										別表第2（第7条関係）											
構造	年数	金 額																			
		55平方メートル未満		55平方メートル以上70平方メートル未満		70平方メートル以上80平方メートル未満		80平方メートル以上100平方メートル未満		100平方メートル以上		55平方メートル未満		55平方メートル以上70平方メートル未満		70平方メートル以上80平方メートル未満		80平方メートル以上100平方メートル未満		100平方メートル以上	
				松山	松山市	松山	松山市	松山	松山市					松山	松山市	松山	松山市	松山	松山市		

木造	5年	35 円	102 円	44 円	127 円	50 円	133 円	60 円	181 円	76 円	193 円
	10年	118 円	178 円	138 円	217 円	137 円	240 円	187 円	308 円	196 円	354 円
	15年	179 円	222 円	215 円	272 円	224 円	302 円	292 円	384 円	330 円	450 円
	20年	249 円	273 円	311 円	342 円	339 円	385 円	427 円	481 円	516 円	584 円
	25年	296 円	306 円	361 円	378 円	409 円	435 円	522 円	550 円	611 円	652 円
	30年	308 円	315 円	400 円	405 円	476 円	483 円	602 円	607 円	715 円	727 円
組積造	5年	24 円	62 円	29 円	75 円	34 円	74 円	41 円	111 円	51 円	105 円
	10年	53 円	131 円	58 円	159 円	61 円	171 円	75 円	228 円	92 円	253 円
	15年	139 円	177 円	173 円	217 円	204 円	237 円	250 円	307 円	306 円	351 円
	20年	189 円	210 円	236 円	259 円	279 円	287 円	343 円	363 円	419 円	424 円
	25年	215 円	230 円	268 円	283 円	317 円	317 円	391 円	397 円	477 円	476 円
	30年	232 円	254 円	288 円	312 円	342 円	347 円	420 円	434 円	513 円	515 円
鉄骨鉄筋 コンクリート造及び鉄筋コンクリート造	5年	18 円	40 円	22 円	49 円	26 円	44 円	31 円	75 円	39 円	59 円
	10年	32 円	92 円	39 円	111 円	46 円	116 円	55 円	162 円	69 円	169 円
	15年	99 円	133 円	122 円	160 円	145 円	172 円	177 円	229 円	218 円	254 円
	20年	126 円	164 円	157 円	200 円	184 円	217 円	227 円	282 円	277 円	321 円
	25年	151 円	188 円	188 円	230 円	221 円	252 円	272 円	323 円	333 円	373 円
	30年	175 円	208 円	217 円	254 円	256 円	279 円	315 円	355 円	385 円	414 円
	35年	197 円	222 円	245 円	272 円	290 円	301 円	357 円	380 円	435 円	446 円
	40年	219 円	234 円	271 円	287 円	322 円	321 円	396 円	401 円	484 円	483 円
	45年	239 円	242 円	296 円	297 円	352 円	351 円	433 円	433 円	528 円	528 円
	50年	254 円	277 円	309 円	339 円	366 円	378 円	450 円	471 円	549 円	561 円

木造	5年	71 円	105 円	88 円	129 円	101 円	142 円	119 円	180 円	150 円	210 円
	10年	143 円	174 円	173 円	211 円	189 円	240 円	235 円	296 円	278 円	357 円
	15年	193 円	215 円	234 円	262 円	258 円	298 円	319 円	365 円	384 円	445 円
	20年	249 円	261 円	312 円	326 円	350 円	373 円	427 円	455 円	534 円	568 円
	25年	286 円	292 円	352 円	359 円	406 円	420 円	503 円	517 円	610 円	631 円
	30年	295 円	299 円	382 円	384 円	459 円	464 円	567 円	570 円	692 円	699 円
組積造	5年	48 円	67 円	60 円	82 円	68 円	89 円	80 円	116 円	102 円	130 円
	10年	91 円	131 円	109 円	159 円	122 円	178 円	146 円	222 円	184 円	265 円
	15年	153 円	173 円	190 円	211 円	221 円	238 円	267 円	295 円	332 円	355 円
	20年	193 円	204 円	239 円	250 円	279 円	283 円	337 円	347 円	419 円	422 円
	25年	214 円	221 円	265 円	272 円	310 円	310 円	375 円	378 円	465 円	466 円
	30年	232 円	243 円	288 円	298 円	335 円	338 円	405 円	412 円	504 円	506 円
鉄骨鉄筋 コンクリート造及び鉄筋コンクリート造	5年	36 円	48 円	45 円	57 円	51 円	61 円	60 円	83 円	76 円	88 円
	10年	65 円	95 円	80 円	115 円	91 円	127 円	108 円	162 円	137 円	188 円
	15年	115 円	132 円	142 円	160 円	164 円	179 円	198 円	224 円	247 円	266 円
	20年	142 円	161 円	175 円	196 円	203 円	219 円	244 円	272 円	305 円	328 円
	25年	164 円	183 円	203 円	224 円	236 円	251 円	284 円	309 円	354 円	375 円
	30年	185 円	202 円	228 円	246 円	265 円	277 円	319 円	339 円	397 円	412 円
	35年	202 円	215 円	249 円	262 円	290 円	296 円	350 円	362 円	436 円	442 円
	40年	217 円	226 円	269 円	275 円	313 円	314 円	379 円	381 円	470 円	471 円
	45年	231 円	232 円	285 円	284 円	332 円	333 円	402 円	402 円	499 円	499 円
	50年	253 円	264 円	309 円	324 円	360 円	367 円	435 円	446 円	541 円	548 円

注 1 省略

2 年数の算定基準日は、平成28年 4 月 1 日とする。

別表第 3 (第 7 条関係)

駐車場の種類	金 額	
	松山市	松山市以外
屋根なし舗装なし	2,750円	2,390円
屋根なし舗装あり	3,440円	2,990円
屋根あり舗装なし	5,160円	4,740円
屋根あり舗装あり	5,850円	5,340円

注 1 省略

2 年数の算定基準日は、平成26年 4 月 1 日とする。

別表第 3 (第 7 条関係)

駐車場の種類	金 額	
	松山市	松山市以外
屋根なし舗装なし	2,340円	2,160円
屋根なし舗装あり	2,930円	2,700円
屋根あり舗装なし	4,400円	4,200円
屋根あり舗装あり	4,990円	4,740円

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、公布の日から施行する。

(愛媛県公営企業公舎貸与規程の一部改正に伴う経過措置)

2 第 3 条の規定による改正後の愛媛県公営企業公舎貸与規程(以下「新貸与規程」という。)第 7 条第 1 項から第 4 項までの規定によって算定した職員公舎及び職員アパート(以下「職員公舎等」という。)の使用料の額が、第 3 条の規定による改正前の愛媛県公営企業公舎貸与規程(以下「旧貸与規程」という。)第 7 条第 1 項ただし書の規定の適用がないものとして、同項から同条第 4 項までの規定によって算定した職員公舎等の使用料の額(その額が、愛媛県公営企業公舎貸与規程の一部を改正する管理規程(昭和63年愛媛県公営企業管理規程第 7 号)による改正前の愛媛県公営企業公舎貸与規程第 7 条第 1 項から第 4 項までの規定によって算定した額、愛媛県公営企業公舎貸与規程の一部を改正する管理規程(平成16年愛媛県公営企業管理規程第 3 号)による改正前の愛媛県公営企業公舎貸与規程第 7 条第 1 項から第 4 項までの規定によって算定した額又は愛媛県公営企業公舎貸与規程の一部を改正する管理規程(平成26年愛媛県公営企業管理規程第 4 号)による改正前の愛媛県公営企業公舎貸与規程第 7 条第 1 項から第 4 項までの規定によって算定した額を下回るときは、これらの額のうちのいずれか多い額。以下「旧使用料の額」という。)を下回るときは、職員公舎等の使用料の額は、当分の間、旧使用料の額に新貸与規程第 7 条第 5 項及び第 6 項の規定を適用して算定した額とする。

3 新貸与規程第 7 条第 1 項から第 4 項までの規定によって算定した看護師宿舎の使用料の額が、旧貸与規程第 7 条第 1 項ただし書の規定の適用がないものとして、同項から同条第 4 項までの規定によって算定した看護師宿舎の使用料の額(その額が、愛媛県公営企業公舎貸与規程の一部を改正する管理規程(平成26年愛媛県公営企業管理規程第 4 号)による改正前の愛媛県公営企業公舎貸与規程第 7 条第 8 項の適用がなく、かつ、同条第 1 項から第 4 項までの規定の適用があるものとして算定した額を下回るときは、当該額。以下「旧看護師宿舎使用料の額」という。)を下回るときは、看護師宿舎の使用料の額は、当分の間、旧看護師宿舎使用料の額に新貸与規程第 7 条第 5 項及び第 6 項の規定を適用して算定した額とする。

公営企業訓令

○愛媛県公営企業訓令第 2 号

公営企業管理局
各 事 業 所

愛媛県企業臨時職員の給与に関する規則等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 4 月 1 日

愛媛県公営企業管理者 俊 野 健 治

愛媛県企業臨時職員の給与に関する規則等の一部を改正する訓令

(愛媛県企業臨時職員の給与に関する規則の一部改正)

第 1 条 愛媛県企業臨時職員の給与に関する規則(昭和46年愛媛県公営企業訓令第 3 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 愛媛県企業職員中地方公務員法(昭和25年法律第261号) _____ _____ 第22条第 2 項の規定により、6 箇月以下の期間を定めて雇用される職員及び日々雇用される職員(以下「臨時職員」という。)の給与に関しては、臨時職員の給与規程</p>	<p>1 愛媛県企業職員中地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第17</u> 条の規定に基づく試験又は選考に合格し、2 箇月の期間をもつて任用された職員及び同法第22条第 2 項の規定により任用された職員並びに日々雇用された職員 _____ の給与に関しては、臨時職員の給与規程</p>

改 正 後

改 正 前

別表第1（第4条関係）

所長及び院長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

別表第1（第4条関係）

所長及び院長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の 種 類	事 項	発電 工水 管理 事務 所及 び工 業用 水道 管理 事務 所 に お け る 決 裁 区 分	愛媛県立中 央病院、愛 媛県立今治 病院及び愛 媛県立新居 浜病院にお ける決裁区 分				愛媛 県立 南宇 和病 院に おけ る決 裁区 分							
			専 決 者 所 長	院 長	専 決 者		院 長	専 決 者 所 長	院 長	専 決 者				
					事 務 局 長	課 長				主 幹	事 務 局 長	課 長	主 幹	
1～5 省略														
6 収 入又 は支 出を 伴う 事務	1・2 省略													
	3 次に掲げる事件の決定 に関する事。													
	(1) 1件500万円以上の 支出を伴う事件													
	(2) 1件100万円以上500 万円未満の支出を伴う 事件	—			—									
	(3) 1件30万円以上100 万円未満の支出を伴う 事件							—						—
(4) 省略														
7 そ 他の の事 務	1 重要な会議の開催に 関すること。													
	2～5 省略													

備考 省略

別表第3（第4条関係）

院長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

		愛媛県立中 央病院、愛 媛県立今治		愛媛 県立 南宇	

事務の 種 類	事 項	発電 工水 管理 事務 所及 び工 業用 水道 管理 事務 所 に お け る 決 裁 区 分	愛媛県立中 央病院、愛 媛県立今治 病院及び愛 媛県立新居 浜病院にお ける決裁区 分				愛媛 県立 南宇 和病 院に おけ る決 裁区 分							
			専 決 者 所 長	院 長	専 決 者		院 長	専 決 者 所 長	院 長	専 決 者				
					事 務 局 長	課 長				主 幹	事 務 局 長	課 長	主 幹	
1～5 省略														
6 収 入又 は支 出を 伴う 事務	1・2 省略													
	3 次に掲げる事件の決定 に関する事。													
	(1) 1件100万円以上の 支出を伴う事件													
	(2) 1件30万円以上100 万円未満の支出を伴う 事件													
	(3) 省略													
7 そ 他の の事 務	1 ____会議の開催に 関すること。													
	2～5 省略													

備考 省略

別表第3（第4条関係）

院長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

		愛媛県立中 央病院、愛 媛県立今治		愛媛 県立 南宇	

組織名	事務の種類	事項	病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分			和病院における決裁区分		
			専決者			専決者		
			院長	事務局長	課長	主幹	院長	事務局長
総務課	1 省略							
	2 人事管理に関する事務	1 院内職員の身分及び服務に関すること。						
		(1) 出張、休暇、育児休業等、職務専念義務の免除等（職員の海外出張及び院長の県外出張を除く。）						
		ア・イ 省略						
		ウ ア及びイ以外のもの			—			—
		(2) 省略						
		2 院内職員の住居手当及び通勤手当の決定			—			—
	3・4 省略							
	3～6 省略							
	7 財産の管理及び処分に関する事務	1～3 省略						
4 庁舎管理に関すること。								
(1) 庁舎内における行為の許可				—				
5 省略								
8・9 省略								
10 広報、統計及び調査に関する事務	1 広報、統計（他の主管に属するものを除く。）及び調査に関すること。							
	(1) 重要なもの			—			—	
	(2) 軽易なもの			—			—	

備考 省略

組織名	事務の種類	事項	愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分		愛媛県立南宇和病院における決裁区分	
			院長	専決者 事務局長	院長	専決者 事務局長
医事課	1・2 省略					
	3 社会保険に関する事務	1 _____ 証明に関すること。		—		—
	4～7 省略					
	8 物品の管理及び処分に関する事務	1 不用物品の処分に関すること。 (1) 予定価格が1件10万円以上のもの		—		—
		(2) 予定価格が1件10万円未満のもの		—		—
	2 その他物品の管理に関すること。		—		—	
9 給食及び栄養に関する事務	1 省略					
	2 給食従事者の検便結果報告に関すること。		—		—	
	3 栄養月報及び給食調査票に関すること。		—		—	

備考 省略

備考 省略

組織名	事務の種類	事項	愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分		愛媛県立南宇和病院における決裁区分	
			院長	専決者 事務局長	院長	専決者 事務局長
医事課	1・2 省略					
	3 社会保険に関する事務	1 自動車損害賠償責任保険に係る医療費等の証明に関すること。		—		—
		2 1以外の証明に関すること。		—		—
4～7 省略						
8 物品の管理及び処分に関する事務	1 不用物品の処分に関すること。		—		—	
	2 その他物品の管理に関すること。		—		—	
9 給食及び栄養に関する事務	1 省略					
	2 給食従事者の検便結果報告に関すること。		—		—	
	3 栄養月報及び給食調査票に関すること。		—		—	

備考 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。